

平成20年度一般会計予算特別委員会会議録

平成20年 3月17日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 22:12

○ 委員長

ただ今から、平成20年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案第9号 平成20年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。それでは第10款、教育費、160ページから196ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております160ページ、教育費、教育委員会費、学校運営、教育方針、危機管理について、瀬戸委員の質疑を許します。

○ 瀬戸委員

齊藤市長が就任されまして2回目の予算編成となりまして、今回は市長の思いがしっかりと入った予算編成方針になっているかと思われまして、平成20年度施政方針におきましても、いろいろ力を入れたところがあるということで、その中で一つ、学校教育についても予算を多くされてあるということを伺っております。その中で、教育委員会委員報酬のところでお尋ねを申し上げます。学校教育の問題、教育委員さんでいろいろと協議をされてお決めになっているかと思いますが、まず、小学校・中学校の事務局のほうの運営については、どのようなことに重きを置いて方針を決められているか、お尋ね申し上げます。

○ 学校教育課長

教育委員会といたしましては、基本的に、市の学校ホームページ、そういった画面構成については統一した形で指導しておりますけれども、学校の運営方針、あるいは教育方針につきましては、学習指導要領や市の教育方針を基底に、各学校の学校経営方針を定めるように指導しているところでございます。また、毎年作成しております各学校の経営方針は、学校長がその地域の実態やその学校に通う子ども達の実態を鑑みまして作成していくものであり、そこには特色を持たせ、独自性を出すように指導しているところでございます。

○ 瀬戸委員

今、ご回答いただいたとおり、学習指導要領なんかに、そういう工夫を活かした特色のある教育活動を展開する、それは学校長がお決めになるようなことになってますが、私、先日、パソコンで各学校の教育方針というのを見せていただきましたけれど、各校バラバラなんです。ちょっと私、頭をひねるんですが、同じ飯塚市の地域で教育方針がバラバラである、と。数値表の形態も違っているとありますね。3段階、また、点数方式で入ってくる。で、同じ飯塚市でバラバラでいいのだろうか、と。例えば、市民が、通学区がなくて選べるんだったらそれでもいいんじゃないかと思いますが、選べない。通学区が決まってる。で、ああいうものを見て、この学校に行きたいといっても、行けないわけですよ。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○ 学校教育課長

各学校が企画する学校行事、そういったものをはじめ、数々の教育活動におきましては、いずれも子ども達の能力を伸ばそうとするために実施しているものでございます。従いまして、統一して実施する教育活動は当然必要であると思っておりますけれども、その学校におけます地域の実態や子どもの実態に基づいた教育活動も当然必要になってくるかと思っております。そのため、年度はじめには各学校が作成いたしました教育指導計画書を提出させまして、筑豊教育事務所と学校教育課が連携いたしまして、点検等を行っているところでございます。学習指導要領や市の教育方針から外れるような教育活動が計画してあれば、当然是正をさせ、適正なものにしていくように指導を行っているところでございます。

○ 瀬戸委員

おっしゃっていることはよくわかるんですがね、例えば行事一つにしても、小学校で、本当にいいことをやってあるなと思うところと、全くそういうことをやられてない小学校、ございます。多分、校長会とかあると思うんですが、そのあたりでもう少し教育委員会のほうが、きちんとしっかり捉えてですね、学校任せにしないで、いいものはいい、やらなくちゃいけないことはやらなくちゃいけない、きちんと方針を伝えてほしいなと思うんですよね。先日、皆さんもご存知のとおり、2ちゃんねる、インターネットで、福岡県内の小学生を午後3時に殺す、ということがありました。うちも、小学校3年生の子どもが一人いるんですが、今日みんなで学校から帰ってきた、で、一枚紙を握って帰ってきました。こういうことがあったから今日は集団下校させました、と。帰ってきた時に持ってきたんですね。で、危機管理とかどうなってるんですかね。各学校それぞれ違うかと思うんですが、そういうものは統一しなくちゃいけないんじゃないですか。例えば、その二日後にまた同じ記事が載りました。その次の時は、紙一枚持ってこないんです。今日もみんなで帰ってきた、と。どうして、と言ったら、また同じみたいなのが載ったらしいよ、と。私のところは飯塚小学校なんですけどね、菰田小学校の方は、用紙を持って帰ってきた。しかし、当日に用紙を持って帰ってきて、どうなるんですか。例えば、危機管理マニュアルがしっかりしておけば、各父兄にきちんとした通達が前の日にくくなり、あれは1日に出て、予定が3日か何かだったですね。そういうもので、連絡する時間はあったと思うんですよ。じゃあ親御さんのほうにきちんと連絡を、学校のほうから入れなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、そのあたりの危機管理マニュアルはどうなってるんですかね。

○ 学校教育課長

今回の事案で、各学校への対応といたしまして、集団下校、さらに教師による下校時の巡回、危険箇所の見守り、さらに保護者・自治会等への連絡と同時に、下校時の見守り隊への協力依頼、そういったものを行うように指導しておりました。改めて確認をしたところ、一部の学校で対応が異なっていたということが判明いたしましたので、教育委員会としては誠に遺憾に思っております。子ども達の安心・安全は、当然学校だけでなく、PTA、地域の方々と連携することが不可欠であるというふうに考えております。そこで、危機管理体制を含めまして、周知文書等の発信については統一化した取組みで対応をし、子ども達の登下校におけます安心・安全の確保に向けて、市道の徹底に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○ 瀬戸委員

ということになると、今から危機管理マニュアルはきちんと統一したものを作られるということで、よろしいですか。

○ 学校教育課長

すでに各学校では危機管理マニュアルはそれぞれ作成しております。それについても、教育委員会として4月当初に提出させまして、その確認をし、先ほど申しましたように、統一されていないものがありましたら、こちらから指導して是正をするように、それは4月当初に行っております。

○ 瀬戸委員

各学校に危機管理マニュアルはあるということですね。じゃあ、今おっしゃったような答弁で結構ですので、きちんとそれを、今後、対応ができるような統一したものに指導をお願いしておきます。終わります。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

おはようございます。164ページ、人権同和教育費、報償費の中ほどですが、解放子ども会講師謝礼金が648万1千円計上されています。ほかにも関連の予算があるかと思うんですが、資料集のほうでは183ページに解放子ども会活動状況という概括的なものが出ております。それで、いくつかお尋ねしていきますけれども、この648万1千円の予算計上ですが、内訳をお尋ねします。

○ 人権同和教育課長

内訳でございますけれども、まだ平成20年度の新1年生の入学状況を把握しておりませんので、学級数が22になるのか23になるのか、そのところは微妙なものがございます。平成19年度実績によりますと22学級で、のべ回数956回、956回の中には、指導といいますか、携わっておられる教職員の方々が1名ないし2名、または、多い学級によっては3名のところもございます。で、1回の謝礼金単価を3千円と統一いたしまして、648万1千円の金額を予算計上しております。

○ 川上委員

私が情報公開請求した解放同盟の補助金の完了報告書を見ると、例えば、筑穂解放子ども会合宿研修会の補助金実績報告書というのがあって、35人が福岡のプラネタリウム、田川の石炭博物館、それからサンビレッジ茜などに入場して、35人で473,495円使ってるわけですね。で、その報告が入ってます。こういうのも、この中に入ってるんですか。

○ 人権同和教育課長

この部分で、解放子ども会講師謝礼金の中には含まれておりません。

○ 川上委員

今、言ったような研修というのは、別枠だということですね。

○ 人権同和教育課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

そうしますと、この648万円というのは子どもに行く金ではなくて、純粹に大人に行くお金ということですね。

○ 人権同和教育課長

お世話をいただいております先生方に支払われる謝金でございます。

○ 川上委員

前年度と比べると予算は、これは増ですか、減ですか。

○ 人権同和教育課長

減になっております。

○ 川上委員

幾らの減で、何が何の理由で減額になっておるのか、お尋ねします。

○ 人権同和教育課長

減額は約320万円でございます。根拠といたしまして、時間単価の統一、平成19年度までは4千円支払っておりましたけれども、3千円に単価を統一いたしております。

○ 川上委員

先ほど申しました部落解放同盟の補助金の完了報告書を見ますとね、町協議会の教育対策部報告というのがあって、「解放子ども会活動活性化の取り組みについて」という欄があるんです。で、これを見ますとね、保護者・児童・生徒の参加が年々減少しているというふうに書いてるんですよ。この「年々減少」というのと、予算の削減というのは、連動はしていないんですか。

○ 人権同和教育課長

若干、そういう要素も含まれているのではないかと考えております。

○ 川上委員

解放同盟はですね、そこで、参加活性化対策として、町協議会委員会、関係保護者などに呼びかけて、支部・地域あげての参加活性化を進めていますが、現在も好転していませんと書いてあるわけです。こういう状況をあなた方は目にしているわけだけでも、こういう状況と今度の予算計上との関係は、どこをどういうふうに考慮されたのか、お尋ねします。

○ 人権同和教育課長

時間単価の統一の件でございますけれども、昨年、補助金交付申請におきまして、県のほうからも実際に指摘を受けております。1市4町それぞれ解放学級、解放子ども会があるわけでございますけれども、1市4町それぞれが、2時間やっているところ、1時間やっているところ、また1時間半やっているところ等、まちまちでございました。で、平成20年度から1時間半に統一を図りまして、3千円の時間単価ということで設定をさせていただいております。

○ 川上委員

だいたい、こういう子どもの事業に、大人が講師とかで行って、やはり謝礼を払わないといけないんじゃないでしょうか。学校の先生もおられるわけでしょう。謝礼を払うというのは、飯塚市が払ってるわけでしょう。どういう関わり合いで謝礼を払うわけですか。

○ 人権同和教育課長

生涯学習課が所管いたします子ども会活動、また、私たち人権同和教育課が所管いたします解放子ども会、どちらも教育委員会所管でございます。まず、生涯学習課で行う子ども会には、子ども会指導者連絡協議会なるものがございまして、これに補助金を出しております。主にレクリエーション活動であり、年に2・3回、子どもページェント等、主にレクリエーション活動がありますので、その補助金の中で運営をされております。片や解放子ども会につきましても、人権同和教育課が所管しておりますけれども、子ども会に理解のある教職員の方々に業務外の時間帯に学力補充、人権教育を主として携わっていただいておりますので、それについて謝金を支払っております。

○ 川上委員

今、お金が減額になったのはなぜかだとか、そもそも謝礼金を出すのはなぜかだとか聞いてきたんですが、一体全体、この解放子ども会というのがよくわからないところがあるわけです。で、先ほど紹介したところをよく見ると、筑穂ですね。で、解放同盟自身も、今の段階では参加者が年々減少しておって、なぜかわからない。活性化を図るけれども好転しない、と、解放同盟自身が悩んでるわけです。ですから、そもそもこの活動に対して税金で謝礼金を出すというようなことで、本当に良いのかということを考えないといけないという状況だと思うんですよ。そこで、解放子ども会そのものについてお尋ねしますよ。解放子ども会というのは、いったいどういう組織で、どういう始まりになっておるのか、お尋ねします。

○ 人権同和教育課長

1951年に広島県福島町で若草子ども会、その年かその翌年だったと思いますけれども、京都で田中子ども会が発足していますが、文献によりますと、この田中子ども会が原型ではないかと言われております。飯塚地区、私たちのこの地域におきましては、昭和46年に各町に同和教育研究協議会が発足いたしております。その中で庄内町同和教育研究部会の活動として小学生学習会、また中学生学習会を子ども会で開かれたのが、解放子ども会の前身ではないかと認識いたしております。

○ 川上委員

その時代というか、当時やっぱり、地区の置かれた低環境の状態というのがあったわけですよ。それで、先生方とかは努力されて、子どもに学力の保証とか生きる力を応援するとかいうことを、いうなればボランティアですよ。誰からも金を貰うことなく、現場に行って努力して

きているわけですよ。それが始まりではないんですか。ところが、その後、解放子ども会というのは、行政の関与が深まるにつれて、変わっていく面があるんですね。例えば、大分小学校では長い間、5月23日、狭山闘争の日ということで、解放子ども会の子どもたちとそれ以外の子どもたちを、講堂で、体育館で対面式をさせたことがありますね。意味がわかりますか。例えばこちらが学校の先生が居るほうとするでしょ。で、子どもたちがここに並ぶでしょ、そして「今日は対面式です」ということで、じゃあ、解放子ども会の皆さん、前に出てきてくださいっていうことをしたことがあるわけです。で、前に出てくるでしょ。で、解放子ども会の子どもたちが振り向くわけです。比重は2:1くらいでしたよ。そして子どもたちが、差別に負けずに頑張りますって宣言文を読むわけです。この行為は何なのか、と。これは、大人の論理で子どもの世界に、子どもの中に、二つの世界を押し付ける行為です。私たちは被差別の立場だとか。で、向こうに立っている人は、じゃあ何ですか。差別する立場ということになるでしょ。そういうことが過去にあったわけです。で、ゼッケン登校とかありましたね。同じことです。で、それは中心になったのは解放子ども会なんです。誰が指導したかという、学校の先生なんです。当時の同和推進教員と呼ばれたような人達を中心です。校長が先頭切って、教頭が先頭切ってゼッケン闘争をやれとか、覇言したことがありますよ。解放同盟と連絡をとりながらね。そういうものとして、解放子ども会というのは位置づけられてきた面もあるわけです。ところで、ほかの子ども会育成会でいろいろ活動してる子ども会の事業、講師謝礼金とかあると思うんですが、どれくらい用意されていますか。

○ 人権同和教育課長

子指協に対する、連絡協議会に対する補助金は、平成20年度予算は140万5千円だったと思います。

○ 川上委員

140万円。子ども一人当たり直して考えるというのも変な話だと思うんですが、自ずと非常がわかると思います。そこで、今、市が行っているマナビ塾とか、やってるでしょ。これと、解放子ども会がやってることと、どこがどのように違いますか。

○ 人権同和教育課長

生涯学習課が担当しております子どもマナビ塾につきましては、算盤であるとか英会話であるとか、学校の放課後、保護者が迎えに来るまでの時間帯を利用して、自分たちが興味のある科目等について、応募式によりマナビ塾が開催されていると思います。それに対しまして、先ほど申しましたけれど、解放子ども会はやはり、差別を見抜き、いじめや差別に負けない強い心を持った子どもに育つようなことが主眼におかれておりますので、その点が違うのかな、と考えております。

○ 川上委員

いろいろ聞こうと思っておった面もあるんですが、もう答弁されてるところがあるので省略しますが、そこなんです。この解放子ども会という、行政が解放同盟と一体になって作り、支え、お金も出している子ども会は、「差別を見抜く」と言われましたね。そういう、行政が政治教育をする場でもあるわけです。学校現場の教員たちはどういうふう言ってるかという、一部の教員は、と言ってもいいと思いますが、地区おこしと言いますね。で、地区おこしというのはどういう意味ですか。

○ 学校教育課長

地区おこし、そのものは、いろんな地区がありますよね。その地区の中に同和地区があるということ、子どもたちに教える学習だと思っております。

○ 川上委員

そして、その地区の子どもたちに、自分が被差別の立場にあるという、まあ、虚構ですよ。

これを子どもたちに教え込むところに狙いがあるんじゃないですか。そして、そうではないところには、あなた方は、加害者というか、差別する側の立場であるということをお教えるのが、地区おこしの本旨じゃないですか。その最前線が、解放子ども会にさせられてるわけですよ。こういう行為は何というかというところで、人権を侵す行為だと私は思うわけです。こういうことをこれまでやってきた、これに何の反省もなく今年度も648万1千円も予算計上して。で、解放同盟自身が悩んでるじゃないですか。この完了報告を読んだでしょ。筑穂というところは解放子ども会運動を相当頑張ってきたと言われてきたところですよ。そこでこんなに悩んでる。今の段階で、この解放子ども会の取組みについて、行政がこういう関与の仕方をするのが正しいことがどうか、見直すべきですよ。私はこういうことを、行政のこういう介入の仕方をいつまで続けるつもりかというのを聞きたい。答弁を求めます。

○ 人権同和教育課長

教育の中立性を確保しながら、また内心の自由を侵すような教育にならないよう努めながらも、同和問題が解決するまで続けていく所存でございます。

○ 川上委員

同和問題は、どうやったら解決するんですか。子ども達の中に、あなたは差別される側の立場ですよ、と。あなたは差別する側の立場ですよ、と。そういうことを教え込んで、子どもの時代から、就学前から。そして同和問題というのは解決するんですか、あなた方の理屈からいうと。そういうことじゃないんじゃないですか。あなた方は「差別がない社会」とかいろいろ言うんだけど、今やってることは、逆のことをやってるんじゃないですか。差別がないとか、人権を大切にすることからいえば、本当に逆のことをやっていますよ。子ども達には、日本国憲法がいつている主権在民の立場、基本的人権があるじゃないですか。どこに生まれようと、住んでいようと、どういう仕事に就いていようと、基本的人権は保障されてるわけでしょう。そういうことをきちんと押さえることが大事でしょう。生まれながらにあなたは被差別の立場ですよ、とか、そういうことを教えていて、刷り込みとも言うんですよ、学校の先生達の間では。そんなことやって、あなたが言うような「差別がない社会」とか、逆行するんじゃないですか。どう思いますか。

○ 人権同和教育課長

実際、解放子ども会に通っている子ども達は、まだ発達段階でございます。私も1市4町の子ども会に数多く参加をさせていただきまして、実際に子ども達と話をしております。その中で、自分達がどんな気持ちで解放子ども会に参加をしているのか、たびたび聞く機会がございました。その中で子ども達は、いじめられたり差別されたら、死ななければいけないとか、人の命さえも奪う、と。学力向上も大事なんですけど、差別を見抜き、差別に負けない強い心が持てるようになりたい、また、自分を大切に、友達を大切に思えるようになりたいという気持ちで、子ども達は参加しているように思います。

○ 川上委員

噛み合わないので、総括で引き続き議論したいと思うんですけど、今、長年にわたってやってきていることが、当事者の中からも自ら、問いただしが出てるわけですよ、紹介したように。こういう時に、行政が自分に都合の良い子どもの声だけを使って、自分達の予算執行を合理化しようというのは納得いかないです。このことを指摘して、残る部分については総括でも扱いたいと思います。

○ 田中廣文委員

委員長、関連。

○ 委員長

田中廣文委員。

○ 田中廣文委員

いろんな質問を聞かせていただきました。私はそういう地域に生まれ、育ってきております。私のお袋は字が書けませんでした。なんで書けなかったか。学校に行けなかった。行くにしても、その当時は差別用語で脅され、そして石を投げられたり、いじめられたりしたことがたくさんあるということを言っていました。今、解放子ども会に通う子ども達、私は生き生きしていると思う。私は、同和教育の課長さんが言われたことを、本当にそのとおりで感じているわけでございます。ましてや、部落差別によって、結婚の折に命を絶っていった、差別によってやったんですよ。広島では高校生、卒業すると同時に、差別によって亡くなっていった、この子は英語も、それから中国語がよく出来たと、お母さんの口から私は聞かせていただきました。しかし、部落問題に精通していなかったことによって、この子は命を絶ったんだというような話がございました。部落の人だから、あなたとは結婚できないという男性の、その人のお父さんは当時、広島の、停年退職はされてましたけども校長先生までやった人。そういう人が差別するんです。その差別に負けないために、子どもを死に至らせないために、解放子ども会はあるんじゃないのか。その辺、課長、ちょっと。

○ 人権同和教育課長

質問者がおっしゃるとおり、今、解放子ども会に通っている子ども達に、先ほども答弁いたしましたけれども、命の尊さ、お互いの人権の大切さ等をしっかり学んでいただき、差別に負けない強い心を持った子どもに育つように、これからも継続していきたいと考えております。

○ 田中廣文委員

このことも含めまして、当時の識字学級、この親達の学ぶ場面から、言うなら義務教育からのおかしさ。私どもの時には本を家で買ってもらっていました。私は、買ってもらえない時は先輩から譲ってもらったこともある。そういう学校生活を送ってきた。そうした中で、義務教育なら当然、国の責任において全ての教科書等も国が面倒みるべきじゃないかという疑問が起きてきた。そういう中で、教科書無料の闘いが始まったと、私はそういうふうに聞いております。その辺、どうですかね。

○ 人権同和教育課長

この場で何年頃ということまで把握しておりませんが、確か四国、高知県だったと思います。高知県の保護者、部落解放同盟の保護者の方の運動によって、教科書の無償配布がされたと認識しております。

○ 田中廣文委員

私も解放同盟に所属しておりますので、先ほどから何度も言われておりますように、「差別はないんだ」と。私は狭山の石川さんの教育的課題というものを、よく耳にしました。石川さんも小学2年生までしか行けなかった。そのことが警察の誘惑に負けて、10年間で出してやるということのおかしさに気が付かなかった。そういうことで彼は犯人にでっちあげられた。そのことを基本にしたら、教育的課題も出てくるということがあったのではないですか。学校教育ね。そういういろんな問題点があるわけなんです。これは私が、自分が持つておる人権の本を見ていただいたこともある。これは、飯塚市の部長さんもかなり見てある方おられると思う。それから課長さんたちもおられると思う。その中に遺書が何通もあった。手書きの遺書を写真に写して、その人の写真も一緒に掲載して、読んでいただいたこともある。私の近隣では、結婚はありませんよ。そのために隣保館等を建てて近隣との付き合い、そういうこともやったんじゃないですか。交流するための隣保館じゃなかったですか。そういう現実のもとに今、法律の中で支えられてるんですよ。地方六団体、人権侵害救済法というものを取り組んでいますよ、今。差別があるからこそ、やらないといけないわけでしょう。私はそういうことを申し述べて、先ほどの意見、言うなら質問に対しての意見にさせていただきます。

○ 委員長

次に、瀬戸委員の質疑を許します。

○ 瀬戸委員

167ページ、教育費、学校管理費の中で、学校プールの運営についてお尋ねをしたいと思います。まず、学校プールの事業目的をお答えください。

○ 学校教育課長

授業で行われますプール指導につきましては、子ども達が水泳能力、それから水に対する不安、そういったものを取り除くといった大きなねらいがございます。

○ 瀬戸委員

当然、心身共に鍛えるという目的があると思うんですが、夏休みの学校プールの開放について、各小学校で行われているのか行われていないのか、お答えください。

○ 学校教育課長

平成19年度におきましては、飯塚市内の小学校22校中、17校が夏休みのプールの開放を行っております。

○ 瀬戸委員

行われてないところは、何か理由がございますか。

○ 学校教育課長

一番に、プールの監視員がいないということが一点挙げられます。それから、プールのろ過機が設置されていない学校が数校ございます。そこは1週間に1回、水の入れ替えをしなければいけませんので、それが2校ございました。

○ 瀬戸委員

今、言われましたプールの監視員ですね。他の学校はどのようにして行われてますか。今、開放してあるところは。

○ 学校教育課長

まず、監視員の方に心肺蘇生法をまず勉強していただくということ、それから、失礼いたしました、監視員の選択方法でございますが、まずPTAの方、それから地域の方、そういった方にお探しいただくと言いますか、そういったことで探していただいて配置しているのが一点ですね。それから、教育委員会のほうで探して配置するというのもやっております。

○ 瀬戸委員

今、監視員になるべき方の要件というのを言いかけて止められましたけど、あると思うんですが。

○ 学校教育課長

まず、先ほど申し上げましたけれども、第一に心肺蘇生法を必ず受講していただくというのが一点ございます。それから次に、学校におけます、先ほど言いましたように、事故が起きた時の対応マニュアルですね。プールで転ぶだとか、ぶつかって怪我をすとか。そういった学校であります事故対応マニュアルの指導を必ず受けること。それから三点目に、25mほどの泳力があること。この三点が、監視員になる条件としてございます。

○ 瀬戸委員

その監視員の中で、PTAだけで行っている小学校はございませんか。

○ 学校教育課長

そういう学校もございません。

○ 瀬戸委員

となると、今おっしゃった要件に関することが出来ない方もいらっしゃるということになりませんか。

○ 学校教育課長

可能性的には、そういうことも考えられます。

○ 瀬戸委員

先ほどからの質問と同じように、統一してないんですね、全てが。これは教育委員会の責任でしょ。統一性がない、全てに。どういう指導をしてあるんですか。先ほどの件もそうですよ。飯塚市は小学生が3人、尊い命を奪われてるんですよ。それなのに危機管理も十分出来ない。また、こういう小学校プールで事故が起きるかもしれない。そういうこともしっかり行われてない。どういうふうに思われますか。

○ 学校教育課長

今、委員ご指摘のように、統一されてないということは大変、十分反省しているところでございますけれども、先ほども申しましたように、どこの学校におきましても実際にPTA、あるいは学校側もプールの監視員を探すのに大変苦労しているという実態がございます。教育委員会といたしましても、PTAや地域の方にぜひご協力を頂きながら、小学校のプール開放に取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

○ 瀬戸委員

考えてやってもらわなくちゃいけないんですが、今言ったような、やっぱり命に関わることもあります。要件を満たしている人、お金が要っても雇わないといけませんよ。他のことにいろんな予算をつぎ込んでるわけでしょ。そういうことが、事故があっては間に合わないんですよ。確かに耐震とかいろんな、学校教育のほうにはお金をつぎ込んであります、ハードの面では。ソフトの面をもう少しよく考えていただいて、できる限りのことはやっていただく、そして統一したものを作っていただきたい。これは要望にしておきます。

○ 委員長

人見委員。

○ 人見委員

関連で申し訳ないんですが、危機管理の要件、教育委員会に求められている危機管理の要件とは何なのか。今のプールの監視でいえば、それぞれの学校で工夫しながらやっている。工夫せざるを得ない実情というのがある。その中でなおかつ万々が一、事故等が起きた時の責任の所在はどうなってるんだ、と。このあたりを押さえることが、まず一つは要件として教育委員会にはあるのではなからうか、と。そのことを明確に、今のような質問に対しては、きちんとやっぱり答えるべきではないでしょうか。いかがですか。それでなおかつ、という話は、また別の、さらに質疑が充足されていってからの話ではないかなという気がするんですが。今、現在どのように、今、指摘がされたような、学校では、要するに要件を満たしていないような監視の実態というものに対しては、それぞれどのように、保護者・学校側との危機管理の合意というか、そういうものがなされておるのか。その点どうですか。卑近な例で、幸袋小学校なんか、どうですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 45

再開 10 : 57

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

大変失礼いたしました。まず、学校のプール開放の件なんですけれども、これは基本的に学校教育、要するに教育課程の中で行われているプール指導と、それから学校の教育外、要するに夏休みに開放しているプールがございます。これは夏休みの開放に限っては、1市4町が合

併した際に、それぞれ取組みが異なっておりました。それで、先ほど答えましたように、一部、PTAが主体となってプール開放をしている地域と、それから行政のほうで運営をしているという開放の仕方がございました。そこで次年度以降、平成18年・19年で、調整をずっと行っていたところがございます。基本的には、夏休みにつきましてはプールを開放しようという教育委員会の姿勢でございます。その際に、本議会でも今、ご審議いただいております、学校施設の目的外使用条例におきまして、基本的に責任者が付いているということで、校区内児童のプール使用につきましては減免の対象となっておりますので、そういったものを活用して利用していただく、と。なお、その際に、責任者という方については、先ほど申しましたように、基本的な心肺蘇生法の講習を受けてもらうとか、そういったことも必然的に今後お願いしていく、そういったところは統一して指導してまいりたいと、そういうふう考えております。

○ 人見委員

一つずつ、そうして調整が行われて、実態と、危機管理の面できちんと合わさっていくことが望ましいわけなんですよね。で、要は、いろいろケースが考えられると思うんで、まず基本は、学校側は全校的に開放の方向であるということ、この姿勢であるということ、これは大事だろうと思う。ただ、そこで、運営の主体をPTAにあくまでお願いをするということ、その時の危機管理の要件を一つだけ、要するに心肺蘇生の技術の講習を受けてる人を付けることとか。ここまではいいですよ。ただし、それがなかったら駄目なのかという話になると、今までやってきたところもかなりの部分では駄目だということになってきてしまう。そのことをはっきり伝えないといけなくなっちゃう。で、伝える意思があるか、という質問に対しては今後どうされますか。

○ 学校教育課長

その点につきましては、子どもの命に関わることでですから、当然そういう指導も、それから、ぜひ講習を受けてくださいということは行ってまいりたいと考えております。

○ 人見委員

その場合に、そういう有資格者を探せ、と。それぞれのPTAで探せ、と。それは度々無理です、というような話になった時に、何らか教育委員会と、要するにそれぞれのPTAの事情をきちんと考慮して、出来たらそういう人材確保なり、そういうものを、どのようにしたら仕組み的に出来るのかとか。そして費用負担だとか、そういうものはそれぞれのPTAが負担していただくとか。こういうふうな仕組みまで検討が可能ではないか、可能な部分ではないかという、私なんかは聞いてて、そういう気がするわけです。要は、今、夏休みだからって勝手に川で泳げとか、堤で泳げなんていう話が現実味があるか、と。さりとして水難事故というのは必ず出てくるわけですよ。だからこそスイミングの、専門的に習ってるそういうクラブや教室でさえも、着衣でとか、学校でもしてますよね。そうした危機管理の対応能力を身に付けさせる、経験させるためにいろんな工夫をされてるわけですから、もう一段、そういう意味では、危機管理の面でも実態調査と、そうしたPTAからの要望と、教育委員会のそういう意味での、基本は押しなべて全校的に開放されて、教育委員会は夏休み中の開放が可能になる方向でいるということを発信するのが大事だと思います。そういう面でお願ひできますか。

○ 学校教育課長

今、委員ご指摘のところは十分踏まえて協議して、開放に向けて頑張っていきたいと思っております。

○ 委員長

田中委員。

○ 田中廣文委員

今まで私いろいろ課長さんには、個人的にもそういう面で話したことがありますよね。言う

なら、旧穂波町、今回のプールの予算はどんなふうになってますか。

○ 学校教育課長

基本的に5,020円で1日6時間、10日分で予算を計上しております。

○ 田中廣文委員

そういう形で、子ども達に安全、また子ども達の命を奪わないような、言うなら、水に慣れ親しむ子ども達づくりをやっていかないといけない。市長が言われるように、飯塚の宝として子ども達を育てていかないといけない。そういう中では、今、予算を立てられておるということは、私は良いと思うんです。しかし、このことが飯塚市全体に、飯塚市の責任においてやられるべきじゃないか。子どもを育てていくうえで、水難に遭った時も子どもが泳げるような状況を作っていくべきじゃないか。先ほど「専門的に」と言われた部分もありますけれども、私も、うちの次男坊がですね、水路に流れたことがある。その時に長男が教えてくれて、初めて連れ合いが子どもを引っ張り上げた。それから子どもは物凄く水の恐怖症になって、私はプール、言うなら施設の、何といいますかね、飯塚スイミングスクールとか、ああいうところに子どもを連れて行って、泳ぎを習わせた、それから水に親しむようになった。しかし、こういう子どもをつくらないためにも、飯塚市は率先して全ての学校に監視員を設置しながら、飯塚市の責任においてやっていただくことが、私は大切じゃないかなと思います、その辺どうですか。

○ 学校教育課長

今、委員ご指摘のことは十分わかりますけれども、基本的に、先ほど言いましたように、夏休みは教育外の活動なんですよ。それで、先ほど私申しましたように、夏休みは基本的に開放していく、その中で責任者が付いているということを経験してプールを開放してまいりたいというふうに考えておりますので、そこのところはご理解を頂きたいと思っております。

○ 田中廣文委員

そういう時に、事故が起きた時には、どこが責任をとるんですか。PTAにとれということですか。

○ 教育総務課長

総務課のほうで施設を管理していますので、お答えしたいと思います。先ほどから学校教育課長が答弁していますように、責任者を設けてもらって開放していますので、一時的には開放を認めたほうになると思いますが、施設のいいましたら、プールの設置者でございます教育委員会のほうに最終責任はあると思っています。

○ 田中廣文委員

だったら、金を出してもいいじゃないですか。なんで、飯塚市の市長さんは、子どもは飯塚市の宝であると言ってありますよ。そこら辺が、あなた達の気持ちがわからない。どうですか。

○ 教育部長

先ほどから、るる課長がご説明を申し上げますけれども、1市4町合併した時には、先ほど申しますように取り扱いがばらばらでした。その中で順次、平成18年から19年、20年と3年間をかけて、今申したような統一をしております。ですから、平成20年度につきましては、今言いました、穂波は10日間ですか、そういうふうな形の中で監視員のお金をとっておる、と。ただ、話の中でご理解いただきましたのは、基本的には統一するということの中で、平成21年度からはPTA独自で主催をしていただいて、開放していただくという話をしてきたところでありまして、ご理解をお願いします。なお、施設のほうに瑕疵があった場合については教育委員会、と。ただ、監視につきましては責任がやはりPTAにございますので、監視部分につきましてはPTAだというふうに考えております。

○ 田中廣文委員

私は、合併して飯塚市は良くなる方向に行くというふうに聞いていましたね。せっかく良い部分は良い部分としてあるんですから、そちらに向いていくのか、それが正しいのではないか。言うなら、市側に都合のいいような状況で進められるということは、私は納得いかん。部長が答弁されましたけれども、そういうふうに決めておるということになっても、飯塚市全体にそういう、私が先ほど言うように監視員を設置していただく、そういうことなら、皆さん納得されるんじゃないですか。PTAも。私はそう言いたいんですよ。これは意見の相違ということになるかもしれませんが、私どもの旧穂波地区では、PTAはそんなふうに言ってますよ。ここに書いてあるけど。そういうふうにかかせていただきたいんです。それが、今のような答では私は納得いかない。一方的にそういうふうに言われるということが納得いかないって言ってるんですよ。飯塚市全体的にそういうふうにしていただきたい。

○ 委員長

人見委員。

○ 人見委員

もう、質問者が変われば答が変わってくるような話というのはやっぱり良くないんで。先ほど部長が言われたように、平成21年度からの話というのは、その面ではわかるんですね。要は、責任の所在と併せて、そうした費用負担の問題だとか人的な配置の問題だとか、どこかでやっぱり詰めて協議していかなければならない部分が、まだ出てきてないような気がするわけです。本年に限っては、まさに先ほどの答弁だけだったら、なんと不条理な、と。知らなかったら馬鹿をみる。正直に言うけど、穂波はどうかと聞いてくれたからわかったけど、そっちから何も返ってきてないわけですから。単純に僕は答弁を聞いてて、それでいいですよというように話で納得してたところが、もう舌の根の乾かぬうちに違う答が返ってくるわけです。でしょう。部長、首をひねってるけどさ、そうじゃないですか。そういう答しか返ってこなかったんですよ。一方ではPTAの負担だ、と。要するに社会教育です、もう学校教育ではありません、と。施設は開放しますが、と。こういう答だったんですよ。で、PTAに負担してもらってます。そうなんですよ。探してもらってますでしょ。そしたら穂波だけは、日当5千円くらい出して監視員を雇ってますみたいな話じゃないですか。それが調整の結果なの、と。言いたくなりますよ、それは。で、平成21年度からも、そういうふうな形で進んでるわけですか。じゃないんですよ。だから、いつもあるんですよ、これ。幼稚園バスの話、ちっちゃいじゃないですか、と。なんでそこまで教育に造詣がある市長さん、「なんでそこまで」という思いがあるわけですよ。だけどそれは、しっかりと話を詰めてみてください、と。どこからどこまでがそれぞれの役割なのか。責任を共有できる部分はどこからどこまでなんだ、と。さらに、というようなことで、危機管理というのはある意味では際限がない話なんですよ。だけどどこかで具体的に、より良い危機管理のあり方というのは求めておかなければいけない。併せて、そういう費用負担のあり方だってそうだと思うんで、私は、ともかく1年かけて、平成21年度から、そういう意味では方向性を定められるということですから了としておきますので、いつでも全校的に広げていいんですよ、と。いつでも教育委員会は協力するんですよ、と、その姿勢だけはひとつ、持っておいでいただきたいという思いだけなんです。よろしいでしょうか。しっかり、平成21年度からの実施に向けて、全校的に同じ共通の基盤の中で、夏休みのプールの開放はやっていく、と。そういうことの意味でいいですか、最後に。

○ 教育部長

1市4町と申しましたけれども、1市と4町で、取り扱いが違ったわけです。4町のほうは、やはり夏休み全部開放されておりました。先ほど申しましたように平成18年、これは従前と同じように教育委員会の費用で監視員を雇ってやっておると。それから平成19年度ですね、今年度は15日間ということで反映しておるわけですね。そして平成20年度、来年度でござ

います、今、予算の審議をしていただいております予算の中で、これが10日間というふうになっているということでございます。この3年間で調整した中で、平成21年度につきましては全部PTAと申しますか、開放をお願いされる側の費用の負担になっておることの中での調整でございます。今、危機管理等とおっしゃっています部分につきましては、現状の中で監視員を市が雇う時につきましては、先ほど課長が述べましたような条件とかいうところがありますけれども、PTAが開放される分につきましては、いろんな面でPTAが監視員を雇っているとか、PTAそのものが見ているとか、いろんな面がございましたものですから、この面につきましても、先ほど教育の総務課長が申しましたように、今回、使用料条例ということの中でやりましたものですから、その中で責任者に対して条件をきちんと付けるとか、また、学校側におきましては、学校でAEDの講習をしている学校もありますので、そういうものの活用も視野に入れながら、この分については、開放をお願いされる側と申しますか、責任者の側と、うちのほうと、きちんと話しをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

瀬戸委員。

○ 瀬戸委員

先ほど課長がご答弁になった時に、管理は教育委員会がしているから最終的には責任がありますという答弁があったと思うんですけどね。じゃあ、学校の授業の中のプールというのは、当然、生徒の体の具合とか、例えば感染症があったりとか、体調が悪かったりとかいうのは、保健医もいらっしゃるし、学校に薬剤師がいらっしゃるかどうかわかりませんが、そういう、きちんと子どもの体の状態を把握したうえで、授業を行われると思うんですね。じゃあ、開放した場合は全くそういうのはPTAまかせで、そういう保健医とか、ということまでPTA、監視員のほうで管理しなくちゃいけないとか、いろんな問題が出てくると思うんですね。だからこれは、開放で場所を貸すだけ、ということより、やっぱり学校教育の一つとして全体の枠の中で見てもらわないと、非常に難しい部分があると思うんですよ。もっと深く言えば、もっと言うところあるんですけどね。先ほどはそれで止めてたんですが。その辺はよく考えて、今から調整をされるなら、きっちりそういうところも含めて平成21年度に向けて調整をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ 教育部長

現状で、今、開放をされております、PTAが監視されておる部分があるわけですね。この部分については、やはり責任者がPTAということになっておりますものですから、その中できちんとPTAのほうで管理をされていっておるというふうな理解をしております。ただ、今言われますように、いろんな面で十分でない部分というのがあろうかと思っておりますので、そこらあたりを検討した中で、開放に向けては努力をしていきたいというふうに思っております。

○ 委員長

次に、人見委員の質疑を許します。あ、取り下げでいいですか。

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

図書費の質問については、児童育成課等と課がまたがるため、総括のほうでさせていただきたいと思っております。

○ 委員長

次に瀬戸委員の質疑を許します。

○ 瀬戸委員

170ページ、学校図書館の運営、図書員について、お尋ねします。

まず学校図書館の役割を教えてくださいませんか。

○ 教育部総務課長

学校図書館の役割についてご答弁申し上げます。

学校図書館は児童生徒の私的活動を推進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っております。学習指導要領においても、児童生徒の自ら学び、自ら考える力を高める等の観点から総則の中に学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることと明示されております。

○ 瀬戸委員

今ご答弁していただきました内容について、ご指導されるべき先生はいらっしゃるのでしょうか。

○ 教育部総務課長

現在、飯塚市の全小中学校におきまして、図書司書を全校に配置しているところでございます。

○ 瀬戸委員

司書を置かれてる。当然置かれてるわけでしょうけど、先日前お聞きしましたら、11学級以下の学校を除けば、全部教員司書を置かなくちゃいけないということですが、飯塚市はそれにあたらないということで、今司書はどのような形で置いてあるのでしょうか。

○ 教育部総務課長

今のご質問は図書教員のことだと思いますが、図書教員につきましては、学級数12学級以上の学校には配置しているところでございます。

図書館につきましては、飯塚市の単費におきまして嘱託職員なり、臨時職員の図書司書を配置しているところでございます。

○ 瀬戸委員

学校図書館ですよ、学校図書館。今、別の図書館出てきました、何か。

学校図書館では、司書教諭を12クラス以下だったら置かないでいいということですよ。で、今学校図書館には司書はどのような形で置いてあるのですかと聞いてるんですが。

○ 学校教育課長

司書教諭を12学級以上の学校に置いておりますので、それぞれの12学級以上ある学校につきましては、司書教諭を配置いたしまして、学校図書館の機能の充実を図りまして、図書館活動の活性化を行うとともに、図書館におけます資料、情報、そういった利用する教員の援助とか支援、そういったものを行っております。

○ 瀬戸委員

それは重々分かっております。以下ですよ、以下は置いてないということですか。

○ 学校教育課長

それは、司書教諭ではなく、図書館教育担当者ということで、別に配置をしております。

○ 瀬戸委員

だからそこを聞いているんです。どういう方を置いてあるんですかということなんです。

○ 学校教育課長

これは学校の中に配置されている職員の中で選任しておりますので、中には学級担任を持つてる教諭が担当したり、そういったこともございます。

○ 瀬戸委員

じゃあ現実に、図書館内におられる、お世話をされる先生といえますか、それはどのような形でおいてありますか。

○ 教育部総務課長

学校の図書室には、先ほど答弁しましたが、飯塚市の単独費により雇用しております、図書司書の資格を持った者、他持たないものもいますけれども、嘱託職員もしくは臨時職員の配置をいたしております。

○ 瀬戸委員

嘱託職員か臨時職員を置いてあると。当然司書を持った教諭と打合せをしながら、学校図書の指導をしてあるんだらうと思いますが、一番、臨時職員の場合、何年間の雇用が最長、最短を、何年間の雇用なのか教えていただけますか。

○ 教育部総務課長

合併協議の中でいろいろ検討されたとお聞きしておりますが、図書司書の資格を持った者につきましては、1年更新ではありますが、最大3年間、図書司書の資格を持っていない者は1年間の雇用となっております。

○ 瀬戸委員

時代がだんだんと私たちの小学校のときと違って、すごく情報が情報化時代になりまして、小学生においても多分いろんな図書、また情報を知りえるというか、学ぶための図書室だと思うんですけど、調べ学習なんかも非常に進んできてるかと思います。平成14年から18年度まで、毎年約130億円、5年間総額650億円の地方交付税措置が行われ、学校図書館資料の計画的な整備を促進していると。学校図書館が情報化していろんなことをやらせてるということですが、この予算によって行われたことが飯塚市小学校、中学校の図書館でございますか。

○ 教育部総務課長

交付税の対象になってます図書費等につきましては、標準図書を満たすような形で各学校に予算配分しているところでございますが、今言われる情報化、例えばコンピュータ等の導入につきましては、20年度以降検討する方向で考えております。

○ 瀬戸委員

20年度以降にやっていただけるとおっしゃっておりますが、早めに学校同士の図書のネットワークとか、いろんなことが他市ではやってあるみたいですね。なるべく私、これ要望ですけどね、学校図書というのは子どもたちが集って学習をしたり、その宣誓と読み聞かせていうんですかね、行われたり、いろんな情報を取れる、また癒しの場ということもあるんでしょうけど、充実を図っていただきたい。特に貸し出しのときに、図書カードですかね、書き込んでると思うんですが、こういうものも今バーコードなんかでタッタッタ処理ができるやつがあると思うんですね。そういうものを含めて機能的な図書館、または子どもたちが情報を取れるインターネットの設備とかいうものを早急にしていただきたいなと思います。これを要望として終わります。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

171ページと176ページ、それぞれ小学校費・中学校費の中に図書室等空調設備工事、9,010万円と5,720万円、合わせて1億4,730万円の予算が計上されています。それで、設置箇所を小学校・中学校別、あるいは旧自治体ごとでも構いませんが、答弁を求めます。

○ 教育総務課長

設置工事を実施します学校につきましては、新設でございますが、小学校が飯塚地区の12校全校、筑穂地区の全3校、穂波地区の平恒小学校の1校の計16校と、颯田小学校が老朽化に伴います取り替えて、合計いたしますと17校でございます。中学校につきましては、飯塚地区の全7校と筑穂中学校、合わせまして8校の新設でございます。

○ 川上委員

そうすると、全体としては旧飯塚と筑穂がなかったというのが主な特徴ですね。それはどう
いう理由からだったんでしょうか。

○ 教育総務課長

旧飯塚地区につきましては、昨年度に予算を付けて実施しました校長室とか職員室のエアコンについても同様なんですけど、従前からエアコンの設備が旧飯塚についてはなかなか進んでい
なかったというのが現状でございます。

○ 川上委員

それで、どうして進まなかったのかを聞いているんです。

○ 教育総務課長

一つには、今でこそヒートアイランドでかなり高温になっておりまして、いろいろ支障が出て
おりますが、昭和40年から50年当時は今ほどの高温ではなく、夏休み期間中でもあります
ので、必要なかったという判断に基づくものだと考えております。

○ 川上委員

この財源内訳をお尋ねします。

○ 教育総務課長

財源につきましては、合併特例債を充てるようにしております。

○ 川上委員

全額ですか。

○ 教育総務課長

合併特例債の率は95%で、残りの5%が単独費になっております。

○ 川上委員

そうすると、合併したので、特別に借金が出来ようになったから付けた、と。で、合併前
は借金ができなかったわけでもないと思うんですよね。だから、教育委員会のハートの問題で
すよ。先ほど学校図書館の重要性については答弁がありましたけれども、お金の使い道をどう
考えるかということだったんでしょうけど、そこで、設置工事についてなんですけど、入札、工
事の流れはどのようになっていますか。で、いつまでに完了しますか。

○ 教育総務課長

設置工事につきましては、天井式のエアコンでございますので、授業中に設置は困難と考
えております。そのため、7月・8月の夏休み期間中を利用して設置するようにしております。
契約につきましては、指名競争入札になると考えているところでございます。

○ 川上委員

これはまず、設置について聞きますけど、7月・8月に設置するということになりますと、
9月からはクーラーがきく、冬になれば暖房がきくということですね。一番暑いのはいつ頃
でしょうね。

○ 教育総務課長

7・8・9月の3ヶ月が、最も気温が高いと思っています。

○ 川上委員

これは、少し早まるわけにはいかないんですか。

○ 教育総務課長

先ほども答弁いたしましたように、家庭に設置してありますような1日あれば付くようなクー
ラーではございませんで、図書館、かなり広い面積がありますので、それなりの電気工事が必
要になってきますし、天井設置式にしておりますので、平日の授業があつている時に工事する
のは困難だと考えております。

○ 川上委員

総務委員会に対する契約課の報告では、一般競争入札は7月から試行したいと言われているんですね。それで、先ほど、指名競争入札になるかなというような答弁だったわけですが、いずれ明らかになるでしょうけど、この25校ですね、小・中学校合わせて、この設置工事になりますね。これは一括発注ですか。

○ 教育総務課長

現在、予算を審議していただいているところでございますので、予算議決後、設置担当課、契約課等と検討してまいりたいと思っています。

○ 川上委員

この質問を終わります。

○ 委員長

引き続き、川上委員に質疑を許します。あ、安藤委員。

○ 安藤委員

すみません、関連です。申し訳ございません。校用備品費というのがございますけど、この校用備品費は、いったいどういうものに使われているのでしょうか。

○ 教育総務課長

校用備品と申しますのは、学校現場におけます机、椅子からキャビネット、その他、学校施設に付随しますような必要な備品のことでございます。

○ 安藤委員

それで、これも事例なんですけど、今、ヒートアイランドというお話もございましたけれども、立岩小学校ではPTAのほうで扇風機を設置されたというふうに聞いておりますけれども、それについてはご承知でしょうか。

○ 教育総務課長

ご質問の立岩小学校につきましては、PTAの寄付により、現在96台の扇風機が付いております。

○ 安藤委員

本来ならば、こういった扇風機についても、ぜひとも市のほうでやっていただきたい事項じゃないのかなというふうに思ったりするんですね。それで、聞くところによりますと片島小学校でも取り組みが行われているというところですけども、PTAが多いといいますか、学童が多いところにおいては、それくらいPTAに力があるのかもしれませんが、そうじゃないところ、PTAの事情もいろいろあると思いますので、ぜひともそういう部分では市のほうとしても今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育総務課長

今、審議していただいております平成20年度の予算におきましても、特別支援学級につきましては、例でございますが、蓮台寺小学校・幸袋小学校・楽市小学校・椋本小学校など、平成20年度予算で設置するようにいたしておりますし、今後につきましても、例えば3階建ての3階部分の教室あたりは年次計画的に、出来ましたら扇風機の設置を考えているところでございます。

○ 安藤委員

ぜひ、学力向上には学校の環境というのは必ず必要な部分となってまいりますので、ぜひとも今度とも推し進めていかれますよう、よろしく願います。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

予算書の174ページ、中学校費、教育振興費の報償費、中ほどに「スクールカウンセラー

謝礼金」420万円が計上されております。関連の資料としては資料集の192ページに「不登校の推移及びいじめ、体罰などの状況」、193ページに「スクールカウンセラーの活動状況」という資料を出していただいています。そこで、このスクールカウンセラーの役割、重要な中身があると思うんですが、少し詳しく説明してください。

○ 学校教育課長

スクールカウンセラーの活用事業の目的でございますけれども、これは児童・生徒が抱える悩み・不安等をカウンセリングで和らげるとともに、教師・保護者等への指導・助言を行うことによりまして、問題行動の未然防止や、あるいは早期発見、早期解決を図ることを目的として行っているものでございます。

○ 川上委員

専門の方が、児童・生徒と同時に教員、それから保護者にもいろいろサポートするという、両面を持った事業ですね。この間の田川の問題とか見るまでもなく、いろいろ大変な状況が本市にもあるように聞いています。そこで今回、2名から1名増員して3名という予算計上のようではございますけれども、この1名増員する理由をお尋ねします。

○ 学校教育課長

平成19年度の2月29日末までのカウンセラーの、要するに相談業務でございますけれども、小学校が99件、中学校が94件、幼稚園が2件、それから卒業生が22件、合計217件上がっております。1件の相談業務の内容、時間的に最低でも1時間、場合によっては半日、4時間かかるといった相談業務をこなしているという現状です。だいたい毎月、20件から25・6件が平均して行われています。ということは非常に、2名ではもう回らない状況に来ております。そういった形で、平成20年度は1名増やしていただいて、2名から3名体制で市のスクールカウンセラー制度を充実させたいと、そういうことで1名増員をしております。

○ 川上委員

私は今のようなお話を聞きますと、もっと増員してみたいと教育委員会は検討したのではないかなと思うんですよ。その辺、検討しましたか。

○ 学校教育課長

このスクールカウンセラー事業は県の事業でもございまして、各中学校にスクールカウンセラーが配置されております。それからこれは、大学院を出た臨床心理士という資格を持った方がされておりますので、そういう方の人数が確保できません。それも一つあります。たくさん、本当は飯塚市の人にも教育相談だけではなくて児童・生徒の問題行動についてもやはり相談業務をやっていききたいんですけれども、そういった需要・供給のバランスが、非常に需要が多くて、それに見合うだけの数が、まだ福岡県内には確保されておられませんので、最大、うちとしても県の事業はさておいて、3名、市で単独でとっていますので、これが今のところ精一杯でございます。

○ 川上委員

今のお話だと、そういう専門の方を確保するほうが難しくて、一人増しかできなかつた、と。決して行革で教育費予算がなかなか手を上げにくいということではない、ということですか。

○ 学校教育課長

今、委員がおっしゃるとおり、行革で云々ではございません。こちらでも最大限要求した人数でございます。

○ 川上委員

そうすると、学校現場の状況は、もう、そちらのほうが詳細に把握されてて、悩みも圧倒的に大きいと思うんですが、7月頃からは次の年ですね、平成21年度の予算編成の流れに入っていくと思うんですけれども、ぜひ、私は大事な事業だと思いますので、専門の方の確保に力

を注ぎながら、お金のことではないというふうに言われましたので、これは3で割ると140万円ですからね。一月にすれば10万円くらいですか、一人について平均すればですね。ですから、学校の現状、子供たちや親の悩みからいえば、3にとどまらずにもっと増やして、力を出していただくのが大事ではないかと思しますので、これは検討を要望しておきますが、ちょっとこれ、数字的なことなんですが、予算書には420万円と書いてあるんですけど、皆さんが出された予算資料の中では445万4千円と書いてありませんかね。この25万4千円くらいの違いが何によるものなのか、この際ちょっと聞いておきます。

○ 学校教育課長

そこにあります420万円は、スクールカウンセラーの時給が5千円というふうに決まっておりますので、その謝礼金ですね。それから残りの25万4千円ですけれども、これは旅費、それから通信運搬費、そういったものが入っております。

○ 川上委員

そうすると、予算の中ではどれに入りますか。この25万4千円は。予算書の174ページ一番下に通信運搬費がありますが、これにも照応しないような感じがしますが。細かいことで、特別委員会で聞くようなことかどうかわかりませんが、この際だからお願いします。

○ 学校教育課長

174ページの9節の旅費の費用弁償が入ってます。その中に14万円が入っております。それから12節の役務費の通信運搬費、19万4千円の中に、11万4千円が入っております。

○ 委員長

次に、八児委員に質疑を許します。

○ 八児委員

それでは179ページ、教育費、幼稚園費、私立幼稚園就園奨励費補助金について、どういう趣旨のものか、どういうふうに支出をされておるか、そこらへんちょっとお聞かせください。

○ 学校教育課長

私立幼稚園就園奨励費補助金についてでございますが、これは、保護者の所得状況に応じまして、私立幼稚園が行います入園料及び保育料の減免に対して補助金を交付することによりまして、保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の格差是正を図るために行っているものでございます。

○ 八児委員

それは誰が申請して、どういうふうな申請方法になって支出されておりますか。

○ 学校教育課長

これは、飯塚市に住所を所有する保護者の方が私立幼稚園に調書を提出されまして、その一覧表が各私立幼稚園から教育委員会のほうへ提出されます。それに基づいて、園児が通園されている私立幼稚園に交付するといった形で行っております。

○ 八児委員

わかりました。それはそれで良うございますけれども、ちょっとお話しさせていただきます。実は去年の9月か10月のことですが、国民の休日法が変わりまして、昔のように10月10日が休日とかならなくなってしまいました。それによりまして、9月の第一週の日曜日に、休日の改正によりまして3連休にするとか、そういう形になってしまったんですね。実は幼稚園の運動会が、だいたい10月10日に行われるということで大体決まっておったんですけども、休日法の改正によりまして、たまたまというか、10月の第一日曜日にしてしまったんですね。それ、三連休なんですけれども、月曜じゃなくして日曜日に余裕をもってやるという形で第一日曜日にされたわけです。それで、実は、10月の第一日曜は、小学校の運動会も大体行われているわけですね。それで、幼稚園と小学校の運動会が重なったわけです。で、

重なったことによりまして、幼稚園に行かれてる子どもさんが二・三人おられまして、たまたま旗とりになったわけですね。それで、運動会とダブってしまったわけです。それで、旗とりに行くのに家族が結局、最終的には手分けして行かれてましたけれども、可愛い盛りの子どもの旗とりに、家族みんなで旗とりに行くことができなくなってしまったわけです。そういうようなことで、学校の中には、その対応をされたところもあります。早くやろうという形で、小学校については一週間早めようという形にされてきたところもありますけど、結局、一週間前の日曜日に前もって行事がどこかで入って、それは動かしようがありませんというふうなことで、結局出来ないというふうな。また、土曜日にするとかいうところもありましたようですけども、結局最終的に、1校か2校かは出来なかったんです。結局ダブってしまったという、そういうふうな可哀想な、また家族にとって本当に可愛い盛りの子どものさんが旗とりするその姿を目の当たりにすることが出来なくなってしまったんですね。そういうことで、そういうような形が起きてきたわけです。それが結局、今の形でいくならば、また7年後かそのくらいにそういうふうな状況になってくるし、また幼稚園と小学校に子どもさんがいる場合、また、母子家庭等も多くなっておりますので、本当に、小さい可愛い子供さんたちの幼稚園の姿が、そういう形で見られなくなってしまふ。そういうようなものに対して、幼稚園と学校の主要行事の一つである運動会、そこら辺が、結局話し合いというものがなされてないというか、そこら辺の関連性がないのか、ちょっとお尋ねさせていただきます。

○ 学校教育課長

今、委員ご指摘のように、昨年、何件かそういう事案がございました。だいたい小学校の運動会の日程につきましては、4月の段階で1年間の指導計画の中に盛り込まれておりますので、本来早めに調整をすべき案件なんですね。それと一応、入園してくる幼稚園関係につきましては、学校のほうからご案内を差し上げて、ダブった時につきましては早めに調整をするようにしているのが現状でございます。それで、昨年度、一園について、そういうダブったまま行われたということを知りましたので、今後そういうことがないように、早め早めに調整を行って、そういうくい違い、重なりがないように努めてまいりたいと考えております。

○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

183ページのコミュニティセンター施設管理委託料について、お尋ねいたします。これは、施設管理はどこに委託されるんですかね。

○ 生涯学習課長

コミュニティセンター施設管理委託料につきましては、委託先は飯塚市教育文化振興事業団に委託いたしております。

○ 兼本委員

教育文化振興事業団は、ほかに施設の管理を委託受けてるところはございますかね。

○ 文化課長

教育文化振興事業団の受託先につきましては、コミュニティセンターの施設管理のほか、文化会館の施設管理、それから歴史資料館の清掃等の施設管理、それから陸上競技場維持管理、青年の家の管理業務、こういったものを委託しております。

○ 兼本委員

コミュニティセンター管理委託料ということで、実は、これは私、コミュニティセンターだけしか見ておりませんが、中身を見ますとですね、24項目くらいあるんですけど、全部入札業務、あるいは随意契約を教育文化振興事業団がやっているとというようなことで、去年、平成19年度の予算を見ますと、この中で、人的な予算の計上は一切上がってないんですよ。で、

この教育文化振興事業団を維持するために施設管理をさせてるんだらうと思いますけど、平成19年度のこの3,172万円というのは、これはまあ、あれですけどね。詳しく言いますと、施設管理委託ですから、当初予算でもらってそれで入札する、で、入札した金額で執行残が出たら、それを教育文化振興事業団が運用するための資金とするということではなく、市のほうに全部、余った金は返してるんですよ。ただ、何をやってるかということ、入札の代行と随意契約の代行。で、人的な予算は1円もない。これはご承知のとおり、平成19年度は指定管理でやっておりましたので、教育文化振興事業団は、文化会館は指定管理で受けておりましたね。で、コミュニティセンターの管理委託料というのは人的予算が1円もないんですよ。歴史資料館についても恐らく同様ではないかと思うんですけど、そうしますと、このコミュニティセンターの管理委託の入札をすとか、随意契約を結ぶとかというのは、やっぱり人的な、何人か知りませんが、人間は必ず要ると思うんですよ。この予算はだいたい、そういうふうな人間は、どこから出てたんでしょうか。予算も何もなくて、こういうふうな入札やったり随意契約やったりするとした場合に、その人間はどこから出てたんでしょうかね。

○ 文化課長

受託に係る経費といいますか、人件費に係る分ですが、確かに平成19年度におきましては指定管理者に指定管理料ということで支出をしておりますけれども、この受託に係る部分につきましても、この事業団の中には市から派遣している職員がおりますので、その職員の事務の範囲内というような位置づけで、考えておりました。

○ 兼本委員

あんまり言う、です。予算が、どうも、予算の立て方が、私はちょっとおかしいと思うんですよ。人間は、人的な措置は全然講じなくて、ただ入札とか何とかやらせるということであれば、この教育文化振興事業団、市が作った財団ですから、これを維持管理するためには必ず何か仕事をさせないといかんということで、こういうふうな施設管理をさせていたと思うんですけど、執行残が出た場合は全部市のほうに補正予算組んで、市のほうに全部戻してるわけですよ。戻してるんですよ。で、人的配置は全然ない、と。ま、指定管理の中には飯塚市の職員が入ってるから、その中で事務をやったと言いますが、それはおかしいですよ。指定管理は指定管理ですからね。これはこれなんです。だから、そういうふうなことを計算すると、ツールツリーグループに委託料として出した金額も、実際はこういうふうなコミュニティセンターの施設管理とか、歴史資料館の施設管理とか、そういう人的なものを入れると、もう少し下がらないといけなかったんですよ。何か、随分下がったような金額で出たけど、よく調べてたら、こういうふうな人件費まで指定管理の教育文化振興事業団でみていたということであれば、当然まだ下がらないといけないわけですよ。だから、ある意味、今回こうやって否決されたのも、よく調べてたら、予算がそういう形の中で、ちょっと予算の組み方がおかしかったのかなと思いますけどね。しかしいづれにしても、今年度も入札と随意契約だけをさせるのに、施設管理という形で本当にさせなければいけないのか。それと、金額を見ますと、入札は教育文化振興事業団がやるわけですから、飯塚市と違いますから、飯塚市の職員といいますけど、飯塚市の職員は何人かしか出ておりませんが、金額を見ますと、入札でやったに関わらず平成17年から、ある事業内容については、いろいろ言いますと差し障りますから言いませんけど、だいたいみんな横並びの額なんです。そして、飯塚市は行財政改革で非常に厳しいということで、いろんなどころの予算を削るところは削ってるんですよ。そして、今さっきから言われるような、本当に予算として上げないといけないところも、行財政改革というところで削ってるところがあるんですよ。で、この入札をやったにも関わらず、もう言いますとね、清掃業務とか警備とか、電気機械等の管理業務とかというのは、もう、平成17年度から平成19年度まで3年間、みんな同じですよ。飯塚市であれば、これは行財政の改革というこ

とで、こういうものについてもある程度、少し縮減という形で出来るかもわかりませんが、教育文化振興事業団に委託してますから、教育文化振興事業団がそういうふうな行財政改革、飯塚市が、行政が取り組んでいるのをどこまで本当に掌握してるのかどうか、わからないわけですね。この金額、平成20年度も委託すれば恐らく、教育文化振興事業団が入札と随意契約をやると思うんです。これについて、例えば飯塚市から、行財政改革をやってるんだから、少しここのところを見直してくれないか、とか、これは後でまた質問があるかと思いますので言いませんけど、文化会館についても同じことが言えるんです。全部同じことが言えるんです。で、本当にこういうところで、施設管理ですからね、ほかの建築とか土木とかいうようなことだったら試算ができますから予定価格というのが出せると思うんですよね。これは予定価格も出せませんから、ある意味で言うと前年度の金額が一つの予定価格みたいな形で入札になってくるんだろうと思いますけどね。そこのところは行政として何か、教育文化振興事業団に委託していたら、指導とか何とか、体制がとれるんですか。

○ 文化課長

確かに資料を見ますと、前年度と同じ金額というものが多くて、入札というものが機能していないのではないかとのご指摘だと思いますけれども、この入札に関しましても行財政改革が全市的に取り組まれておるところでもございますので、出来る限りの経費の削減に努めるよう指導をしております。

○ 兼本委員

いや、行財政改革は今日、昨日、始めたことじゃないんですよ。もう、市長が就任して以来、非常に危機的財政だから何とか頑張らないといかんということで。市長が就任したのはいつですか。だから、それから考えると私は、平成18年度と19年度、大幅に下がってれば、これは委託としても、教育文化振興事業団が十分に行政の真意をくみ取ってくれてるだろうと思いますけど、何も下がってないんですよ。それならなぜ、初めてこの施設委託管理料というのは出たんですよ、今年。初めてここに、予算書の中に。去年まで出てなかったから、わからなかったんですよ。これ、言えなかったんですよ。初めてここに出たんですよ。だからこれ、質問できるんですよ。なぜ、あなたに言っても本当に気の毒だけど、なぜ教育文化振興事業団を残さんがためにとということであれば、もう少し何か方法があると思うんですよ。みんな同じですよ。先ほどから言いますように、土木建築の1千万円以上は、ある意味で競争性を高めようということで一般競争入札を採り入れようということで、今年の7月から試行的に採り入れようということでやってるんですよ。片や飯塚市ではそういうことで、行政ではそういうふうな行財政改革をやりながら、一環としてそういうものを採り入れながら財源を少しでも残して有効に使おうとしてるんです。これは事業団についてもコミュニティセンターについても同じ。歴史資料館も資料を取ったら恐らく同じだと思いますから、もう取りませんでしたけどね。同じですよ。これ、皆さんに見てもらったら全部わかります。平成17年、18年、19年、みんな同じです。ほとんど同じです。ここまでしてなぜ、教育文化振興事業団を守らないといけないという形の中で、ずっと今までやってたと思うんですよ。我々全然気が付かなかったから、これ、一つも質問できなかったんですけどね。初めて予算書の中に、このコミュニティセンター施設管理委託料ということで3,300万円というのが上がったから、初めて質問できるんですけどね。これ、やっぱり、どうしても来年の指定管理まではこういうことで、今年度までは辛抱してくれということでは上げてるわけですか。それとも、今後どういうふうな考え方でいこうという形で上げてるんですか。これ全然、今言うように、指導しますと言ったって、ほかの団体ですからね。財団法人なんですよ、これ。違う団体なんですよ。だから、行財政改革やってるからもう少し考えていただけないですか、と言って、はい、わかりましたと言ってやられた結果がこれであったとしてもですね、何も言えないんですよ。何かいい方法、あり

ますか。そして、ほかに使わなければならないところにお金を使うというように、余らせるような方法論は何か考えてるわけですかね。

○ 生涯学習部長

委員ご指摘のように、この財団法人、公益法人でございますけれども、この教育文化振興事業団につきましては、平成3年に市が出資をして作った財団でございます。当然のことながら、財団でございますので、当初作られました趣意書の中に、こういう当時の田中市長の言葉がございます。「近く建設を予定されております図書館、それから中央公民館の管理運営業務を受託し、教育文化振興事業団と共に発展をさせる」となっております、この5年後でございますけれども平成8年に建設された図書館それから中央公民館などを兼ね備えた複合施設でございますコミュニティセンターの管理委託を随意契約という形で今日までしてきた経過がございます。このような取り組みの中で、先ほども申し上げましたけれども、これは市が出資した公益法人でございますので、飯塚市の契約規則等に準じまして、今後ともその取り扱いについては指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 兼本委員

作った時の社会情勢と現在と、違うわけですよ。作った時は確かにそうかもしれません。でも、今は、社会情勢が違うわけですよ。だから、第二の夕張になりたくないということで、市長以下皆さん頑張って行財政改革やってるわけでしょうが。職員も減らしてるじゃないですか。そして、ここが潤ってるんならまだいいんですよ。ここは1円も潤ってないんですよ。ただ、ここが入札と随意契約をやって、業者にやってるだけでしょうが。ここが1円も潤ってるわけじゃないですよ。この中で基本財産と運用財産といいますけど、運用財産というのは補助金でもらうだけしか、ないですよ。ほとんど運用財産というのは作れないですよ、ここは。入札で余ったら全部戻すわけですからね、飯塚市に。だから市と同じものですよ、これ。だから、その当時は確かにそうだったかもしれないけど、現在は違うでしょうが。それなら、昔から作った施設がそういうふうな趣旨であつたら、どのような状況であつてもそのまま継続するというお考えですか。そうじゃないでしょう、ね。だから少しはやっぱり、そういうところで減らせるものは減らすような努力をしていただかないと、これは飯塚市の職員の方も入ってるわけですよ。片やこっちは行財政改革をやってきつという事は十分にわかっているわけですからね、何らかの形できちんと指導していかないと、これまたずっと同じで、大変な額ですよ。この点はこれで、今度入札とか随意契約やられる時は十二分に、行財政改革で非常に本市も頑張ってるんだから、もう少し頑張ってください、実績出してくださいよということで、頑張ってくださいよ。

それともう一点、あのコミュニティセンターの中には図書館が入ってますよね。図書館は今度、指定管理者に委ねるわけです。指定管理者に委ねた図書館は、サービスを充実させるということで、もしかしたら開館時間をながくしたり、いろんなことをするかもわかりませんよね。そしたら当然、光熱水費とかいうものは上がってくると思うんですよ。で、今、光熱水費というものの位置づけは、恐らくこの施設管理の中の、あるいはコミュニティセンターで全部出してるわけですかね。その点、どうですか。

○ 生涯学習課長

先ほどもお答えいたしましたように、コミュニティセンターにつきましては三つの施設の複合施設になっておりますので、その中で中央公民館が統一いたしまして、コミュニティセンターの維持管理を全部行っております。今、委員ご指摘のとおり、光熱水費等につきましても、公民館のほうの予算に計上いたしております。

○ 兼本委員

図書館の運営を充実させてください、利用者へのサービスを強化してくださいということで

やるわけですから、当然、開館時間を長くしたり、ほかのいろんなサービスを取り入れることについては、飯塚市は「やめてください」ということは言えないんですよ。どんどんやってくさいって言って、指定管理に出したわけですから。そうしますと、反面、そうした水道光熱費、細かいこと言いますけど、光熱水費なんかはどんどん上がるということも、当然予想されるわけです。だから、そういうふうなものも踏まえると、こういうところから節減して、お金を少しずつ残していっておかないと、節減しよう節減しようと言いながら出来ないことになるんですよ。片やサービスを強化してくださいって言うてるんですから、かなりのものが出るでしょう。細かいこと言うなら、光熱水費、かなりの額になるかもわからんですよ。だから、そういうことになってくれば、この施設管理の委託料というものを、ただ現状の3年間、前のままずっと、3年間同じような金額で入札、随意契約することについて、いくらかでも減らして、そこでお金の余裕を持っておかないと、この維持管理は今度、補正予算で今後は、今までずっと減額できておりましたが、これ、増額になってきます。恐らくそうなると思うんです。だからそういうふうなものまで考えてやっていただかないと、本当に無駄遣いのところ、一杯あるんですよ、一つ一つ指摘していけば。で、今までこれ全然、私どもわからなかったから、言えませんでしたけど、そういうこともありますので、ひとつ、そういうものを検討しながら、施設管理の委託をされるのであれば、強く、この財団法人飯塚市教育文化振興事業団に申し入れをしていただいて、実のある入札と随意契約をやっていただくように、強く要望しておきますが、ひとつ、部長、強く申し入れてくださいよ。

○ 生涯学習部長

先ほども申し上げましたように、飯塚市に準じまして、これは飯塚市が出資した財団でございますので、そこら辺、取り扱いについては慎重に事業団とも話し合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 兼本委員

それともう一点、先ほど指定管理のことを言いましたけど、指定管理が計算して、今年ですか、去年ですかね、出した金額の、ツールツリーグループ、委託料が1億4,144万6千円、概算ですけど、そういう金額が出ております。これが、委託料の1億5,560万円から比較するとかなり安いというふうには取りましたけど、この委託料の1億5,560万円の中には、コミュニティセンターの施設の管理の委託、それから歴史資料館、そういうものの人件費までこの中から出しておるわけですからね、当然その分は、来年もし教育部文化振興事業団にこのような施設管理をやるとすれば、当然そこに人件費が要るんですよ。今度は飯塚市じゃないようになりますからね。先ほど「飯塚市の職員が行ってますから、その中でやります」と言いましたけどね。今度は飯塚市が、もしかしたら飯塚市じゃないかもわからん。そうなってくると、よその人に施設管理を任せられなくなりますので、当然人件費は上げてこないといけないようになる。予算を組む時ですよ。だからそうなってくると、この1億5,560万円という金額は、もう少し下がると思うんですよ。だから、どなたが指定管理者になるかもわかりませんが、1億5,560万円というのが基礎の金額ではない、ということだけは、しっかり認識しておいてくださいよ。わかりますか。

○ 文化課長

事業団の出してきました指定管理料につきましては、これは事業団の理事会の中で決定された金額ではございますけれども、今、言われたようなところを十分考慮しまして、まず、そのことを申し伝えておきたいと思ひます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 12:15

再開 13:15

委員会を再開いたします。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

183ページ、社会教育費、コミュニティセンター施設管理委託料3,382万円に関連してお尋ねします。まずこのコミュニティセンターの機能はどうなっておるのかお尋ねします。

○ 生涯学習課長

コミュニティセンターにつきましては、中央公民館、男女共同参画センター、市立図書館、3つの複合施設で成っております。

○ 川上委員

3つの機能を持つ複合施設ということで、そのうち図書館については指定管理制度導入ということに今はなっておるわけですが、公的施設あり方検討委員会では、関係の施設についてどういう議論になっておりますでしょうか。

○ 生涯学習課長

公民館につきましては、コミュニティ組織、こういったことを今後充実を図っていく、そういった中からまちづくりゾーンを考えまして、係長を配置しております。そういったことから今後につきましても公民館のあり方といたしましては、直営で行きたい。将来的には地域住民のまちづくり、そういったことができた時点におきましては考えられますけど、現時点におきましては直営で行くということでしたしております。

○ 川上委員

将来、地域住民の希望があればということですか。

○ 生涯学習課長

地域住民の意向というよりも、現在作っておりますコミュニティづくり、こういったことが将来自治会をはじめ各種ボランティア、そういったネットワーク、そういったものが整備されて、住民の方の同意といいますか、そういった時点では考えられると思います。そういったことを今後構築していかないといけませんので、そういったことに現在取り組んでいるような状況でございます。だから将来的ということなら、近々のうちにこういうことが指定管理者というようなことではございません。

○ 川上委員

公的施設あり方検討委員会ではあまり指定管理者の問題については、公民館についてはあまり議論になってないけれども、当局としてはそういう条件ができるような方向をたどるといふニュアンスですか。

○ 生涯学習課長

現在においてはまだ直営ということで、指定管理者にするというところまでは至っておりません。

○ 川上委員

ちょっと私の方も中途半端な言い方するかもしれませんが、そうすると中央公民館についても指定管理者の導入を視野に入れているというようなくらいの位置付けですか。

○ 生涯学習課長

中央公民館につきましても、今言ったような同様な考えになるとは思いますけど、これは地区公民館と併せて検討していきたいと思っております。

○ 川上委員

中央公民館、地域公民館合わせて指定管理者制度の導入を視野に入れておるといふ答弁ですね。どうですか。

○ 生涯学習課長

これは将来につきまして視野に入れているということで、指定管理者をするという事で、含んだところで考えていかないといけないかなとは思っております。

○ 川上委員

私はこの公民館の運営については、教育行政の中核をなすものだと思うんですよ。これは本来憲法だとか、教育基本法の方から出発してきているものと思うんですが、社会教育法は21条で公民館は国とか県とかではなくて、市町村が設置するというふうに書いてますね。市の責任が大きいわけです。それで、長く質問するつもりはありませんけど、今後のあり方を考えていく上で、今もあり方検討委員会で検討してるんでしょうけど、公民館のそういう位置づけと、公民館の事業を、この社会教育法に基づいてものを考えとくというのが大事だと思うんですよ。公民館の事業はどういったことが規定されておりますか。

○ 生涯学習課長

公民館の事業といたしましては、これは社会教育法第22条に規定されておりますけど、定期的な講座の開催、討論会、講習会、それから図書、記録、模型、資料等を備えてある施設というようなこと、それから体育、レクリエーションに関する集会を行うこと、その他各種団体、機関等との連絡を図るといったことが明記されております。

○ 川上委員

あり方検討委員会がいろいろ検討する際には当然ながら皆さんの意見を聞く場面があるかとも思うんですよ。そういった場合には積極的にこの5章公民館、目的20条のこの規定を、つまり、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の馴化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると書いてますね。この目的に合致する方向で検討する必要があると思うんですよ。基本的には直営というか、今のとおり直営で住民参加で自立させていくという方向で何の問題もないわけですから、私は指定管理者制度を視野に入れる必要はないだろうと思うんですけど、この質問は終わります。

○ 川上委員

185ページ、図書館費、図書館指定管理委託料についてお尋ねします。資料では195ページに出されています。まず、指定管理の導入のメリット、デメリット、十分検討されてきているんでしょうけど、そのうちメリットのほうについて、どういうふうにとらえておられるのか、お尋ねします。

○ 図書館長

飯塚市立図書館に指定管理者制度を導入することの一番のメリットは、開館時間の延長と祝日開館が可能となることとあります。次に、指定管理者制度の導入により、館長をはじめとして、管理部門を担当する定数職員を引き上げるので、人件費の削減が出来ることとあります。

○ 川上委員

開館時間の延長だとかいうのは、別に指定管理じゃなくても、しようと思えば出来ることだと思うんですよ。それで、中心的には人件費削減ということになりますね。ところが、人件費削減というんだけど、職員が辞めていくわけではないんですよ。ですから、このメリットも薄いと言わなければならないと思うわけです。だから本当は、人件費が増減する部分とデメリットについて、十分な検討が必要だと思うんですよ。それは、厚生文教委員会のほうでも議論されているけれども、市民が納得できるほどの議論にはなっていないと思います。そこで、この委託料、大きい数字ですが、予算計上ですが、どういう根拠でこういう数字が出ているのか、お尋ねします。

○ 図書館長

市立図書館の飯塚・筑穂・庄内の三館の指定管理委託料は1億398万5千円でございます。

これは、指定管理料1億271万8千円にブックスタートの経費約120万円を加算したものであります。指定管理料に含まれる経費は人件費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などであり、そのうち人件費が大部分を占めております。

○ 川上委員

わかりました。基本的に、今の数字を聞いても、人件費が大部分なんですから、基本的には営利ではないわけですからね。数ある中で、図書館というのは最も指定管理者制度に馴染まないものの一つだと思うわけです。そこで、あなた方は当面、指定管理者でいこうとしているわけですがけれども、今後、指定管理の間、図書館充実の方向性はどのように思っているのか、お尋ねします。

○ 図書館長

図書館の運営につきましては、新年度から三館を指定管理者が管理運営しますが、直営の穂波図書館と穎田図書館を合わせて一体的に運営することにより、引き続き地域における情報の集積・発信施設の一つとして多様な資料の収集や情報の提供に努めるとともに、様々な学習支援機能を持ち、乳幼児から高齢者まで幅広く利用できる生涯学習の場として、市民に親しまれる図書館づくりに努めてまいろうと思っております。

○ 川上委員

今、大事な点を言われましたね。しかし本来なら、その方向性というのは市の直営で出来るというか、直営でこそ実行できるものだろうと私は思うわけです。そこで、指定管理者制度の導入が議論になった折に、たくさんの市民から指定管理者制度の導入については見直してもらいたいという声が上がりましたね。それは署名という形でも提出されておるわけです。中に、たくさんのことが書いてあります。で、あなた方はその声をどういうふうを受け止めて、今後の指定管理者制度の期間、市民の声を反映させていこうとしているのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○ 図書館長

署名の件でございますが、4,503名の方からの署名が集まったことに対しましては、市民の皆さんの貴重な意見であったと、重く受け止めております。ご質問につきましては、管理運営に関する基本協定、それから業務基準書の作成を今、しておりますが、十分に配慮し、作成いたしております。そのようにしておりますので、図書館運営において利用者へのサービスの活かされるものと考えております。

○ 川上委員

その4,503名の署名に表れた市民の要求ですね、それについては、もっともなことだという受け止めですか。

○ 図書館長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

それでは、再考というのは、どういう点を再考したんでしょうか。

○ 生涯学習部長

先ほど委員ご質問の中でも、4,503名の方から署名活動の中で、いろいろな反省点を求められております。その中で私どもといたしましても、それぞれ関係ボランティア団体等にご意見を聞かせていただきまして、それが今回の指定管理者導入にあたって、十分生かされている内容がその中に盛り込まれているわけでございますけれども、本来より本市が取り組む、例えばブックスタート、あるいは子ども読書推進計画等につきましても、今回の取り組みの中で予算を計上させていただいているところでもございますし、そのほかいろいろ、このアンケートの結果とかそういうものを踏まえまして、市民アンケートボックスの設置とか、そういうのを

いろいろ今後とも導入の過程の中で、設置をするようにいたしておりますので、そこあたりご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○ 川上委員

今、部長が答弁されたのは、4,503名の署名に表れた再考を求める声に対して、ブックスタートと子ども読書とアンケートボックスを置きます、と。その三点だけですか、あなた方が再考したのは。

○ 生涯学習部長

今、答弁させていただいたのは三点だけでございますけれども、この指定管理者導入にあたりまして、市民サービスの向上を考えた時に、この指定管理者がレファレンス職員の研修はもとより、ボランティアを図書館運営のパートナーと捉えまして、そのスキルアップの研修会の実施や、また学校図書館の支援、これは図書館を使って調べる学習賞、コンクール優秀作品展示コーナーの設置など、そういうものにつきましても縷々検討させていただいて、実施をしていく方向でございます。

○ 川上委員

よくわからないんですね。市民サービスの充実というなら、あなた方は今までだっていくらでも努力できたはずですよ。基本的にこういうところは、人材の力ですから。一人一人の職員、それから集団の力を伸ばす努力をどのようにしていくのかということですよ。民間ができて、私立の図書館事業というのは余りないわけですよ。図書館というのは、基本的に公立で発達してきているわけですよ。だからノウハウも基本的には公立の中にあるわけですよ。だから、公立が頑張れば、そこで住民サービスだとかいうのは発展させられるんですね。何を言おうとしてるかということですね、多くの市民の方が再考を求めた最大のポイントは何かということ、市の責任、公の責任は貫かれるのかということでしょう。図書館法によって規定されるわけでしょう。基本的には「知る・学ぶ・読む」ですよ。この三つの権利を公が保証する立場に立つかどうかということポイントじゃないんですか。4,503名の、読ませていただきましたけれども、私は中心点はそこだと思うんです。だから例えば、筑豊労災病院ですよ。国の責任で存続してくれと随分頑張ってきたわけですよ。ところが、国は「嫌だ」と。で、どうしても仕方がないということで市立病院として市長が決断されたんだけど、中身的には指定管理者に丸投げする、と。金は一銭も出さんぞって言ってたわけですよ。実際に、国の通常規定以上の金を出してないわけですね。で、医師の確保責任を誰が負うのかと言ってやり取りする中で、市長が「私です」と。これは良かったんだけど、図書館も同じなんです。だから市が、図書館運営にきちんと責任を負うかどうか、そこがポイントなんですね。そう思いませんか、市民の声はそこにあると。

○ 図書館長

ただ今、市民の方の「知る・学ぶ・読む」というような点についてお尋ねでございますけれども、そのことをどのように保証するかということだと思います。それにつきましては、指定管理者制度導入において指定管理者募集要項、指定管理者業務仕様書、指定管理料の上限額の決定、選定委員会の論議、飯塚市立図書館の管理運営に関する基本協定、それから飯塚市立図書館指定管理業務基準書の作成において十分に配慮し、作成しております。市の担当部署としまして、生涯学習課に図書館係が設けられる予定となっておりますので、図書館担当部署が指定管理者の図書館運営に気配りすることにより、市民の権利を保証する体制を構築したいと考えております。

○ 川上委員

この図書館の最高責任者はどなたになるんですか。

○ 図書館長

指定管理者といたしましては、館長になります。

○ 川上委員

館長は指定管理者ということでしょ。

○ 図書館長

指定管理の館長が最高責任者となります。

○ 川上委員

その館長の不偏不党の立場というのは、どういうふうに確保されますか。

○ 図書館長

指定管理者の館長が最高責任者というような答弁をいたしましたけれども、教育委員会、市役所が最高責任者になると思います。

○ 川上委員

図書館は教育委員会でしょ。で、市役所といった場合にはどうなりますかね。だから、ちょっと言いますが、図書館の最高責任者は教育委員会ですよ。当たり前のことですね。だから、そこに不偏不党だとか公正中正というのが確保されていくわけでしょう。そして、この「知る・学ぶ・読む」という三つの権利というのは図書館法ですから、それは教育委員会が責任を負わないといけないわけですね。それなのに、館長は民間の指定管理の方ということでしょう。で、矛盾があるでしょう。その矛盾をどうやって解消するのか、どういう体制が必要かという、係長さんが配置されるという言い方なんです。で、係長さんでその矛盾が解決できるのかという疑問があるわけですよ。もし指定管理者が、今言った不偏不党だとか公正中正の立場を逸脱することがあった場合は、市はどういう指導を行うんですか。どのセクションが、誰が。

○ 図書館長

図書館に問題がある場合は教育委員会が処分をするといいますか、契約も破棄するということもあります。

○ 生涯学習部長

先ほど館長も申し上げましたように、最終的な責任というのは教育委員会にあるわけですが、今回のこの指定管理者導入に伴いまして、その所管が生涯学習課の図書館係となっておりますので、ここで所管をいたしまして、生涯学習課が責任を持ってその掌握をしていきたいと思っております。

○ 川上委員

そうすると、図書館係、生涯学習課、生涯学習部、そして教育長。で、日常的な状況把握というのはどうするんですかね、図書館の適正な運営が行われているかどうかというのは。

○ 生涯学習部長

先ほど言いましたように、生涯学習課の中に図書館係がおりますので、そこで所管をするようにいたしております。

○ 川上委員

最後に指摘をしたいと思いますが、私は、館長という役職は非常に重大な役職だと思うんですよ。で、制度、法律がいろいろあるのかもしれないけれども、この館長の役割は、強力な公の仕事が果たせる、そういう部門であたるべきだと思いますね。この館長の相談役が図書館係というのでは、市としてですよ、市の責任は果たせないと思います、日常的に。だから、そのところせめて、考えていく必要があるんじゃないですか。あなた方がそうやってやるのであれば、本来、やっぱり市民の多くが心配してるように、直営で充実させるというふうにするべきですよ。だから本当は、この予算は見直さないといけない、というのが私の立場です。これは指摘して、質問を終わります。

○ 委員長

江口委員。

○ 江口委員

同じく図書館費について、ちょっと関連してお聞きします。先ほど予算のお話しの中でブックスタート、並びに子ども読書推進計画というお話しがございました。で、ブックスタートは確かに予算資料のほうにも入ってるんですが、この予算自体は、この図書館費のどの部分にかかっているのかを教えてください。それと、子ども読書推進基本計画については予算化されているというお話し、先ほどの答弁だったんですが、別の時にお聞きした時には「そうではない」というお話を聞いておりました。その部分について、お聞かせいただけますか。

○ 図書館長

予算の件でございますけれども、ブックスタートにつきましては指定管理料の中に、今回、平成20年度は含んでおります。それと、子ども読書活動推進計画につきましては、平成20年度は庁内の内部検討委員会を立ち上げて検討し、平成21年度に外部の策定委員会を作って作成したいと思っておりますので、まだ予算化はしておりません。

○ 江口委員

子ども読書推進基本計画については、平成20年度は内部での検討、そして21年度以降に予算化というふうな形よろしいですか。

○ 図書館長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

もう一件、ブックスタートについてです。指定管理料の中に費用が含まれているというお話しがございました。ブックスタート、通常、他市等を見ますと、児童福祉の分野で予算化されている面等もございます。というのが、これ、健診の時に合わせてブックスタートのキットをお渡しして、そしてその場で読み聞かせをして、という部分が合ったかと思えます。そういった人的予算も含めて予算化されている、この指定管理者の中で予算化されているという理解でよろしいですか。

○ 図書館長

このブックスタートにつきましては、基本的に図書館の司書の方、それからボランティアの方、そういった方を乳幼児健診の場に派遣しまして、読み聞かせの実演をし、ブックスタートの紹介と意義の説明をして、ブックスタートパックを手渡すことを実施したいと考えております。

○ 江口委員

今、お話しの中で、図書館の司書と、ボランティアというお話しがありました。ボランティアに対する謝礼も、この中で予算化されているという理解でよろしいですか。それとも、ボランティアに関しては無料でやってくれというふうな形になるのでしょうか。

○ 図書館長

現時点の考え方といたしましては、ボランティアの方は無料で、ということで考えております。

○ 江口委員

となりますと、ボランティアの方にはあくまでお願いで、そこをボランティアが対応できない場合は図書館の司書がやる、話としてちょっとおかしいと思うんですよね。予算化するのであれば、きちんと予算化をする。で、どこからどこまでという部分はきちんとやらないと、やり始めたわ、現実にボランティアが集まらない、司書をつぎ込む、そうするとまた費用がかかる部分が出てくるんですよね。その指定管理の積算として、そこが正しいのかどうか疑問な点がございます。その点については、はっきりとやるべきだと思うんですが、その点、部長なり

教育長なり、どうでしょうか。

○ 生涯学習部長

先ほど館長が答弁いたしましたように、図書館司書2名でこのブックスタートの事業にあたっていただく、その間に、ボランティアにつきましては読書ボランティアの方がその場で読み聞かせをして、ボランティアとして読み聞かせをしていただくというふうな取り組みをすることでございますので、そのあたり、先ほどの館長の答弁と若干違うかと思えますけれども、そこらあたりでご理解を頂きたいと思えます。

○ 江口委員

今のお話では、2名がそれを渡す、そしてそこで読み聞かせをするのはボランティア。これ、ボランティアがいないと成り立たない事業なんです。そうしたら、それなりにきちんと予算化等が必要だと思うんですが、それについてなされてないのはなぜなのでしょう。もしそれで、ボランティアが不足した場合、乳幼児健診の時にいっぱい来られるわけですよね。そして、例えば10人必要だった時に、ボランティアのお声かけをしたら2人しか来なかった、残りの8人はどうするんだろう、その時にその8人はいなくて、渡すだけで終わってしまうのかどうか、ということがあります。そうすると、事業自体が立ち行かなくなってしまうわけですね。本来の意図する、きちんと本の読み聞かせをすることの大切さが伝わらずに、物だけが渡ってしまっ、あるところではブックスタートやったんだけど、ブックオフにその本が一杯並んでるところもあったりすると聞くわけですよ。そういうことさえも起きてしまうわけですが、そこについてはどのようにお考えなのでしょう。

○ 図書館長

ただ今お尋ねの件でございますけれども、一部の読書ボランティアの方とは内々でお話しをいたしまして、ご協力を得られるという確証を持っております。それと、その場でブックスタートパックを受け取れない場合にどうするかということもあるかと思えますけれども、その場合にはいろいろな手を使いながら、出来るだけ皆さんにお渡ししていけるような手を考えたいと考えております。

○ 江口委員

実際のスタートまではもう少し時間があると思うんですが、そこらへん、きちんとうまく回るような形を考えていないと、現実に、やり始めました、やり始めて思ったんだけど、全然これが本来のブックスタートではない、ということがあり得るわけです。その点、注意してやっていただいて、それで必要なのであれば、きちんとその部分をどこから確保するというのをやっていたかかないと、この事業は成り立たないですよ。その点を指摘しておきます。

あともう一点ですね、先ほど、図書館係がここの直接の担当という話でしたですよ。図書館係に人を配置するわけで、こちら、1名の配置になってますよね。で、この方は、図書司書の資格をきちんと持った有資格者がなられるのでしょうか。

○ 生涯学習部長

今のところ、資格を持ったということではなくて、係長を配置する予定でございます。

○ 江口委員

それでは、その点についてやはり、新しく指定管理者という方向とはいえ、前に向かって進もうと考えているわけです。その、ある意味でコントロールすべきなのが、この図書館の係長がコントロールしていくわけですよね。その時に、きちんとしたトレーニングを積んできた、そういった方がこの場にはないと、現実には的外れなことをしかねません。有資格者の配置をきちんとやっていただきたいということを要望したいと思えますが、教育長、どうでしょう。

○ 教育長

非常に重要なポジションだというふうに私も認識しておりますので、それに熟知した職員、

ないしはそういう資格を持っている人、そのあたりを含めて検討させていただきたいと思いません。いずれにしても、そのコントロール、つなぎの役が十分出来る人を配置したいというふうに思います。

○ 江口委員

指定管理者には8割の、カウンターの職員とかには司書の資格を持っているようにというのは、飯塚市の指定管理の条件です。それを出している自分達のほうが、ここが一番現場に立たなくちゃいけないところにきちんとした資格を持っている方を置かないとなると、それこそ本末転倒だということになりかねません。また、穂波、颯田は直営です。そこに対する人員配置も含めてきちんとした対応をお願いいたします。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

185ページ、図書館費、中ほどに図書館図書費が3,339万円計上されています。この予算計上額は、何によっているのでしょうか。お尋ねします。

○ 図書館長

金額は平成19年度と同額でございます。

○ 川上委員

購入の責任はどなたにありますか。

○ 図書館長

先ほどから出ておりますように、図書館係がおりますので、図書館係、また生涯学習課長になろうかと思えます。

○ 川上委員

どちらになるんですかね。本を購入する場合には、年次計画で購入プランを立てるのもあるでしょうし、それから利用者から希望が出て購入する場合もあるでしょう。で、具体的には図書係になるんですか。それとも課長になるんですか。

○ 図書館長

図書の選定、発注につきましては図書館のほうでしていただきまして、支払いそれから予算の計上、そういったものは図書館係のほうで持つということでございます。

○ 川上委員

そうすると、指定管理者が本を選び、市は金を払うという関係なんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:55

再開 13:56

委員会を再開いたします。

○ 図書館長

図書館の中には、図書司書で設けた図書選定委員会というものを作っております。そこで、図書の選定の責任といたしますか、きちんといたしまして、支出伝票の作成、それから支払い等は市がするというところでございます。

○ 川上委員

図書選定委員会というのは、市が任命する委員会ですね。

○ 図書館長

今の図書選定委員会というものは、図書館の中の内規で設けておる各図書館の代表で構成する選定委員会でございます。

○ 川上委員

要するに、そこは公的な立場が貫かれるところですか。どういう構成メンバーですか。

○ 生涯学習部長

先ほど館長が申し上げましたように、図書の選定委員会に関する内規、これに基づきまして、それぞれ、従来は各館長を委員長、それから副委員長を係長ということで、それぞれの図書館に係長がおりましたので、こういうメンバー割をもってして構成いたしておりましたけれども、図書司書の資格を持った方を今後このメンバーとして選定委員会に充てるようにいたしております。

○ 川上委員

この中には指定管理者、民間の方は入らないんですね。

○ 生涯学習部長

今の内規では、館長が委員長を務めるということでございますので、当然この中には入ってまいります。

○ 川上委員

はっきりメンバーを言ってください。私の質問の意図はわかるでしょう。図書選定にあたっては、不偏不党、公正中正が貫かれなければならないでしょう。だから、それが貫かれるかどうかは、少なくとも公の立場にある人が責任を持っておかないといけないと思うわけです。だから、スパッと答えられませんか。なんて聞いたらいいですかね。その図書選定委員会の構成メンバー、責任者と副責任者とかあるんですよ。それ、ちょっと、スパッと答えてください。

○ 図書館長

先ほど部長が申し上げましたように、図書館長を頂点としますが、この選定委員会につきましては、4月以降は外部の方をお願いをしたいと考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:59

再開 14:17

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

大変失礼いたしました。先ほど、この選定委員会の人数等を言われておりましたけれども、まだ3月一杯でこの基準につきましては、ただ今検討しておりますので、ただし、その中身につきましては各司書代表、それから図書館の担当者、それから先ほど申し上げた図書館運営審議会委員の中から入っていただく、あるいは館長等をもちまして、10名以内でこの選定委員会を考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○ 川上委員

じゃ、手短に。あなた方の内規を見ると、内規では、図書選定の責任者は、委員会の責任者は館長をもって充てるとなっているわけですね。ですから、民間の方ということになりますよ。内規どおりであれば。それから司書と言われますけど、そこから来る人も、それぞれの司書ですから、グループの民間の方ですね。民間企業の方ですよ。で、館長が民間の方、司書二人が民間の方ということになるわけです。しかも、内規では、その民間の方が責任者ということになってるんですね。民間の方というのは、もちろん、公の施設を担おうというわけですから、良識ある態度を取るだろうと思われそうですが、基本的な役割は利潤追求ですから、そういう役割があるわけです。で、図書選定というのは不偏不党、公正中正というのが求められますね。ここで矛盾がないのかということになるわけです。それから、そうであれば、従来の直営の

時は当然ながら公務員、地方公務員が館長をしてきたわけですね。で、地方公務員は、憲法上も地方公務員法上も、一部の奉仕者ではなくて全体の奉仕者であるということを宣誓してきているでしょう。だから、利潤追求を事とする法人の方が責任者である場合と、全体の奉仕者であると宣誓した人間が責任者である場合と、自ずと変わってくるでしょう。だから、どっちにしる市が責任を負いますから、という言い方を答弁でする心配があったんだけど、そうは言われなかったからね、よく検討してもらいたいと思います。で、そもそも、こういう矛盾が生じるのは、先ほども言いましたけど、本来直営でやって何の問題もない、あるいは直営でやるべきであるところに、無理に民間に対して指定管理者制度を導入するからこういった問題が生じている。で、鯉田工業団地と同じように、あと何日もないという状況なのに、こういう大事なことを決めてない、と。だから、図書館行政がわかっているのか、というふうに指摘して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

188ページ、社会教育費、鹿毛馬神籠石敷購入費、1億2,617万8千円についてお尋ねします。これは、予算額としては、予算書の全体の中で金額が、予算額が大きいから尋ねるものであります。まず、事業概要、目的について、簡潔にお尋ねいたします。

○ 文化課長

この鹿毛馬神籠石でございますが、これは7世紀頃の古代に築られました山城でございます。鹿毛馬神籠石は我が国にとって歴史上、また学術上価値の高いものでありまして、文化財として重要であるため、文部科学大臣が国の史跡に指定をしております。神籠石は全国に16箇所、確認されておりますが、この鹿毛馬神籠石は遠賀川流域、筑豊地区で唯一の神籠石でございます。従って、この鹿毛馬神籠石の指定区域の公有地化を図り、良好な状態で後世に伝えていこうとするものでございます。

○ 川上委員

今、随分事業が進んでおるわけですがけれども、総事業費と財源についてお尋ねします。

○ 文化課長

この総事業費と進捗状況でございますが、この事業につきましては平成14年度から21年度までの8ヵ年計画で、購入の予定面積が28万6千平方メートル、これを約6億5千万円で買い上げる予定でございます。この進捗状況ですが、本年度で全体の約60%の買い上げが終了いたします。次に財源でございますが、これは国の認可事業でございます。その事業費の80%が国からの補助金でございます。そして、県からの補助金も、これは事業費の1,500万円でございますが、これを上限として、これの8%を県からの補助金で賄っております。

○ 川上委員

じゃあ、市の独自財源からの財政出動は、最大でどの程度になりますか。

○ 文化課長

ただ今申し上げました国からの80%、それから県からの上限1,500万円に対する8%の金額を引きますと、全体の6億5千万円にいたしまして約1億700万円で、市の持ち出しとしては、ちょっと計算しておりませんが、12~13%になろうかと思います。

○ 川上委員

1億700万円と聞こえましたが、これは、借入れはするんですか。

○ 文化課長

この金額は平成14年から21年までの8年間の予定でございますが、これについては毎年度、市の持ち出しでしております。借入れはございません。

○ 委員長

次に、人見委員に質疑を許します。

○ 人見委員

191ページ、文化会館の管理運営、これは全般に関わろうかと思しますので、その点よろしくお願ひします。まず、12月議会のこの文化会館の指定管理者の議案が否決されたわけですが、まず数字的なことで恐縮なんです、平成20年度の予算の、直営における文化会館の運営管理費は幾らになるのか。併せて昨年度、事業団の指定管理者時代の最終年度が平成19年度でございますので、平成19年度の予算額は幾らだったのか。そして、12月の議案の中における、トールツリーグループが示した金額はそれぞれ幾らだったのか、お聞かせください。

○ 文化課長

まず、直営で行う場合の予算でございますけれども、191ページの文化会館費ということで、2億1,399万2千円を計上いたしておりますが、これと、指定管理者の昨年文化会館の指定管理料、これが2億7,515万円でございます。これにつきましては若干、指定管理料と、それから直営でいくという部分では、単純にちょっと比較できない部分がございますが、一応そういった金額でございます。それから、トールツリーグループが提案しておりました金額は、1億4,144万6千円でございます。

○ 人見委員

先ほど戻って恐縮なんです、図書館の分で若干ちょっと比較をしてみたいんですが、図書館の平成19年度の事業経費は幾らで、そして平成20年度は先ほど言われました管理運営、1億いくらか言っていましたね。その分、もう一度お知らせ願えますか。

○ 図書館長

平成19年度は、図書館費の合計は1億6,460万2千円でございます。それから、今年度の指定管理料は1億398万5千円でございます。それと、それ以外に図書費とかがあります。

○ 人見委員

この縮減率、単純にはいかないことが多少なりとも理解するつもりですが、おおよそ参考にしたいので、縮減率でみた場合、図書館の場合はある程度わかると思うんですが、コスモスコモン、文化会館の縮減率、平成19年度と平成20年度、直営になった場合の縮減率、そして、平成19年度とトールツリーグループが示した1億4千万円の縮減率、それぞれ幾らなのか、お示しを願いたいと思います。

○ 文化課長

平成20年度の予算でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように2億1,399万2千円ということで予算計上いたしております。が、これから指定管理料と比較するというところからいけば、収入を今年度6,688万6千円を見込んでおります。ですから、支出から収入を差し引きました一般財源の支出というところで見ますと、約1億4,710万6千円となります。で、トールツリーグループが利用料金制度を入れてましたので、そういった収入を入れて、トールツリーグループが指定管理料として出していた金額1億4,144万6千円、これと比較しますと、566万1千円の増加ということになってまいります。これは昨年の指定管理料2億751万5千円、これと比較していきますと、事業収入が約3千万円ほどございましたので、3千700万、3千500万、すみません、ちょっと手元に資料を持っておりませんもので。1億7千万円くらいが一般財源の支出ということになってましたので、これからいきますと、約3千万円の削減効果が出てきているというふうに考えております。

○ 人見委員

結局、平成20年度は直営ですが、それでも3千万円ほどの効果があるということで理解し

ていいんですか。コスモスコモンの場合は。

○ 文化課長

それで結構です。

○ 人見委員

それで、一般的にその数字を、3千万円の縮減効果が直営にただけであるということからすると、直営のままいけばいいじゃないか、というような話にもなるし、これまでなにやっていたんだ、さっきの話じゃないけど。一方で行革を言っていて、そしてこういうようなところにはほとんど、そういう意味では手をつけてこなかった。こう言われても仕方がないと思うんですが、いかがですか。

○ 文化課長

指定管理者制度じゃなくて直営です、という時点で、事業団職員の削減等々、様々な改善をやってきております。その主なものとしましては人件費、これまで16名でしていましたものを、今回、14名で考えております。それから派遣職員、この分につきましても、人事のほうといろいろ相談しながら変える、と。派遣職員をやめて嘱託職員に変えるとか、そういったこともいたしまして、経費の削減に努めてきたものでございます。

○ 人見委員

削減に努めてきたものでございます、とか言っていて、平成19年度の分と比べても3千万円、出てくるわけですよ。そして、トールツリーグループの示した1億4,144万6千円と、今回直営で出そうとしている、計上しているのは1億4,800万円ですよ。出来るんですよ、まずは。それで、要するに、今後のあり方としては、それでも指定管理者に移行する意向らしいですね。何か、厚生文教委員会の審査等々ではそういう方向が出てるんですか。はっきりとちょっと、今後の方向性はどうか聞かせてくれますか。

○ 文化課長

この指定管理者につきましては、今後、道祖議員から出されておりました質疑の中でも、今後の事業団のあり方、それから文化振興のあり方について審査要望も出されておまして、そのことにつきましては12月議会までに報告させていただきたいというようなことをお答えしております。それから、指定管理者につきましては、1年間の直営という条例を出させていただいております。これは今後1年間、直営でやって、平成21年度以降は指定管理者を視野に入れたものでございます。当然この間に、ご指摘のようなことも含めて、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

平成21年度から、あくまで指定管理者を視野に入れて、この平成20年度を組み立てていきたい、ということいいんですか。

○ 文化課長

結構でございます。

○ 人見委員

その理由は。

○ 文化課長

この指定管理者制度というものにつきまして、指定管理者を入れる目的としましては、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するための、いわゆる住民サービスの向上を図っていくということと、それから経費の削減ということがございます。そういったことから、専門的知識であったり、あるいはノウハウであったり、民間のそういったものを活かして、そして市民サービスにつなげるように、という考え方が根本にはございます。

○ 人見委員

その時に、住民サービスのさらなる向上を目指して、と言われる、その「さらなる向上」の中で、今までの事業団の姿勢や取り組みで良かったのかどうかという評価が、一つあったわけでしょう。結果が一つ出たんでしょ、執行部としては。だから、ああいう形で議案が提出されたんでしょ。違うんですか。

○ 文化課長

この指定管理者制度につきましては、平成17年度の9月議会でしたか、12月議会だったか、ちょっとどちらか私のはっきり覚えておりませんが、その時点で指定管理者制度を導入する、そして事業団に民間と対抗し得るだけの力を付けるために、2年間随意契約をして、指定管理者制度を導入するというので、導入をされてきております。これは当然、公募というのが前提にあって、そして2年間随意契約をしたというふうに私は理解しておりました。

○ 人見委員

いずれにしても、12月議会の中で執行部としては、結論的には、客観的に判断して、事業団では駄目だ、と。これからの住民サービスのことを考えると駄目だ、と、そのように判断をしたわけでしょう。違うんですかね。

○ 生涯学習部長

12月の段階でそういう判断をしたのですか、ということでございますけれども、逆に、そういう判断じゃなくて、人見委員の先ほどの質問に対してはそういう判断の捉え方をしていない、要するに、事業団として今度は指定管理者も引き続き、ということ、この提案をさせていただいたわけでございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:40

再開 14:43

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

失礼しました。指定管理者制度につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第2条に基づきまして、指定管理者になろうとする法人、それからその他の団体を公募しなければならない。ただし、公募を行うことについては、合理的な理由があるときにはこの限りではない、と定められております。従いまして、この文化会館の指定管理者の公募につきましては、制度導入の大きな流れもございまして、市民サービスの向上、それから経費の削減等を行うために公募したものでございまして、事業団が必要ないから、ということ、12月議会に提案したものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 人見委員

じゃあ、言葉を変えましょう。事業団の必要性の有無ではなくて、選定委員会で客観的に事業団を含めて選考していただいた結果、少なくとも客観評価の中では明確に、1点という差であっても、そうじゃなかったでしょ、と聞いてますよ。少なくとも客観的な点数の差において、明確に事業団は劣ってたという形で、優れていたものを採用したわけですよ。そういう言い方だったら間違いはないですか。

○ 生涯学習部長

そのとおりです。

○ 人見委員

それでちょっとお尋ねしますが、少なくとも市長が諮問をした選定委員会で、一度は選定されたこの業者に対する選定結果の報告はなされましたか。

○ 文化課長

議会の否決を受けまして、その後るる検討事項がございましたので、2月に入って、トールツリーの代表幹事であるフェニックスのほうには連絡をいたしております。

○ 人見委員

その時、何か相手先から意見なり思いなり、何か声としては、反応としては却ってきてますか。

○ 文化課長

何もそういったご意見というのは、ございませんでした。

○ 人見委員

全く何もないということで、聞き留めておってよろしいですか。

○ 文化課長

議会の議決の結果につきましては新聞報道等で見えておりましたので、ということで、内容的には何も向こうからはございませんでした。

○ 人見委員

こうした公募が再度あっても、こんなことになってはもう二度と応募いたしませんとかいうような話もなかったですか。

○ 文化課長

そういったお話はございませんでした。

○ 人見委員

筑豊の人間だったら、すぐ言いそうな感じなんですけど、そうでないことが幸いでございました。一方、選定委員会の皆さんへの結果報告については、なされましたでしょうか。同じように、その時の声だとか、反応はいかがでしたでしょうか。

○ 企画調整部長

選定委員会のほうには、私のほうからお話しを申し上げました。その時に、選定委員のほうは、自分たちはあくまでも公平公正に審査した中で市長に答申をしたのである、と。あとの指定議案は議会のほうで採決されるのだから、それについては何もコメントすることはない、というようなお答えでございました。

○ 人見委員

それもまた幸いと言っておきたいと思いますが。それでは、具体的に、客観的な選定委員会における評価の時点で、地元企業の育成、地場企業の保護、こうした観点から、客観的点数に対する配分のあり方等、なにがしか考慮を選定委員会に求めた、こういうふうなことはございませんか。

○ 企画調整部長

恐らく、配点のところだと思います。それについては、一般的な指定管理者の選定委員会の中に、ちゃんとした採点基準がございます。その中に地元雇用とか地場企業の育成、そういったものが配点の中に入っておりますので、改めてこの文化会館について、そこらあたりを変えたということはございません。

○ 人見委員

申し訳ないが、私の手元には、その評価点数の資料がないんですよ。よかったら、ほかにこの件で質問される方がおられましたら、その方に質問をこれから先は譲りますので、せめてその資料を私に頂けませんか。委員長、ちょっと取り計らい、お願いできますか。個人的な形でも構いません。

○ 委員長

執行部にお尋ねします。ただ今、人見委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 14:49

再開 14:52

委員会を再開します。

○ 文化課長

資料の提出は、できます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、人見委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されておりますので、配付させます。

(資料配付)

○ 人見委員

この評価書の中で、そうした地元企業の保護だとか育成だとか、また雇用の確保だとか、こういう点における点の配分のあり方について、何か考慮した点が、どのところに見受けられるのか、その説明をお願いできますか。

○ 総合政策課長

お手元の評価表でございますが、項目の一番左側の2番、その五番目に「地域との連携と貢献」という項目がございます。ここで点数の差異が生じたものというふうに認識をしております。

○ 人見委員

点数の差が出る3の部分と、その他の一番下段の、そのところはわかるんですよ。要するに、地元企業の保護だとか育成だとか、地元の雇用の確保だとか、こういう面における、もう最初から、申し訳ないけれども、「これは地元企業ですのでこういった点で厚く配分をいたしております」というか、最初からそういう配慮をしたようなところがあるのか、と。どの項目かと言ってるわけです。ないなら良いです。

○ 総合政策課長

ご指摘の点につきましては、白紙の状態からの審査でございます。

○ 人見委員

特段、地元だからという形での、俗に言う「下駄を履かせた」ようなところはない、と。そうすると、一面、我々としては地元の企業の育成や、まあ、保護とまでは言いたくありませんが、そうした観点と雇用の確保、こういう面については、いささかやっぱり思いがあるわけですね。このあたりについては、どの部分にそうした視点というか、評価をする項目があるのか。それをお示してください。

○ 総合政策課長

もう一度申し上げたいと思います。お手元の選定評価書、左の項目に二番目、「適切な管理運営とサービス向上」という項目がございます。その五番目でございますが、「地域との連携と貢献」という項目で、①から③で示しております。地域との連携、二番目に地元への再委託や物品調達、そして三番目に職員の雇用と地元の人材、障がい者の皆様への配慮等が、地元への貢献の採点の優劣になってこようかと思っております。

○ 人見委員

で、左の二つと右の二つに、ダブルスコアの、それに近いくらいの差があります。上段にはトールツリーグループだけは資料になってますけれども。これの差というのは、歴然とそうい

うふうな、先ほど言われました5の項目のあたりなんかでは差が出ておるのか。出ておったのかどうか。ちょっとそこまで聞かせてください。

○ 総合政策課長

12月の厚生文教委員会の時のご答弁になろうかと思いますが、やはり自主事業の内容提案、そしてまた、その他の特色のある事項等と、ちょっと具体的な答弁を今は全部覚えておりませんが、そういう独自性なり企画力等々で差異が生じたものでございますというようなご説明は申し上げたつもりでございます。

○ 人見委員

事業団には16名の職員がいましたね。そして、有限会社ネットワークの職員が5名おられる、こういうことが現状あるんでしょう。

○ 文化課長

ネットワークは事業団から再委託された舞台関係を受け持つ業者でございます。

○ 人見委員

だから、要するに、地元企業の育成だとか保護だとか雇用だとかという面からすると、そうなんでしょう、と。おられるわけでしょう、下請けとして。もう一度確認します。

○ 文化課長

そのとおりでございます。

○ 人見委員

ここのところが一つは、大きな、要するに、引き続き雇用をするだとか、引き続き地場企業の育成に努めるとか、そのあたりの話が出てくるか否かなんでしょう。違うんですか、分かれ目というのは。いかがですか。

○ 総合政策課長

そういうことでございます。

○ 人見委員

それで今回、図書館は4月から指定管理者になるわけですよ。で、現在の図書館の市の職員を除いて、嘱託なり臨時なり、職員の方は何名おられますか。

○ 図書館長

現在、定数職員を除きますと22名でございます。

○ 人見委員

その22名の方々が、俗に言う地元の雇用ですよ、現在で。さて、これが指定管理者に移行しますが、この22名の方々のうち、どれ程が引き続き雇用されるようになってますか。

○ 図書館長

穂波図書館の3名は指定管理者制度ではございませんので外しますと、19名、現在、司書がおります。そのうちの17名が雇用されることになっております。

○ 人見委員

それは、十二分にそうした地元雇用なりを配慮していただいた結果だという認識は、どれ程にお持ちですか。

○ 図書館長

19名のうち17名ということでございますけれども、2名辞められる方はご自分の都合で、お一人は家庭の都合、お一人は体の都合で辞めるということでございますので、100%、継続雇用に対する希望は達せられたと考えております。

○ 人見委員

で、このトールツリーグループのこの段階では16名、コスモスコモンの職員が。そのうち正規の職員以外で何名おられますか。

○ 文化課長

職員につきましては、事業団雇用の職員ということになりますので、16名中16名でございます。

○ 人見委員

そして、さらには舞台のスタッフがおられるということがあるわけですね。トールツリーのこの評価をするにあたって、そうした段階、レベルでの内容における話というのは、どの程度に伝わってきておったのですか。

いいですか、現在16名の職員がおられる。そして舞台のスタッフに企業がおられる、地元の。このあたりについては、どの程度に雇い入れる、契約をする、そうした話のプレゼンテーションを受けて、選定委員会の方々はこの点数を付けたのでしょうか。どのような話が出ておったのでしょうか。

○ 企画調整部長

提案書の中で、プレゼンテーションをしまして、積極的な地元企業の育成、それから地元人材の雇用という部分については、先方から出す部分については、地元の雇用、それから地元業者の育成という内容は聞き取りをしています。で、中身の人数が何人とかいうことまでは、我々のほうはまだ把握はいたしておりません。

○ 人見委員

そういうふうな話はプレゼンテーションの中でも当然のことながら、具体性はないけれども出てきておる、と。それが評価につながっておるわけですね。現に図書館のほうは全員が全員、自己退職を望まれた人意外は、19名のうち17名がきちんと雇い入れられておるわけです。同じ選定委員会が選定した、図書館の指定管理の相手先なんです。私が言いたいのは、そうした観点から、私たちが言った地場企業だとか地場の雇用の確保だとか、そうしたことについても十二分に配慮がされておる、そういうことが言えるのではないかという、私なんかは認識を持っているわけです。従って、純にこの評価の真実というか、根っここの部分というのは、一つは財源の縮減、それと、要するに、文化という、特殊だけれども特殊がゆえに、下のこの3の点数なんかで差が開いてるような、そうした管理運営をするにあたる能力、企画力、そうした観点から客観的にやっぱり差がついてるんだ、と。これは、いわゆる一つの、市民サービスの向上なんですよね。と思ったんです、この表を見ても。だから、私が言いたいのは、一つは財政的な縮減だけをみたら、今回の直営の予算のあり方からしても、さらにまだ努力すれば縮減が直営でも可能ではないか。要するに、地場というのを大事にしていくのであれば。ただし、文化の素養だとか、企画能力だとか、こういう面でどうかというのは大いにあります。そういう気がするんですが、その手も「あり」ですか、今後。考え方としては。あくまで指定管理者ですか。

○ 文化課長

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今回の条例にしましても1年間の暫定的な条例を出させていただきます。従いまして、その間いろんな、平成20年度におきましてもいろんな方々のご意見を聞きながら検討はしてまいりますけれども、全体としましては指定管理者制度を導入するという前提のもとで考えております。

○ 人見委員

そうすれば、今回、選定委員会で選定されて議案として上がってきた、この会社が再度応募しても、それは拒むものでも当然ない、事業団が望めば、それも拒むものではない、このような認識で構いませんか。

○ 文化課長

そのとおりでございます。

○ 人見委員

そのうえで、2月の13日に文化連盟から要望書が出ておる。この要望書の中で、この2つめの項目のところを若干認識をお伺いしたい。「2. 在来のコスモスコモン運営の反省 ①15年間人事異動はありましたが、それぞれ真摯に意欲的に精勤していただきました。」それからです。「ただ、市民サービスを忘れ管理のみに走り、無難に勤めを過ごすという一・二の姿を散見することはありましたが、それは“天下り人事”の弱点であったかもしれません。」と。この点の認識はどうですか。ともに同意しますか。

○ 文化課長

文化会館におきましては、常に質の高い芸術文化を市民に提供するよう努力してもらっており、参加型事業、あるいは育成型事業につきましても開館当時から取り組んでもらっております。確かに、文化会館を管理運営する教育文化振興事業団に、数年前から館長を含めて一部事務職員に再任用職員を配置しておりますが、そのことで自主事業の質の低下、また市民サービスの低下を招いたというふうには考えておりません。しかしながら、文化会館の管理運営にあたって、そういった意味の不信感といますか、不快感といますか、そういったものを与えたとするならば、今後、そのあたりを検討していきたいと思います。また、文化会館の管理運営に関しましても文化関係者のご意見を参考にしていきたいと思いますので、その点についてもぜひ検討させていただきたいと思います。

○ 人見委員

そういうふうなところまで聞いてるんじゃないんですが、そんな話をされるとね、要するに行政側、教育委員会側の事業団に対する評価というのが、いささかどうだったのか。今回の予算編成のこの数字を見ても、どうだったんだろうか、と。先ほどの話とかぶる部分もありますが。そんな気がいたします。「②運営体制の中核である理事会・運営委員会がかなり形骸化しているように思われます。」このようにも述べられており、さらに「今一つは、議事運営が余りにも段取り化されすぎていること。僅か10名前後の会議にもかかわらず、議長の挨拶から議事進行の段取り全てが事細かに記された事務局台本で形式進行させる雰囲気からは、自由な発言を期待することはできません。例え発言しても、言い放しで終わることが多い。」このようなご意見等も寄せられている。見たら、どこが要望書なんだろうかというような気がするのですが、どうですか。

○ 文化課長

理事会とか運営委員会、こういったものの進行について、文化課のほうでどうこう言えることではないと思いますけれども、通常こうした会議、行政の場合でございますけれども、スムーズな進行ができるようにシナリオを作ったり、事前の打ち合わせをしたりすることはございます。ここの意見につきまして、事業団のほうに確認をさせていただきましたけれども、会議の中でも封殺するようなことはありませんし、逆に、活発な意見を出していただくことに腐心しているというふうなお話しでございました。理事会とか運営委員会でそのように感じてるのであれば、積極的にご意見を述べていただき、会の中で改善していただくように事業団のほうにも申し伝えておきたいと思います。

○ 人見委員

ほかにも「3. 公正な過程で公正な判断を」という下段のところ、「この度の指定管理者選定を巡っても、巷間、賛否両者ともに一部関係者の利害が関わっているとのニュースやうわさが耳に入るのは大変残念です。」と、こういうふうなこと、執行部の耳に入ってますか。何か、それらしい話があるんですか。

○ 生涯学習部長

今、委員が言われることにつきましては、私どもも新聞紙上で見る限りで、それ以上は耳に

入っておりません。

○ 人見委員

これに対して、文連側に何か申し入れはいたしましたか。

○ 生涯学習部長

現段階では、いたしておりません。文連から要望という形で出ておりますので、その中身につきましては先ほどから課長が答弁しておりますので、そういうものを真摯に受け止めまして、今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えております。

○ 人見委員

あのですね、非常に鈍いのではないですかね。これは議長にも出てるということですよ。ある意味では根も葉もない話の中で、こういう表現が文書の中でも述べられている。これはそれなりに、やっぱり対応してしかるべきではないかな、と思いますけど。もう一度だけ聞いておきたいと思います。

○ 生涯学習部長

この内容につきましては、私どもの見解につきまして、文連のほうにもお伝えしていきたいというふうに思っております。

○ 人見委員

ぜひ検討してみてくださいね。それと、1枚目に戻りますけど、「私どもの意向」ということが6項目挙がっておりますね。持ってますか、手元に。ありますね。で、その1、「地域圏外業者の参入には無条件に賛成はできません」という、このような項目の中で、「地域圏外の業者が指定管理者に熱心に応募する所以は、一体那邊にあるのでしょうか。利潤追求が企業原理だとすれば、自明の理です。」と。で、「縁もゆかりもない云々」とかいう話を書いてあるんです。どうてい、文化団体の見識とは思えない。まさに文化は、その地域を越え、国を越え、ある意味では共通のものなんじゃないか。文化を通して肌の色も言語も越えていくのが、文化の役割じゃないかと考えたら、こんな表現が、果たしてそうかな、と。現に図書館は、県外業者なんですよ。それも、同じ選定委員会を選んだやつですよ。もちろん、議会が判断したわけですから、議会がまた判断するわけですよ、一面。それはいいんですが、少なくともこういう要望書がまかり通るということが、私は解せない。そしてなおかつ、採決が終わった後にこうした要望書が改めて出てくることも、正直、解せない。そのことを若干、ここでは述べておきたいと思います。現に、「利潤追求が企業原理だとすれば、自明の理です。」と書いてありますが、一等最初から金額を言ってます。もう、500万円少々です、違いは。違いはそうです。今までここまで、3千万円、それでも縮減してきたと言われる。直営で3千万円縮減ができてきて、そしていよいよ、民間の業者とは500万円少々の差しかないのに、利潤追求だけが、それも自明の理と言われる。金額的にさほどかわらない状況になっておりながら、こんなことでのいいのかな、という気もいたします。従って、一等最初に言いましたように、本当に指定管理者で行く気があるんですか、と。行かなくてもいいんじゃないですか、このままでも。文化人を入れるんでしょう、というような話が、これからますます出てくるだろうと思いますので、せめて今後のスケジュールを聞かせてください。どのように、現時点で考えておられて、1年に限って直営だとされたのか。そして聞けば、指定管理者を平成21年度からやっぱり導入したいと言われる。どうでしょう。

○ 教育長

今、言われてることなんですけれども、社会の変化の中で、やっぱり指定管理者を入れていこうという趣旨が、平成15年に自治法が変わったということは、やっぱりそれが非常に大きいな、という感じを基本的に持っています。やっぱり、住民の要求が多様化し、高度化し、いろんな変化があって、それに対応していくという、行政のいろんな今までやってきた仕組みの

中で、やっぱり民間の活力を何とかして、行政とコラボレーションといいますか、協働しながら、その力を借りていこうじゃないかというのが、基本的にあったというふうに思ってます。それが前提になって平成17年に、平成18年・19年を、随意契約とはいいいながらも事業団のほうに指定管理をお願いし、経費の削減、住民サービスの向上というか、多様化したものに応えていくということで、私は対応してきたんだというふうに思ってますし、その時点で基本的に2年後はちゃんと公募するよ、という約束のもとに、事業団は指定管理者として文化会館を運営してきたものというふうに感じております。で、今度はそれを前提にして、さらに住民サービスの向上を前提にした、さらにその結果として、経費の削減というのも当然のことながらあるわけですが、そこを見込んで、今度導入してきたわけでございますので。それは結果として議会で否定はされたものの、その精神はしっかり、私は生きていると思うし、これから先、もっともっと民間の力を借りられるところについては、行政の中でも、やっぱり借りていくという、そのことは私は変わっていないというふうに思ってます。そういうことで、1年間直営でやらなくちゃいけないというスケジュール的な問題もあったので、1年間はそれも含めたところで検討時間を与えていただきながら、1年間運営していく中で、経費についてはやっぱり指定管理の中で、業者選考する中で出されました金額というのが、やっぱり厳然としてあるわけですよ。だから、それよりも、また元に戻るような形でやるというのは、やっぱり今の時代の中、行政改革の中でそれは難しい問題だったので、出来るだけそれに近いところで運営していこうということで今度の予算は組んでおりますけれども、一番最初に委員が言われましたように、経費的にはそうなんですけれども、果たして、一番最初に狙っていた、住民が本当に満足できる、そして期待に答えるサービスがどこまでできるかというのは、まだ未定のところがあると思うんです。精一杯頑張っていかなきゃいけないわけでございますけれども、そういう中で1年間さらに内容を検討しながら、事業団のあり方も含めて検討しながら、やっぱり公募していくというのは、これから先の行財政改革の中でそういうものを取り入れていくということについては間違っていないと思うし、やっぱりこれから先、十分検討に値する内容だというふうに思っておりますので。具体的にどうするかというスケジュールについては、前々から言ってますように、平成20年の12月までにはきちんとした形で提案するという形で、今まで報告したと思いますけれども、その間に、先ほど文連からもこういう文書が出されておりますけれども、前にも言いましたように、本当に意見を聞いたかどうかという話はあったので、今後はそういう意見も聞きながら、事業団のあり方も検討しながら、そういう時間を少し頂きたいと思いつつも、平成21年度に向かっては、やっぱり私は指定管理の方向というのは変わらない、そういう形で再度、指定管理をみんなに聞きたいという感じで進めたいというふうに思っております。

○ 人見委員

この予算、そしてまた、この文化会館の数字、中身、今後のスケジュール等々、ある意味では大きな賛否の、私にとっては分かれ目なんです。で、さほどにこの問題に固執するのは、一方で図書館は通ってるんです。で、結果的に1年ずれたんですね、コスモスコモンも。今の指定管理者の教育長の話にしても。焦りすぎたんじゃないですか。結果的にはこうした要望書をはじめ、市民や文化団体各般の知識人の方まで、選定委員会に改めて入ってもらわなきゃいけない。声は当然きかなきゃいけない。そんな事態になったことからしたら、執行部は焦りすぎたんじゃないですか、指定管理者にもっていくのは。その前に十二分にやらなきゃいけなかった、そうした作業をおろそかにしたということになりませんか。教育長、どうですか。

○ 教育長

2年間という、随意契約だったかもわかりませんが、事業団に文化会館を指定管理ということでお願いしていた時点で、その2年後にはそういう形で公募していくということは分

かってたわけでございますので、別に今度、指定管理で提案したことは、別段焦ったことではないと思っています。流れの中で当然、スケジュール的にきちんとした形でやってきて、今度、指定管理という形で提案させてもらったというふうに思っています。結果がそうなったことについては、いろいろ反省することもあるかも知れませんが、流れとしてやってきたことについては、別にそういう、焦ったわけでも何でも無いというふうに思っています。

○ 人見委員

図書館の時でも、そういう意味では、委員会があれ程の時間のない中での判断を迫られた事実経過というものもあるんですよ。そして結果的に図書館は、幸い、指定管理者として4月からスタートされるようになったんです。だけど、同じ選定委員会で、もうはっきり言います、私の認識としては、理由にならないんですよ。図書館はゴーサインで、コスモスコモンは駄目だったというのが、私の中では理由にならないんです。そして今の話です。コスモスコモンの仕切りなおしの選定にあたっては、増やすと言われる。そしてたらもう少し、4千人を超える署名が集まった図書館にあっても、そうした署名を寄せていただいた方々の代表の方にも参加していただいて、選定をやり直したっておかしくないじゃないかとまで、極端な話、言いたくなるぐらいに、どこかしら、そこまで変えなきゃいけないのかな、そういう主体性がなかったのかな、理由はなかったのかな。選定委員会のそうした思いを最後にぶつけさせていただいておきます。そのうえで、その後の、これからのスケジュールをしっかりと見ていきたいと思えます。で、もう一つは、教育文化振興事業団のあり方について、その他の条例との絡みの中で、どのように考えていったらいいのかの結論は、いつの時点で、いつまでに出されるのか、課長、もう一回、指定管理の今後の流れ等を踏まえて、どのようになっていきますでしょうか。

○ 文化課長

今後の事業団のあり方ということでございますけれども、文化振興基本条例第4条で、「事業団は地域文化の創造及び発展に果たす役割の重要性を認識し、市の文化振興策と連携しつつ、自らの事業活動を行わなければならない」と規定されております。従いまして、また3月下旬に答申予定の文化振興マスタープランをベースにしまして、市が展開していく文化振興施策の中で事業団との関連について検討し、また、文化関係者の意見をお聞きしながら、先ほど教育長も申し上げましたとおり、12月までには事業団のあり方を検討して、結論を導き出したいというふうに考えております。

○ 委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

○ 江口委員

まず、今のスケジュールについて、また一言、苦言を呈しておきます。12月というお話しがありました。先の厚生文教委員会でも、そしてまた本特別委員会の冒頭でもお話ししましたが、12月の提案ですと、もし万が一もう一度なったら、またもう1回同じ轍を踏むわけですよ。そのスケジュールについては十二分に考えて、余裕を持った設定をしていただきたい。そのことをきちんと考えていただきたい。そのことをまず要望しておきます。

委託料等についてなんです。資料198ページに、その資料がざっと出ているわけですが、この各種の委託についてですが、これは市が直接発注するという理解でよろしいですか。

○ 文化課長

文化会館関連業者の2007年実績という一覧表、平成17・18・19からの資料と思えますが、これにつきましては事業団のほうにお願いしたいというふうに考えております。

○ 江口委員

先の厚生文教委員会でもお話しをさせていただきました。指定管理でやっているのであれば文化振興事業団、指定管理の受け手である教育文化振興事業団が委託の発注をするというのは

問題ないと思っています。ただ、これは今回は、指定管理ではなく直営という選択を市はしました。であるならば、出来るだけ費用を安くあげるためには、途中の分を省く、そしてコストを下げる努力が必要だと思っています。トールツリーグループからすると、566万1千円、今でも予算として高いわけですね。これを少しでも圧縮しなければならないわけです。そういうことを考えると、これを直でやるほうが安いと考えられないのかどうか。それと今言った、指定管理じゃない直営になった段階で、これを財団のほうから迂回してというか、そちらを通して発注する根拠があるのかどうか、教えてください。

○ 文化課長

直のほうが安いのではないかという最初の質問でございますが、これにつきましては、事業団、いわゆる文化会館の管理をするうえで、非常にこれまでも15年間、事業団が管理をしてきたわけでございますけれども、その間、良好な状態を保ち、事故もなくやってきてますので、こういった管理に関する部分につきましては、事業団のほうにお願いしたらどうかというふうに考えております。

また、この法的な問題でございますけれども、地方自治法の一部改正に伴いまして、指定管理者にするか直営で行うかという部分がございますけれども、この部分につきましては、主たる業務、いわゆる文化会館の主たる業務というのは文化会館での自主文化事業、この文化活動をしていくというのが主たる事業になってくるわけですが、その部分を市の直営で行い、建物の管理を事業団に行わせるということでございますので、法的にもこの部分はクリアしているというふうに理解しております。

○ 江口委員

今、主たる事業が自主文化事業だと言われました。私は、そうとらえていいのかな、という部分で疑問に思っています。文化会館という館があって、その館の管理運営、それこそ主たる事業だと思っています。そういう部分について、契約担当課はどのように判断をなされるのか、お聞かせください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15:46

再開 15:52

委員会を再開いたします。

○ 総務部長

ただ今の委員のご質問、可能でございますので、お答えをしておきます。

○ 江口委員

ということは、この文化会館の管理運営に関するものは、主たる事業とは考えていないという理解でよろしいですか。

○ 文化課長

文化会館の主たる業務というのは、その建物の貸し館をするということが目的ではございません。文化会館で文化振興を図っていくということが主たる業務、それに伴って、その貸し館業務をやっていく。あるいはその管理をしていくということになりますので、あくまでも文化振興を図ることが、文化会館の大きな目的になるうかと思っております。

○ 江口委員

文化振興を図るのが一番の主たる目的だというのは、そのとおりだと思うんですが、かといって、この文化会館という館があって、そこの管理運営が主たる事業ではないという理解について私は、そこが理解に苦しむところです。指定管理を外してもいい、ただし、そこで外してみても、その部分はきちんと直営で委託等については発注する。当然ながら、市のほかの事

業と同じような入札の形態をすべきだと思います。財団のほうに発注してではなくて。財団から、そこからまた出すのではなくて。そうすべきだと思いますが、どうでしょう。

○ 文化課長

先ほど申し上げましたけども、この文化会館の管理というのは非常に専門的な機械・器具、そういったものがございます。そういったことで、これまで事業団にやってきていただいておりました、その内容というものは事業団が一番よくわかっているということがございますので、この委託部分、管理の部分について事業団にお願いしたい。ただ、質問議員言われますように、この入札に関しましては、飯塚市の入札の規定にのっとって、そして出来るだけ経費の削減に努めていただくということを、強く指導してまいりますので、よろしくお願いします。

○ 江口委員

その、強く指導する・しないの話ではないと思うわけです。基本的に、市として責任を持ってそこはすべきだ、と。確かに、熟知しているのは財団の方かもしれません。ところが、基本的にこの入札は仕様書ですよ。きちんとした仕様書を出してやる部分ですよ。その部分を、補助者として財団の方が付いていただいて、というのは言えるかもしれませんが、その部分に関して、きちんと契約担当並びに教育委員会との間できちんと打ち合わせをしたうえで、本当にこれが主たる事業ではなくて、委託に出せるものかどうか、その分の検討も含めて、きちんとやっていただきたい。そうでなければ、指定管理であればこれよりももっと安く、566万、最低でも安く、そしてまた、自主文化事業等についても、確実にこれよりも差があるはずですよ。そしてまた対応等に関して、いろんな別の提案もあっている。そういったことを考えると、それこそきちんとやらないと、1円でも安くしないと、許されるべきものではないと考えます。その点についてきちんとやっていただきたいと要望して、質問を終わります。

○ 委員長

次に、上野委員に質疑を許します。

○ 上野委員

今のところ、同じようなところなのですが、予算資料の15ページ、施設管理委託先、教育文化振興事業団とありますが、今の課長の説明だと、管理運営は煩雑さが伴うので、よく事業団は存じておる、今まで大きなトラブルもないからここに頼むんだということなのですが、ここからまた、専門の業者さんをお願いをしている部分もあると思うのですが、実際に事業団の職員さんが具体的にやってる仕事、これは何ですか。

○ 文化課長

事業団が現在、現在といいますか、平成20年度において直接やろうとする事業につきましては、建物の管理に関する部分と、それから受付業務、そういったものをしていただくようにしております。そして、建物の管理の部分で、他の業者に委託しないと出来ないものについて、委託をさせていただくというような考え方でございます。

○ 上野委員

受付と、他の専門的な業者に頼まなくちゃいけないもの以外の、平素な管理運営ということですか。市の職員さん含め、次年度、再任用3名、嘱託4名、臨時2名、12名行かれますよね。その12名で出来ないですか。受付業務と簡易な管理業務に関しては、どうしても事業団でなくてはいけない部分ではないというふうに思うんですけれども、なぜに事業団でなくてはならないのか。もう、言ってしまうと、去年、3回くらい私、コスモスコモンにお伺いしました。受付に。入っても、「こんにちは」もなければ「いらっしやいませ」もない。3回とも。で、12月の議案が上がってきて、やっぱりしょうがないよね、という気持ちを持ってたんですが、そこにまたその受付業務を委託するという。これは、どういうふうな経緯があったり、検討をなさった結果こうなったんでしょうか。

○ 文化課長

この文化会館の管理に関しまして、事業団の寄附行為の中にも事業団の目的ですね、この中にも文化会館の管理運営、それから施設の管理というものが上がっております。そういったもの、事業団が事業団の業務としてできるもの、「教育文化施設の管理運営をすることができる」とありますので、これまでの繰り返しになりますが、文化会館の管理を良好な状態で保っておりますので、事業団にできることは事業団にお願いしたいというようなことで、今回、提案させていただきます。

○ 上野委員

今、読み上げられた条文。指定管理者にしようということで、随意契約で2年間されてますけども、結果的に選定委員会で違うところに決まったわけですね。もし議会が議決しておけば、そこが管理運営することになるわけでしょう。今の課長の答弁は矛盾するんじゃないかと思うんですが、きちんと答えていただけますか。

○ 文化課長

ちょっと説明が足りずに申し訳ございません。事業団の事業につきましては、寄附行為の中に、自主文化事業の実施、それから芸術文化活動の支援、文化事業の受託、それから教育文化施設及び附属施設等の管理運営、並びに施設の整備、それからその他、この法人の目的を達成するために必要な事業と、そういったものがございます。で、今のご質問は、指定管理者が変わっておれば、ということだと思うんですが、その分につきましても今後、事業団の仕事が果たして文化会館だけなのかということも含めて、いろいろと検討させていただきたいと思っております。ですから、この分も合わせて、誠に申し訳ありませんけども、遅くとも12月には方向性を出したいと思っておりますので、しばらく時間の猶予を頂きたいというふうに考えております。

○ 上野委員

文化会館は、1回、指定管理者に出されて今回直営になるという、非常に特異な部分だと思います。先ほど来、この事業団のあり方については、兼本委員のご質問とか江口委員の今の、業者さんに出す入札・随意契約の問題とか、あると思います。金額の問題も多々出てきております。今回1年間は、これをひっくるめて見直す良いチャンスじゃないのかなというふうに思います。この、業者さんに出す業務の一般競争入札、これはもう直営でございまして、これは必ずやっていたかなくてはいけない部分だと思いますし、事業団にやっていただく受付業務と平易な管理業務、これに関しても、なんで事業団じゃなくてはいけなかったのかということも、また事あるごとに確認、お聞きをしていきたいと思っておりますので、きちんとそこら辺を整理していただくように要望して、終わります。

○ 委員長

次に、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

同じく文化会館費についてお尋ねします。私は、この文化連盟から議長と行政のほうに出された、「お願い申しあげる」と書いてありますから、これ、要望なんですね。それで、この中身は基本的に重要なことが書いてあって、行政にしる議会にしる、きちんと受け止めなければならん、こういうふうに思うんです。それで、3枚目の3.についても、私は真摯に受け止める必要があると思うんですね。きちんと報道がされてるわけですから。行政だけじゃないと思います。議会としても真摯に受け止めて、「公正な過程で公正な判断を」というふうに言われてるわけですから、どういう事実があるのかなのか、議会内部でも議論してもいいと、私は思うんです。そこで、行政のほうにお尋ねしたいんですが、最初に「私どもの意向」というところの中で、「①地域圏外業者の参入には無条件に賛成はできない」と書いて、⑥まで書いてありま

す。このことについては、新年度、指定管理者の選定を始めていこうというわけですから、この論点についてはきちんと、文化連盟にはお話しをしないとイケないと思うんですが、それはもう進んでおるのでしょうか。

○ 文化課長

まだ、この「私どもの意向」という部分について、①から⑥までのことについての協議はいたしておりません。これからの文化会館の指定管理者をどのように進めていくかということにつきましては、4月に入りましたら文化連盟の方々を含めて、その他の文化関係者のご意見も併せて聞きたいというふうに考えておりますので、早急にこの準備を進めていきたいというふうに考えております。

○ 委員長

次に、人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

192ページ、保健体育総務費について、194ページに体育協会補助金だとか各地区社会体育振興会補助金等々あります。これに関連して、先日の一般質問の折にシティマラソンの話をしましたところ、市民団体等からも、フルマラソンの話などが出てきておりますというような話でございました。で、九州管内でいいんですが、そうしたシティマラソンの開催がなされているところ、そういう名称も含めてですね、参考までにおわかりであったら、ちょっとお聞かせ願えませんか。

○ スポーツ振興課長

今のところ、フルマラソンとハーフマラソンくらいまでの健康マラソン、こういった団体が、どういうところがあるかということでございますが、福岡県内ではフルマラソンを実施しているところは「福岡国際マラソン」、それから近隣では直方の河川敷、これを2往復するような形の42.195km、こういったものでございまして、県内ではほとんどフルマラソンというものは少ないようでございます。九州管内ということでございますが、ざっと読み上げていきますが、大きなもので「シティマラソン福岡2007」、これは福岡市でやっておりますが、これはハーフマラソンまでです。5kmからハーフ。それから近隣では「嘉麻シティマラソン」、これも5kmから20km。フルマラソンを実施しているところは、県内では、今、申し上げましたとおりでございます。それから九州管内では「指宿菜の花マラソン」ですね。これが10kmとフルマラソンということでやっております。それから大分県竹田市、「岡の里名水マラソン」ということで、これもハーフマラソンでございます。ですから今申し上げたように、フルマラソンというのは今のところ私が調べた以内ではそういったところでございます。

○ 人見委員

大分は別府毎日マラソンがありますのでね。フルマラソンはね、有名なね。そういうふうなところなんだろう、と。で、フルマラソンをするには、どれ程、あれだけの距離ですからやっぱり行政が何らか関わらないと、関わらざるを得ないのではないかというふうに思うんですが、フルマラソンについて、まず認識をちょっとお聞かせ願えますか。

○ スポーツ振興課長

フルマラソンを実施するにいたしましては、問題は道路使用許可の問題と、長時間にわたる交通規制を実施しなければなりませんので、沿道地域のご理解とご協力、それからまた大会運営に携わる人的なもの、いわゆるボランティア等の協力が不可欠ではないかと考えております。

○ 人見委員

市民サイドからはそういう話があつてということ、それはそれで尊重はしたいわけですが、ただ、物理的・客観的にですね、果たしてどうだろうか、と。私がお提案申し上げておるのは、要するに、ここからはちょっと見えませんが、遠賀川の改修と合わせ、橋の建

て替えも含めて、景観がごろっと変わっている。こうした時に併せて、何らかやっぱりスポーツを通じての市民間融合みたいな観点から、できたら両サイドの土手をいい時期に、季節を見て、そうした、フルマラソンとは言いません、単純に歩いて1時間半、2時間くらいあれば歩けるのではないかと思いますし、そうしたところで市がやっぱり音頭をとって、ハーフというのが適当なのかどうかわかりませんが、何らか考えてみる余地がないかな、と、このような要望をさせてもらいたいわけですが、予算と直接関わらない話で、今後のこととして何かお話しただければ、検討をお願いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○ スポーツ振興課長

先ほど申し上げましたように、地域でそういった取り組みがなされております。それから、自ら主体的に計画されておりますので、今から大会を実施するには、実行委員会を立ち上げて、大会運営計画が作成されてくることと思います。競技面における協力はできるとおもいますし、その点では要請があれば参画いたしたいと考えております。

○ 人見委員

何らか、市民サイドからこの話もフルマラソンと同様に、何か話が来れば、その時点で具体的にお話をお伺いしましょうという理解でよろしいですか。

○ スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

○ 委員長

次に、上野委員に質疑を許します。

○ 上野委員

194ページ、教育費、保健体育施設管理費なのか整備費なのか、ちょっと迷うところなんです。今議会で議案第39号、市民プールの廃止条例が出ておりますが、これに伴う該当する市民プールの取り壊しの予算計上がなされていないみたいなのですが、どういう理由からかお聞かせください。

○ スポーツ振興課長

穎田のプールが昭和48年にオープンいたしまして32年経過いたしまして、今、廃止の条例案を提出させていただいておるところでございます。旧・町民プールが廃止されまして、残るものにつきましては50mプール、それから管理棟、控室、そういったものが残りますが、現時点におきましては具体的な跡地利用の計画がありません。

今のところ現状のままで、危険防止のために防護柵を設置して、スポーツ振興課のほうで管理はする予定であります。

○ 上野委員

条例が廃止されて、ほかにも残ってる体育施設はありますか。あったらご紹介ください。

○ スポーツ振興課長

ありません。

○ 上野委員

解体予算の見積、されましたか。

○ スポーツ振興課長

解体ということでございますが、プールの一部取り壊しをされておまして、駐車場がありますが、その建設費用がかなりの金額を呈しておまして、だいたいそれと同じような金額の見積が出てくると思いますので、今後、解体費用の見積もしてみたいというふうには考えております。

○ 委員長

現在は、見積はとってないということですか。

○ スポーツ振興課長

現在、見積はとっておりません。

○ 上野委員

今議会です、議案第35号に給食センターの解体というか、条例で、颯田の給食センター廃止で一本にするということなんですが、そちらのほうはきちんと解体の予算を上げていただいているみたいですが、優先順位等、またプールの危険性の認識はどのようにお持ちですか。

○ スポーツ振興課長

今のところ、周囲に防護柵が設置されておりまして、それをまたさらに進入できないように強固な防護柵を設置し、さらにきちんとしたもので対応していきたいというふうに思っております。

○ 上野委員

今、プール跡地があるところは、周囲には体育館、運動場、武道館、そしてすぐ近くに市営の団地、また県営団地がたくさんあります。体育施設の駐車場がすぐ横にあるものですから、そこに体育行事がある時はたくさん車が停まりますし、もちろん子どもさん達もたくさんお集まりになります。非常に危険だと思いますが、今、金網、というよりも鉄条網、確か3本引いていただいていると思います。草刈もきちんとされてるんですが、余計目立つんですね。50mプールですから、深さは2m近くあるんじゃないかというふうに思っておりますが、非常に危険です。車が停まってない時はあそこで小学校の低学年とか幼稚園の子が自転車に乗る練習なんかもやっておりますので、お金がかかるかもしれませんが、ぜひ、早いうちに取り壊しを前向きに考えていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

○ 委員長

次に、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

195ページの保健体育施設管理費、健康の森公園多目的広場維持管理委託料、市民プール関連でお伺いします。まず、多目的広場管理委託の契約の方法はどうなっておるか伺います。

○ スポーツ振興課長

多目的広場でございますが、プールのほうは指定管理者でやっております。それで、多目的広場のほうは芝の管理と、それから草刈等の委託がございますが、これは競争入札でやっております。

○ 川上委員

それでは、市民プールのほうなんですが、指定管理者制度を導入して何年かたつわけですけども、飯塚スイミングスクールですね、市民の利用状況は伸びているかどうかお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

屋外につきましては、やはり天候の関係がございますが、そういったところで、土日に雨が降りますと、どうしても入場者数がまちまちでございますが、波がございますが、屋内プールにつきましては年々増加傾向にあります。

○ 川上委員

直営から指定管理者にすることによって、それは伸びていると思われませんか。それとも、自然の成り行きで伸びているということなのか。指定管理者の導入の効果をお尋ねしたいと思って。

○ スポーツ振興課長

今までと違いまして、やはり中にはスポーツメニューと申しますか、いろんな教室を開催いたしておりますが、そういった関係でやはり増加傾向にあります。

○ 川上委員

私は、「仮に」とか「もし」とか言ってもしょうがないんだけど、指定管理者導入ではなくて直営でも、市職員にきちんと研修の機会を用意すれば、飯塚スイミングスクール以上の仕事をすることが出来たのではないかと思うわけです。そここのところを聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○ スポーツ振興課長

やはりそういった水泳といいますか、そういった専門的知識というものがですね、それから、何人も指定管理者の中でチームとして存在しておられますので、そういった揃った団体の中でやられておりますので、効果は1ランク上がっているというふうに考えております。

○ 川上委員

やっぱり、市の職員にそういう機会を持ってもらって、力を付けていっていただく、と。で、一定期に職場を変わっていけばオールマイティの力を持っていく、そういうふうなこともすれば、直営で伸びると思うんですよ。むしろ私は、市民プールについて言えば、JRバスが何便か、はっきり言って細々と市の支援も受けて走ってるんですが、コミュニティバスを来年の4月からとか言わないで早めるということと、それから、暫定的に市立病院との間を結ぶような、そういう路線を工夫すれば、一気に市民プールの利用者数が伸びると思いますよ。一度、総合政策のほうで相談できないのかな、と思うんですけどね。絶対伸びます。それから市立病院も患者さん、助かりますよ。で、齊藤市長はすごい、というふうになりませんか。質問を終わります。

○ 人見委員

委員長、関連。

○ 委員長

はい、人見委員。

○ 人見委員

一つだけ先に聞かせてもらいたいんですが、市民プールの清掃をはじめ、このあたりの管理はどのようになっていきますか。指定管理者の職務の中に入っているのか、別なのか。そこだけちょっと、まず聞かせてください。

○ スポーツ振興課長

清掃等も指定管理の中に入っております。

○ 人見委員

そうすれば、指定管理者に移行する以前と以後と、まるっと違います。私は利用してるからわかるんですが、すごく今は気持ちよく、常に清潔で、受け入れができております。それほどに訓練が行き届いているんだろう、と。だから、以前は、直営のケースではなかなかそこまでなかったことを付け加えて、その中にも効果があるのではないかと、このように思っております。ただね、一つだけ困るのが、1時間になったこと。非常に時間の使い勝手が悪くなったというか、微妙に難しくなった。1時間じゃとても間に合いません。どうしても。じゃあ、2時間が良いかという、これは2時間もまた使えません。あそこ、1時間半くらいで細切れにしてくれるとありがたい、と。そういう要望が、私じゃありません、市民の側からありましたので伝えておきます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 原田委員

長いことベンチに座っておりまして、やっと言えるようになりましたけれども。二点ほどちょっとお聞きしたいと思います。まず、予算書の180ページ、社会教育総務費であります。この中の中学生海外研修事業、これについてお尋ねをいたします。これは昨年も行なわれてお

りましたけれども、中学生海外研修ということで、生徒25人、それから随行4人ですね。8月上旬から中旬にかけて13日間オーストラリアに行くという事業でございます。こちらの予算資料では1,125万円と計上されております。まず、これ、前の予算委員会の時もお尋ねしましたけれども、この目的、それから成果がどのようにあったのか。そして、この成果発表がなされたのか、なされなかったのか。なされたのであれば、どのような形で成果発表がなされたのか、お尋ねをいたします。

○ 生涯学習課長

中学生海外研修事業の目的でございますけれども、これにつきましては、中学生が海外での体験入学やホームステイを通じまして、英会話、それから生活習慣、文化等の違いを実際に体験しながら、将来、世界に通用する人材となるための国際感覚やコミュニケーション能力を高めること、また、それに関する事前研修から事後研修までのプログラムを通じまして、仲間づくり等に関しまして、国際交流だけでなく、ボランティア活動、また地域活動に積極的に関わる人材を育成することを目的といたしております。

それから、これによります成果等につきましては、昨年度、平成18年度までは学校教育課のほうでやっておりましたけれども、平成19年度からは生涯学習課のほうに事業を移管いたしております。そういった中で、事前研修、事後研修等を精査いたしまして、事後研修につきまして、これまで帰国報告会というのはやっておりましたけれども、これに地域でのボランティア活動ということを行なう意味で、今年度につきましては成人式での受付、それから成人者に対するもてなし、そういったお手伝い、それからさらに、子ども会指導者連絡協議会が主催いたしました子ども祭り等に対する食べ物バザーの出店、そういった諸々について、事後活動として参加いたしております。まだ、子ども生涯学習課といたしましても、今年で終わりということではなく、そういったボランティア活動を今後も続けていただくように、お便りというか、定期的なものを文書で発行しております。以上のようなボランティア活動を具体的に行なってきたということが、成果ではないかと思っております。

○ 原田委員

私の聞きたいことはちょっと違うんですけどね。成果発表がなされたのか、ということですよ。ですから、帰国報告、例えば向こうではどうだった、と。学校からそれぞれ出てるわけですよ、中学生ですから。じゃあ、その中学生を集めた中で報告会とか、そういったものがあったのかということですよ。ボランティアを勉強しにオーストラリアに行ったわけじゃないんですよ。今、盛んに、ボランティアだの食べ物バザーだのとおっしゃってありましたけどね。だから、いわゆる国際人としての知識を磨くために、今おっしゃったじゃないですか、海外に行ったんだと。で、帰ってきて、全中学生、何百人いるんですか。その中の25人が、これだけの補助を使って、1,125万円、また今年使うわけですよ。で、どういうことを学校の他の生徒に知らしめることがあったのかどうか、ということをお聞きしてるんです。ただ、個人的に楽しみで行ったわけじゃないんでしょう。教育費を使って、教育施設の中から行ってるわけじゃないですか。だからそういう、費用対効果がそこにきちんと出たのか、報告がなされたのか、そういう活動があったのか、お聞きしてるんです。答弁願います。

○ 生涯学習課長

委員ご指摘の、帰ってきた後の報告会とかをしたのかということでございますけど、終了後、事後研修の一環として、帰国報告会をサンシャイン颯田で実施いたしております。

○ 原田委員

事後研修というのは、どこであったんですか。学校で、他の生徒とかそういったものの中であったんですか。それとも、行った人ばかり25人で事後研修があったんですか。その辺、きちんと答弁ください。

○ 生涯学習課長

場所はサンシャイン颯田で実施いたしました。対象は、チラシ等を入れまして、住民の方、それからもちろん父兄の方、そういった方たちに向けて実施いたしております。それぞれの学校では実施いたしておりません。

○ 原田委員

非常に、行った成果というのが薄いと思うんですよ、そういうことでは。やはり、その中学校から一人でも二人でも行ったら、例えばオーストラリアの体験記はこうであったとか、そういうことをきちんと報告してですね、やっぱり他の生徒にも知らせる、そういうことが私は、この教育費を使う大前提ではないかと思うわけなんです。やはり、この25人のために、私はだからそれから言いますと、25人のために1,125万円使ってるんですよ。その25人は、他の方に知らせる義務もあるわけです。そこもきちんと、やはり教育方面からすれば、指導していかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、このあたりいかがですか。

○ 生涯学習課長

今、委員ご指摘のとおり、多額の経費を使って行くわけでございます。これに対しまして、それなりの有効な使われ方をしているのかどうか検証する意味でも、今言われましたような各学校で自分たちの体験を話すとか、そういったことも含めまして、今までしておりませんでしたけれども、今後このようなことも含めて、実際に私どももスタッフとして検討してまいりたいと思っております。

○ 原田委員

これは生涯学習課のほうに移りましたけどね、先ほど言いましたように成果報告ということになれば、当然これ、学校教育のほうにも関わってくるかと思うんですよ。学校教育としては、どのような感覚をお持ちかお尋ねをしたいと思います。

○ 学校教育課長

いま議員ご指摘のように学校教育のほうで正直言って参加の関係が0（ゼロ）の中学校、一人のところ、数人のところ、いろいろございます。したがって、学校に派遣しておりますALTですね、ジェットプログラムにしております、そういう方との英会話能力、関係能力、そういったものにも効果は非常に、参加した子どもにとってはあっておりますので、学校といたしましても、学校教育課といたしましても、そういう参加者が学校の中でそういった体験談を発表する場とか、今後設定していく必要があるかと考えております。

○ 原田委員

今出ましたけれども、行ってない中学校もあると。やはりこれは多額な個人負担が当然あるかと思えます。誰それおいそれといけるものではないということは十分認識しておりますけれども、ただ、あくまでも25名というのは私はどうしても納得いかないんですよ。例えば質疑通告の中で、残念ながら質疑を辞退されたんですけども、特色ある教育活動ということで169ページ、174ページに教育費、教育振興費の中にございます。これで見ますと8校実施、221万9千円と。中学校特色ある教育活動費ということですね。モデル校としてたぶん8校だけなんだろうと思うんですよ。これは221万9千円ですよ。これは8校ですから生徒数から言うと相当な対象になります。しかしながら片や25人に対して1,125万円、活動報告というのは今もってご答弁いただいた内容でございました。それからいきますと、5倍の経費がかかっているわけですよ、特色ある教育活動費に対して。5倍といたら、これは8校で220万円ですから、約40校、40校もないですよ、中学校は。全校を対象にできるということですよ。そこでお尋ねいたしますが、これは原資はどこにあるんですか、この中学生の海外研修事業。これは原資があるとお聞きしておりますが。基金ですね。

○ 生涯学習課長

中学生海外研修に対する歳入と申しますかこれにつきましては人材育成基金のほうから運用させていただきます。基金、及び人材育成基金運用収入、これが人材育成基金預金利子、それに参加者の個人負担によって運営いたしております。

○ 原田委員

これは海外研修だけに限ったものなんですか。一つお尋ねいたします。

○ 生涯学習課長

現在は中学生海外研修事業だけに充当いたしております。

○ 原田委員

ですから、その海外研修に限ったものじゃないわけでしょう。人材育成にかかわるものなんでしょう。あなたのおっしゃるのを聞いていたら、オーストラリアにしか使えないように聞こえるんですよ。まるで道路の特別財源かなんかみたいに。そのところどうなんですか。人材育成ということであれば、ある程度幅広く使えるということは考えられるんですよ、私の考えではですよ。ところが課長の答弁を聞いていますと、これはオーストラリア専用ですみたいにしか聞こえないんですが、その点いかがなんですか。

○ 生涯学習課長

委員ご指摘の中学生海外研修以外にも使われるのではないかとのご指摘でございますけど、これにつきましては飯塚市人材育成基金条例にもとづいて実施いたしております。そういったことから中学生研修事業以外にも使うことは可能でございますけど、原資の関係がありまして、ある程度限りあるということもございます。中学生海外研修以外ということには実施可能かと思っております。

○ 原田委員

今のご答弁を聞きましたら人材育成関連に関して使うことはできるというふうには受け止めていいわけですか。

○ 生涯学習課長

そのとおりでございます。

○ 原田委員

であればですよ、ある程度制限はあったにしても人材育成という観点で行けば使えるわけですよ。オーストラリアに限らず。間違いございませんね。そうでしょう。いま「うん」と言われたからそうなんでしょうね。ということはですよ、今私が言いましたような中学生の特色ある教育活動費なんか全校実施できるじゃないですか。これ、私、昨年の決算委員会の際にもこのことを取り上げてみました。たった25人のためにこれだけ使うなら、もっと他に広く浅く全生徒にも使えるんじゃないですかというようなことを申し上げました。そうしますと、一応今後そういうことは若干考えようというような答弁を少しいただいたのではなかったのかなど記憶しておりますけれども、しゃあしゃあと、しゃあしゃあとという言い方は悪いんですけども、またそのまんま同じようにオーストラリアで1,100万円という金額を上げてあります。これを全体的な飯塚市の教育の底上げに使うという考えはないんでしょうか、お尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:40

再開 16:50

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 財政課長

この人材育成基金につきましては、設置目的で「飯塚市の明日を担う人づくりをするため基金を作る」ということになっております。質問者が申されますように教育部門での底上げのための部分についても人材育成という観点からすれば間違いございません。充当も可能でございます。しかしながら、先ほども生涯学習課長が申しましたように、平成20年度末での基金の残高につきましては1億4,000万円ほどございます。この海外派遣につきましても毎年600万から700万円取り崩しておりますので、今後人材育成事業につきましては全体の事業の組み立ての中で検討させていただきたいと考えております。

○ 原田委員

その特定基金ということで、概念の中には入るということですね。これは確認させていただきます。そうしましたら、やはりこの25人というのがどうも私はひっかかるんですね。この25人のために1,000万円いくら使って。片や8校実施。8校ですよ。それで220万円程度。こういったものにできれば少しは振り分けていただきたいなど、こういうのは。できれば財政が落ち着いてきて行財政改革が「ああよかったね」とみんなにここを笑うようになってから、またオーストラリアに行けばいいじゃないですか。そんなふうに私は思うわけなんです。それからもうひとつ、オーストラリアというのは、何でオーストラリアなんですか。毎回オーストラリアというふうに聞いていますけどね。どういう理由があるんですか。教育委員会はオーストラリアは好きなんですか。どうなんでしょう。

○ 生涯学習課長

何でオーストラリアかということですが、過去ずっとオーストラリア、他のところでは別のところに行ったことはございますけど、基本的には安全面等を考慮しながらそういったところがいいんじゃないかなろうか、それともう一つは日付といいますか、時差、そういった関係でいまのところオーストラリアということにいたしております。

○ 原田委員

わかりました。しかしながらこの予算委員会の中でこういう意見があったということはきっちりと今後考えていただきたいと思っております。もう一点お願いします。まず、社会教育施設費の中の、庄内の生活体験学校管理運営費、資料2でいきますと、平成19年度が1,119万8千円、そして、平成20年度予算が890万5千円と、約20%カットというような形になっておりますが、この主な内訳は何なんでしょうか、お尋ねいたします。

○ 生涯学習課長

今回ちょっと減額いたしまして、主なものといたしましては、これまで夜間警備等にシルバー人材センターに委託いたしておりましたけど、これを機械警備に変更するものでございます。その他といたしましては事業費関係、謝礼金、そういったところの事業実績をみながら精査して、減額いたしましたものでございます。

○ 原田委員

警備会社を変えたということですね、要するに、これは。そして、もろもろの今言われたような事業はわかりました。で、私が12月の一般質問の中で、どうもボランティア離れしてる、今後どうするんですか、という質問をしたかと思えます。そうしますと、3月までにボランティア団体を再構築して、4月からもう一度きっちりやり直していきますという答弁を頂きました。そうしながら、いろんな形の再構築をして今から準備するには、私は経費が幾らかかかるのではなからうかと思うわけなんです。ボランティアという経費はどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。ボランティアというのは、いわゆる無償労働者のことですか。ただ働き。どんなふうな定義でボランティアというのを捉えてあるのか、お尋ねします。

○ 教育長

一般論で回答させていただきたいと思っておりますけれども、労働の対価を支払う場合は有料にな

ると思っております。でも、活動に対して支払うというか、それは費用弁償とか、そういうものが当然あると思います。ですから、ボランティアの場合は有料と無料というようによく言いますけれども、費用弁償的なものを支払うものについては、私は無償の部類に入るというふうに、基本的には捉えております。それから、事業内容によって、やっぱり目的として責任持って、責任がないということはないんですけども、指導していくというようなボランティアの場合は、無料といいながら、費用弁償はやっていくべきだというふうに思ってるんですけども、何かイベントをやる時に多くの方々に出てもらってやるボランティアというのがありますよね。そういうものについては、それこそ多分、費用弁償も出せないけれども、みんなで力を合わせてやろうということやっていく、そういうボランティアがあると思っておりますので、若干使い分けはしながら事業は進めている、と。捉え方としては、社会教育の場合、特に生涯学習の場合はそういうやり方をやってきているというふうに思っております。

○ 原田委員

ボランティアの定義というのは、だいたい今言われたとおりだと思いますけれども、ただ、このボランティアの方々に十分にご理解を頂くためには、説明会なり、お集まりいただいて、やはりそこに会場費だの何だのってというのが、そこそこ今から要と思うんですよ。ここまで無償ということはないでしょう。となりますとですね、なにがしかの費用というのが、今から再構築してやっていくのであれば、当然ここに入ってくるべきだと思うんです。それは、ちゃんとやりますよ、と。今から再構築してどんどんやっていきます、費用はかかりません、むしろ20%減です、まかせてください、と言うんだったら私は何も申しませんが、大丈夫なんですか。自信たっぷりにここに書いてあるんじゃないかな、と私は思ってるんですよ。それはそれで結構なことなんです。結構なことだけど、じゃあ、今、現実はどうなふうになってるか、12月の一般質問からの推移、そして現状をお聞かせください。

○ 生涯学習課長

委員の一般質問の後、私どもといたしまして生活体験学校、ボランティアの組織運営をどうするのかということがございました。私ども、その後、ボランティアの方々と協議しながら、昨年までは会議を持っておりましたけれども、しばらくそれが出来ておりませんでしたので、それを再開するということもおかしいかもしれませんけれど、その後、その分を今年になって会議の運営なりをしながら、今後のあり方、それからボランティアの方々の好意によりまして、自分たちができるもの、そういったことを話し合っていこうということで、今、やっているところでございます。

○ 原田委員

だから今、されてあるんでしょう。いろんな会合なんか持たれて、そうしますと、いろんな説明資料だの何だのとかかるんじゃないですか。そこに費用はかからないんですか。ボランティアの方が自分で紙と鉛筆を持ってこられて書かれるわけじゃないでしょう。資料だって当然あるじゃないですか。時間だってかかるでしょう。職員さんが来られたら時間外手当が付くんじゃないですか。そういった費用を含めて20%減ですか。もっとわかるように説明していただきたいと思うんですが。

○ 生涯学習課長

先ほどもお答えいたしましたように、消耗品と光熱水費、こういったもろもろにつきまして、過去の分の利用状況、そういったものについて精査いたしました結果、このような数字が出てきております。これで決して十分とは思いませんけど、今後いろいろな、そういったことも諮りながら運営をしてみたいと考えております。

○ 原田委員

すれ違いになってますけども、十分とは言えないけれども、ということは、八分目というこ

とですよ。で、今後再構築してやっていくという答弁があったじゃないですか。ということは、今まで以上にやりますよということでしょう。そうなんですよ。費用はかけないで今まで以上にやりますよ、と。だから今、どんなふうな計画でもって、現実、どこまで来てるんですか、どこまで達成してるんですかとお聞きしてるんですよ、私は。20%減できちんとやれるんでしょう。結構なことじゃないですか。今、どこまで達成してるんですか。教えてください。

○ 生涯学習課長

先ほどもご答弁しましたように、これまであった謝礼金等、ございました。そういった中で、ボランティアの方々にご迷惑をおかけしながらいろんなことにご支援いただいております。今、行財政を見直していく中で、そういったことを考えていく中で、やはりボランティアの方の力を今後もお願いしながら運営していかないといけないとは思っております。そういったところで、ボランティアの方には大変ご迷惑をおかけするようなことになるかもしれませんが、こういった費用で共に、私たちが出来ることは言うてくださいますという申し出がいろいろあっております。そういったことも含めて、このような数字でさせていただいておりますので、私どももこれで十分とは思っておりませんが、ボランティアの方々と一緒に運営を図ってまいります、そういうふうに思っております。

○ 原田委員

何をおっしゃりたいのか、よくわからないんですよ。私は、今の経過はどこまで達成してるんですかということをお聞きしてるんですよ。ボランティアを再構築して云々というのは、一番しょっぱなにご答弁いただきましたよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 17:03

再開 17:04

委員会を再開します。

○ 生涯学習課長

どうも失礼いたしました。まず、どのような進捗状況かということでございますけれども、会議をその後に3回ほど実施いたしております。具体的には、それを行動に移しているというところまでには、まだ至っておりません。今後、行動につきましても、ボランティアの方々と話し合いながらやっていきたい、そういうふうに思っております。

○ 原田委員

結局まだ、行動には至っていない、と。どうやって行動しようかというのを、3回ほどやったということですね。ということは、今から行動に移すにあたって、消耗品なり何なりがカットされておりますけれども、大丈夫ですか。

○ 生涯学習課長

消耗品等につきましては、過去の推移を見ながら、大丈夫と思います。

○ 原田委員

その答弁がわからないですね。過去の推移を見ながら大丈夫と思いますということは、過去の何ですか。余分に余ってたということですか。

○ 生涯学習課長

余分に余っていたということではなくて、過去の実績をみたところで、今年度はこういった結果になっているということでございます。

○ 原田委員

今後のことですから、今ここで私がぐじぐじ言ったってしょうがないとは思いますが、しか

しながら、やはりそういった、今度再構築して新たにやっていきますというのであれば、この予算書の中にも、せめて少しの意気込みは見せてくださいよ。これで20%カットになって、誰も、意気込みがあって再構築して、さあ、今からまかしていただきます、みたいなことは、これ、それいけどんどんじゃないで、天麩羅屋の息子じゃないですよ、ぺらぺらしゃべるだけじゃどうにもならんわけですよ、これ、現実。何もついてきてないじゃないですか。実一つ付いてないじゃないですか、12月の答弁から。言うばかり。本当に。これはどうにもならんですよ、こういうことじゃね。やはり、これは予算ですから、これ以上いいません。一般質問みたいになってきますので、もう言いませんけど、ただ、今、課長がきちんと言われましたね。今までの事例をみて、きちんとやっていきます、と。これ、信じております。決算時を楽しみにしておりますので、ぜひとも頑張ってください。終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

委員長、申し訳ありません。先ほど、質疑通告でない質疑をしたんですね。それで、申し訳ありませんでした。で、通告していた関係を今からさせてもらいたいと思うんですが。関連ということで構いません。196ページの保健体育施設管理費、健康の森公園多目的施設建設工事、2億2,600万円についてです。4点質問します。一つは、この施設について提出されております工事概要説明資料を見ますと、鉄骨2階建て、1,000平米ということになっております。どういう機能を持つようになるのか、お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

施設の内容といたしましては、機械・器具トレーニング室、それからエアロビクススタジオ、それから託児室、多目的室、会議室も兼用でございます。その他の付属施設として事務室、更衣室、男女トイレ、多目的トイレ、多目的トイレといえますのは身障者の方、それから乳幼児にも対応できるトイレでございます。それから洗面所、シャワールーム、身体に障がいのある方のためのシャワールームでございます。それから15人用のエレベーターを備えております。そのほか、市民の憩いのスペースとして、休息・談話室コーナーも備えております。

○ 川上委員

今ので少しイメージはできたんですが、もともとの施設整備の目的そのものは、どういうことでしょうか。

○ スポーツ振興課長

最初の目尾進行基本計画の中では、この多目的施設というものが、保健及び健康保持施設ということでございます。

○ 川上委員

11年前くらいに健康の森公園事業については市がアンケートをとったんですね。その時には、人がだいたい住んでるところに温浴施設、トレーニング棟というふうには書いてなかったかと思えますけれども、そういうものが欲しいという声はかなりあったようですね、アンケート結果を見ますと。そういった点で言うと、温水プールの横に温浴施設というわけにもいかないでしょうけど、しかし、目尾地域の住民の方々のための施設、あるいは目尾地域振興のための施設ということから言えば、どうしてここに造るのかな、というふうにも思うわけです。それで、目尾地域での住民説明会は行なわれていますか。また、行なわれていれば、どういう声が出されているのかお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

私、総合政策課から引き継いだ時点で、いろいろと地元で要望等を聞かれて、こういった施設内容ということで参っておりますが、その後、飯塚市の目尾地域振興基本計画多目的施設建

設部会を設置いたしまして、第一に地元、目尾・幸袋地域に総合政策課・スポーツ振興課で出向きまして、地元要望を十分にお聞きいたしまして、その上で意見を取りまとめた中で計画を進めてきてまいっております。

○ 川上委員

代表的な声を、二・三、紹介してください。

○ 総合政策課長

平成19年度に設計して平成20年度に債務繰越になるかもしれません計画ですけど、建築の中で、具体的に多目的施設ということで、代表の方との論議の中で、代表的なご意見といたしましては、エアロビクスの壁をガラス、特に鏡にしてほしい、それと、更衣室の中のトイレの数を、女性のほうにはある程度十分な設備をしてほしい、そして、利用者の方、若いお母様もおってあるという中で託児所の要望等、きめ細かな要望が出ておったというのを具体化していったということでございます。

○ 川上委員

最後に、入札方法は、10月のことですから一般競争入札を予定していますか。

○ 契約課長

物件が、建築工事でございますと1千万円以上であれば、今の時点では7月より一般競争入札を導入する予定にしておりますので、導入した場合は一般競争入札の対象ということになります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第10款「教育費」について、総括質疑として保留しましたもの以外の質疑を終結いたします。

次に第11款「公債費」及び第12款「予備費」、196ページから197ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 委員長

第11款 公債費および第12款 予備費についての質疑を終結いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。16ページから47ページまでの質疑を一括して許します。はじめに、質疑通告されております、16ページ、市税、個人市民税、固定資産税について、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

歳入を確保するために、いろんな意味で、ネットの公売とか、そういうもので非常に、税の徴収に頑張っている姿勢は十二分に伺われるわけですけど、この頃特に、債権の差押えについて苦情をよく聞きますので、この点につきまして質問させていただきます。

まず、滞納者に対しての督促手続で、滞納者の財産に対して差押えができる根拠となる法律はどのようなものか、お尋ねします。

○ 納税課長

滞納者の財産に対して差押えができる根拠となる法律は、市町村民税は地方税法第331条、固定資産税は第373条で、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と規定されています。

○ 兼本委員

それでは、滞納者の財産の調査を行うことができる根拠となる法律をお示してください。

○ 納税課長

国税徴収法第141条に、「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者や、滞納者に対し債権もしくは債務がある者等に質問、検査ができる」と規定されています。

○ 兼本委員

それでは、何でもかんでも差し押さえていいというわけじゃありませんね。差押え禁止となっている債権があると思うんですけど、その主なものと、なぜ差押えを禁止しているかという法的な根拠ですね、これを示してください。

○ 納税課長

まず差押え禁止になっている債権につきましては、国税徴収法第75条に一般の差押え禁止が規定されています。主なものには、生活に欠くことができない衣服、寝具、台所用具、3ヶ月間の食料及び燃料等があります。次に、国税徴収法第76条に、給与の差押え禁止が規定されています。これは最低生活の維持に充てられるべき金額に相当する給与の差押え禁止を定めています。また、国税徴収法第77条に、社会保険制度に基づく給付の差押え禁止が規定されています。これにつきましては、退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金などは給与とみなして、給与の差押え禁止の規定が適用されるものもあります。

また、なぜ禁止しているのか、その理由を示せということですが、滞納者の最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等の理由から、差押えを禁止することを定めていると解しています。

○ 兼本委員

資料の1ページを見ますと、差押え状況調べで、過去3年のやつが出ております。平成18年度をご覧になっていただければ「件数」、それから一番右端の「差押えによる納入額」についても、平成16年・17年度から約2倍の納入額を徴収してるということですね。これ、一面、非常に歳入確保のために職員が頑張った、非常に頑張ってるじゃないかという実績を、ある意味では、何と言いますか、頑張ったな、ということで褒めてやらないといかんということもあろうかと思いますが、今、課長から答弁していただきましたように、最低の生活をする分についてはやはり、差押えはちょっと遠慮しとこうというようなものが、国税徴収法にあるわけですね。それで、「平成19年(ヲ)第5027号 債権差押範囲変更申立事件」という判決、決定ですね、これはご存知ですか。

○ 納税課長

はい、知っております。

○ 兼本委員

ご存知であれば、かいつまんで、どうなってるかということを示してください。

○ 納税課長

簡単な要旨でございまして、預金債権が差し押さえられたものの、同預金口座には年金のみが入金されており、年金債権が差押え禁止債権であることから、差押え命令全部の取消しが行われた、ということでございます。

○ 兼本委員

そのとおりの判決ですよ。それでは、職員が差押え調書を作って、そして課長補佐・課長のところに決裁をもらいに行きますね。その際に、預金債権は今の指摘のような預金債権であるか、それとも、いろいろなものが入ってる預金債権であるかということの、預金通帳の確認は行ってますか。

○ 納税課長

預金通帳の出入金状況につきましては、全部が全部、動向を調査しているわけではございませんが、必要に応じて調査いたしております。

○ 兼本委員

必要に応じて調査しているということは、どのように調査していますか。

○ 納税課長

滞納者の方と納税について話しをしていくわけですが、その中で収入・支出等についてつじつまが合わないような話しをされたりした場合などに、確認の意味も含め、調査する場合がございます。

○ 兼本委員

給料だけが預金ですね、給料の差押えの範囲は、給料の幾らまで差し押さえていますかね。

○ 納税課長

給料については、給料の差押え禁止規定がありまして、家族の人数とか、それから所得税、社会保険料等を引いた残りを差押えできるといことです。それぞれ、家族の人数とか収入・所得によって状況が違ってきますけど、そういう規定があります。

○ 兼本委員

あるところの守衛さんをしていてですね、十何万円、確か給料が入ったと言うんですね。で、十何万円入ったのを、すぐ全額押さえましたね。これは違法ですか、違法じゃないですか。

○ 納税課長

給与等が口座振込みにより支払われて預金化した場合における最低生活費の斟酌は、国税徴収法第76条の給与の差押え禁止の問題ではなく、地方税法第15条の5「換価の猶予の要件等」と、または同法第15条の7「滞納処分の停止の要件等」の規定により、所持することが予定されている。従って、当該預金については「国税徴収法の第76条の差押えの禁止は適用しない」とあります。また、平成10年の最高裁判決では、「国民年金・厚生年金・労働保険の給付は、銀行口座に振り込まれた時点で金融機関に対する預金債権に転化して受給者の一般財産となり、差押え禁止債権としての属性は承継しない」とあります。しかし、法律上はそのとおりであるとしても、実質的には給与であることには変わりないので、ほかに簡易な徴収方法がある場合には差押え禁止規定に準じて処理して差し支えないという見解もあります。また、預金の差押えにあたって、それが給与であるかどうかを積極的に調査する必要はなく、あらかじめ給与であることが判明しているか、または差押え後に給与である旨の申し出があった場合には考慮するという見解もあります。

○ 兼本委員

先ほど示してもらった判例は、これは民事執行法による判例ですよ。だから、国税徴収法による債権とは違うのじゃないかという、恐らく今の主張だろうと思いますけど。しかし、債権に変わりはないわけなんですよ。で、これが一番、平成19年、そして確定判決が出たのが平成20年の1月24日決定ですよ、これ。そうしますと、最高裁の判例に反するような判決は、裁判官は出さないはずですよ。だから、判例というのは変わりますからね、恐らく今でいうと、これが一番新しい判例だろうと思うんです。これは、先ほどあなたが言われた、年金の、七十何歳の方の年金ですよ。これは、電気代とか何とか引き落とされる、七十何歳で疾病のために、年金二口あるんですけど、その年金の口座を民事執行法によって押さえたのを、押さえたなら駄目ですよという判例なんですよ。そうしますと、給与債権でも、給与だけが入る預金通帳があれば、類推解釈すれば年金と同じことなんですよ。そうしますと、給与は、そういうもの全部引いて、四分の三まで押さえることはできるけど、それ以上、全額押さえることはとてもできないんです。それを全部押さえたという事例もありますね。ただし、これはあなた達が、これはまずかったと思ったのかどうか知りませんが、これは一部取り消して差押えの範囲を変更した、と。なるほど、やっぱりそこところは考慮したのかなと思いますけど。一部取り消して、まだ市の中に入ってなかったからですね。しかし、これをやられ

ると、恐らく今から先、市民の権利・義務という言い様がどんどん高まってくるとですね、いろんなところに相談に行けば、私のところも司法書士という仕事をしておりますから、そういうふうなことで法律相談で来た場合には、それは違法ですよ、駄目ですよということは、言わないといかん立場にあるわけですよ。だけど、滞納することが本当は一番良くないんですけどね。滞納してなかったらこういうことはないから、滞納することが一番良くないんですけど、余りにも預金債権を無差別に、私は押さえ過ぎてるんじゃないか、と。そのいい例が、この差押え調書の中で見ましたように、平成18年度は過去の例の5千万円から1億円に入ってきてるわけですよ。これ、全部が全部預貯金の債権じゃないですけどね。生命保険の債権もあるわけですよ。そうしますと、これはかなり、歳入確保という職務に一生懸命になってる職員がおられるかどうかわかりませんが、反面、行政として市民の生命と財産を守るという立場もあるんですよ。そうしますと、歳入確保とはいいながら、やっぱり市民の生活を守ってやらんといかんという、ちょっと苦しい立場、両面の、両極端の立場がある中で、余りにも預貯金の差押えが、ちょっとひどいんじゃないかと思うんですね。私は何回か課長にも言いましたね。もう少し職員の方を指導してもらって、やってもらわないといかんですよ、ということを行いましたね。確かに先ほど言いましたように、督促状を出して10日たったなら、差押えできるんですよ。でも、うちの場合は、それから10日じゃなくして、滞納から差押えに至る手続きで、いろんな中で、個人の方を呼んで、なるべく税金を払ってくださいよ、払わないと差し押さえますよという形の中で、いろんなことをやっております。だから、法的には10日たったなら押さえていいやつを、いろいろ、訪問指導とか電話催告とか、そういうことをやりながら、面談しながら、やられているということはわかるんですよ。わかりますけどね、しかし、納税に意欲のある方は差押えをしませんよということは、いつも言ってますよね。ちゃんと、分割でも何でも払ってるからいいですよ、と。そういう方たちには差押えしませんよということは、あなた達、よく言ってますけどね。しかし、現実に、分割払いをしてる人が1回でも滞納したら、ぼっと差し押さえてるわけですよ。だから、どうも、我々に答弁で言ってるのと現実にやってるのは、若干そこに隔たりがあるわけです。だから、差押えするなど言ってるわけじゃないですよ。当然、歳入の確保のためにはやらないといけないことですからね。しかし、もう少し、情のある差押えをやらないと、法律でもなぜ差押えを禁止してるかということ、最低生活を維持するためには、これだけは差押えしたらいいかんですよ、ということで、法が設定してるのをですね、預金債権に入ったら何でもいいんだという考え方は、私はちょっと無理があると思いますけどね。あなたは預金通帳を調べてると言ったけど、いろんな食い違いがある時に、とか言ってますけどね、現実に、本当に、この預金は何の預金が入ってる通帳かということ調べていますか、本当に。もう一度、その答弁してください。

○ 納税課長

先ほども答弁しましたが、出来るだけそういうのは調査するようにいたしておりますけど、数も多い部分もありまして、全部が全部は見えていないというのが現状でございます。

○ 兼本委員

いやいや、数は多かろうが少なかろうが、最低の生活が出来るようなものをしてやらないといかん、と。できなかつたら、最終的には、北九州市みたいに生活保護が来ても知らん顔しとったら死んだということで、ご飯食べたい、と言いながら死んだということで。恐らく、給料の少ない、10万円くらいのやつを全部押さえて、それから家賃払って、何もないんですよ。そしたら、その人達はどうするんですか。食べられんのですよ。逆に、うちの場合は、生活保護の行政では、この間言ってたけど、2週間以内に何とか保護を決定している、と。だいたい生活保護は、よく話を聞きながら、ケースワーカーが話を聞きながら、最低の生活ができるように守っていつてるということをやってるわけです。反面、生活保護も何も受けてない、税を

滞納してる人達には、お金をまるまる押さえて、食っていけないような体質を、やってるじゃないですか。やってるんですよ。現実には、私のところに何回も相談に来ましたからね。だから、今回は、こういう判例があって、そんな法律相談で来たら、行政裁判を起しなさいとしか言いようがないんですよ。だから、そういう面で、あなた達はもう少し、歳入の確保という大きな柱があるにしても、もう少し、最低の生活ができるというくらいのところは、やはり見守ってやらないと、市民はもう、納税の意欲とか湧きませんよ、全然これは。だから、片や税金を徴収しなさい、それで徴収しすぎたら文句言われるからたまらんな、という気持ちがあるかもわかりませんがね。言ってる私も、差押えどんどんしなさいと言いながら、こんな質問するというのもいかがなものかな、と思いつつ質問してるんですけどね。しかしやっぱり、最低の生活のできるものは守ってやるような指導を部下職員にしてやって、そして、差押え調書が出てきたら、この差押えの預金は調べたか、と。何が入ってる預金ね、と。これについてはやっぱりちょっと、給料だけが入ってるやつで12万円くらいしか入ってこないのを全部差押えするのは、ちょっとおかしいのじゃないか、もういっぺん面談でも訪問でもしながら、税金を1万円でも2万円でもいいから払いなさいという指導をしてやったほうがいいんじゃないかということの、もう少し心のある行政指導をやっていくのが、私は筋だろうと思いますけどね。どうですか。

○ 納税課長

委員のおっしゃるとおりだと思います。ちょっと言い訳になるかもしれませんが、再三の催告をして、どうしても連絡もない、納付もないような方を、やむを得ず差押えしてるつもりでおりますけど、今後、少し行き過ぎという指摘もされましたので、その辺考慮しながら、預貯金等につきましては、いろいろな状況がございますけれども、調査等を十分に言い、先ほど述べました見解や判例等も考慮しながら対処してまいりたいと考えております。

○ 兼本委員

それで、預金を差し押さえるということは、何が入ってる預金かということもわからないで、そこまでは金融機関に行って調べてわかるのかわからないのか、ちょっとそこところは疑問がありますけどね。金融機関に預金はありますかと聞いて、その預金は何が入る預金通帳ですかということまで調べて、金融機関が教えてくれるのかな、というところも、私も一抹の、金融機関に聞いてみないとわからないと思うんですね。だから、差押えをして、それで市の会計に納付するまでの間が、今、だいたいどの位の日にちを想定して入れてるわけですか。差押えから市の会計のところに入れるのは、どのくらいの想定をしてるわけですか、差押えから。例えば差押えしたら3日くらいしたら、ぽんと銀行から取ってるわけですかね。それとも、10日くらいの猶予期間があるわけですかね。どのくらいありますか。

○ 納税課長

いろいろケースはありますが、だいたい基本的に、差押えして市に入ってくるのに1週間くらいかかっているように思っております。

○ 兼本委員

それで、やっぱり、そこを、1回入ってしまいますと、返すということはなかなか、これは公金で入ってきたのを返すのは難しいからですね。そこで止めている段階であれば、ある意味で言ったら、私のを差し押さえてもらったら困るんですよということで相談に来ることも多いと思うんですよ。だからその時点で話し合いができるというのも一つの手かな、とは思ってるんですけどね。だから、今言う1週間で10日にするとか、そういう形に、差押えをして10日か15日くらい置いて、その間に相談に来た時に話をするという、その時には預金が、通帳を本人が持ってきてますからね。この通帳ですよ、ということで。そこに給料だけしか入ってないのを差押え出来ないということになったら、悪質な人は給料だけの通帳に替え

るかも知りませんから、一概にそれも言えないと思いますけどね。だから、いずれにしても、歳入確保のために頑張るよ、ということはわかるわけですけどね、もう少し情のある差押えをしていただいて、市民が、例えば飢え死にして新聞沙汰やらにならないようにですね、税金差し押さえられて、もう食べていけないから、ご飯食べたいという遺書を残して死んだとかですね、そんなことのないように、もう少しそのところを十二分に注意して、片や歳入確保という大きな使命もあることですからね、そういうことで一つ、頑張ってもらいたと思いますが、一つ決意のほどを、あなたもう、最後だからもういっぺん、部長、答弁してごらん。

○ 財務部長

まず1点だけ、質問者をお願いしたいのは、お願いと申しますか、平成17年から18年になった時、前も委員会で、こんなに強力にしたのかという質問があったんですが、平成17年度はまだ合併前でございます。従いまして、平成18年度から実質合併して新しい飯塚市で納税課が動き出したんですが、前も言いましたけど、合併前は比較的にこの滞納整理が非常に、その時に私は「人にやさしい」と言ったんですけれども、そういう段階があった結果がこういう件数、金額であったということは説明をいたしております。それともう1点、今言われました、今年になって一つの民事の判例が出ました。それと、先ほど課長が答弁しましたように、地方税法では最高裁の判例もございまして。この件については、実は私も県の地方課に電話したんですが、民事と地方税との差押えの種類が違って、債権自体の解釈が、今言われましたようなところがあって、若干まだ、はっきりした回答が出ておりません。ただ、そうは言いながらも、やはり一つの判例というものは大きなものでございまして、納税課のほうには、やはりある程度その辺はきちんと納税者の中身を考慮して、言われるような方法もよく斟酌して、と。個人差は大変でございます。それと一つは、差押えをするというのは納税者と役所が連絡のとれる一つの大きな手段でもございまして、ただ、やっていく場合は、差押え禁止にならない、出来るだけ私も、別の団体との交渉の中でも、給与だったら制限があるのに、預金になったら全くない、と。これではいかかか、ということがあって、私は出来るだけ、基本的には給与なら給与、年金なら年金のほうの出口で押さえたらどうかという指導はいたしております。ただ、なかなかそうはいかない、逆に言えば勤め先で給与を押さえると、その人には非常に、どちらかと言えば不名誉なことですので、それもなかなか担当課としてはしにくいところもございまして。それと、納税課が非常に頑張っているという、側面、褒めていただいておりますが、私は合併した時に一番危惧したのは、特に国保あたりが法定の税率を割ると、当時、私の記憶では確か今、ペナルティが6千万円ほどあるということをお聞きしまして、私は各支所を年に何回か回りました。で、各支所の総務課長に、ひとつ頑張ってもらって徴収率を上げてくれというお願いもして回っております。それと当然、質問者はよくご存知と思いますが、地方交付税の中でも市民税では98%を徴収するというのが標準になっております。それと固定資産税は97.5%。これは、入ろうと入るまいと、当然それだけの収入があったというふうに交付税ではみなされますので、最低限それは、最低の最低、頑張ってくれ、と。それと今年も、言い訳になりますけど、税源移譲が実質あっております。で、よく言われますのに、高齢者の方には大変、非常に負担が重くなっているな、と私も正直に、それは実感として思っておりますが、税源移譲されたのであれば、それはやはり地方としてある程度の覚悟をしないと、やはり今度は住民サービスにそれを原資としてするのに支障を来すということで、担当課長のほうには厳しく、頑張ってくれと尻を叩くほうですので、今のお叱りもありましたけど、今後、今言われました点は十分配慮して、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 兼本委員

どうも答弁を聞いてましたら、最初のうちは何か、何%取らないといけなから、まだやるぞというような形で、最後のほうでは、いや、やりますよ、というようなことで、意味がよく

わからんような答弁でしたけど。

しかし、今度は後期高齢者という形で、特別徴収やら普通徴収とかいうのも出てきます。恐らく、普通徴収に向く分については扶養家族もいる人たちが多いいんじゃないかと思しますので、あまり後期高齢者の方の税の差押えとか、そういうものは余りないかもわかりませんが、しかし、いずれにしても、払わないと後期高齢者の保険証を取りあげるとか、大きな問題が出てくるわけですよ。で、何%取らないとどうのこうのということ言ってるけど、そういう面については国のほうにもよく、国の制度がこれは悪いわけですからね、だからそういうことも考えながら、ひとつ飯塚市に、この間みたいに「子育て支援」とか何とかいうような形で、飯塚にどんどん来てもらったらいいですよという反面で、飯塚に行って滞納したら、一発で差し押さえられるぞ、と言ったら、また飯塚に来ないようになりますのでね。どっちがいいのかわかりませんから、そここのところもよく考えて、税の徴収のほうには、滞納が増えるとまた文句言われますから、なかなか納税のほうは大変だと思いますけど、今言ったことをよく胸に秘められてですね、市民の生活をやっぱり最優先にしながら税の徴収をするということに頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

同じく市税、滞納整理についてお尋ねをいたします。今、兼本委員のほうから非常に説得力のある質疑があったわけですが、私は、出来るだけ重ならないように質問したいと思います。昨年12月11日、23歳のお母さん、二人の子どもを持つお母さんの児童扶養手当、振り込まれた預金を、あなた方は差し押さえました。児童扶養手当は差し押さえ禁止になってますけれども、法律ではどのようになってますか。

○ 納税課長

児童扶養手当法第24条で、差し押さえすることができないと規定されております。

○ 川上委員

そこで、私は児童育成課に、あなた方のところに行って返してもらいたいというふうに言ったんです。で、本人が児童育成課に行けば、同行したいというふうに言われてるんですが、納税課は差し押さえた分を返してもらえますか。

○ 納税課長

児童扶養手当法では差し押さえできませんけど、先ほど給与の債権の話でも出ましたけれども、預金通帳に振り込まれた場合は預金債権として差し押さえができます。もう、12月で差し押さえた分については、市のほうに税として充当いたしておりますので、これについてはもうお返しすることはできません。

○ 川上委員

2月26日に24歳の女性、先だって失業して、雇用保険をもらっております。その雇用保険が入った預金通帳、六万五千元にながし、あなた方は全額差し押さえ、預金残高を0にしましたね。こういう場合は、雇用保険、差し押さえできないということになってると思うんですが、あなた方、確認してますか。

○ 納税課長

雇用保険法第11条で、差し押さえることができないと規定されております。

○ 川上委員

じゃあ、これは、ご本人に返還できますか。

○ 納税課長

これにつきましても、預金通帳に振り込まれた場合は預金債権として差し押さえができるという

ことになっております。これにつきましても、税のほうに充当いたしておりますので、もうお返しすることはできません。

○ 川上委員

先ほどの兼本委員の質疑に対する答弁から、もう既に離れてるじゃないですか。まだ何分もたっていないですよ。先ほど課長は、少し行き過ぎたというふうに言われましたけど、失業した24歳の女性が、預金通帳に六万五千円なにかししか入っていない、で、全額差し押さえて0にした。先ほど言われたけど、生活保護法でも、2週間分の生活費の保持を認めているわけですよ。あなた方は1円も保持を認めてないんです。これは、根本的な問題だと思うんですよ。日本国憲法が第25条で、最低限の健康で文化的な生活を営む権利を認めてるじゃないですか、国民に。あなた方はそういう憲法遵守の責任があるでしょう。はっきり言って、大きな資産を置いているなら、いろいろな考え方がありますよ。今、多くの国民は、言わば財布と同じじゃないですか。普通預金口座、あるいは総合預金口座を押さえてるんですよ、あなた方は。しかも、残り少ない6万円とか8万円とか7万円とかいうのを押さえてるわけです。先ほど、その預金の中身が何なのか、よくわからないんだ、と。で、見解があるということで、積極的に明らかにする責任はないとか、申し出があつてわかった場合はいろいろ考えるみたいな無責任なことを言ってますけど、市民の命だとか、守り抜くという覚悟は全然ないんですね。その辺はどうですか。

○ 納税課長

私たちも、市民あつての納税だというふうに思っておりますので、その辺は十分認識はしているつもりでございます。ただ、先ほどの雇用保険についても、ちょっと調査が行き届いてなくて、その辺がわかってなくて差押えしたのか、というふうには思っておりますけど。

○ 川上委員

納税課長が決裁印を押すわけでしょう。そして、決裁印を押す時に、残高がわかるじゃないですか。6万円とか3万円とか。あなた方、3万円くらいでも押さえてるんですよ、全額。それで、市民の命を奪ってまで税を集めるとは誰も言ってないでしょう。さっき言われたんだけど、国税徴収法で禁止財産になってるのは、例えば農民は、今の生活、燃料3か月分とか言ってるじゃないですか。同時に種籾、取ったらだめでしょう。漁民はどうなってますか。漁具になってるでしょう。魚を獲る網とか押さえたら駄目なんですね。自営業者は器具となってるでしょう。商売してそこで生活費を稼ぎ、税金を納めるに必要なものじゃないですか。そういうものを差し押さえたら意味がないでしょう。労働者の場合も同じですよ。だから、そういうことをわかっていて、全額押さえたりしているわけですよ。そこで、今後は少しは考え直すことを期待できるような答弁も一部あったんですが、具体的に資料集の2、税滞納から差押えに至る手続きマニュアルがあります。あなた方は昨年10月に改定してるようですね。改定の主旨を説明してください。

○ 納税課長

平成19年度、10月以降に変更いたしました理由は、税源移譲の影響で、市民税の徴収率が平成19年8月末時点で前年比マイナス2.4%と低下しましたので、これの対応策として、納期内納付の強化を図る目的で変更いたしております。また、滞納額が大きくなるにつれて納税意欲が次第に低下していきますので、これを解消する目的もあります。

○ 川上委員

行き過ぎた差押えだとか、そういう問題については、共産党として度々指摘もしてきたんですけど、そういうものを受けて、最低限の生活を侵してはならんというような反省から、こういうことをしたわけじゃないわけですね。それで、これは今言ったような法の精神を守る立場から、マニュアルも見直すべきだというふうに指摘したいと思います。そこで、もう一つ二つな

んですが、あなた方は滞納に対して一括払いを要求しますね。滞納額を一括で払ってくれ、と。で、払えないでしょう。そしたら、分割でもいいかな、というように相手に思わせませぬ、納税者に。それで、先ほど、2月26日に六万五千円なにがし差し押さえた方に対してあなた方は、毎月4万円払わないといけないような分納提示をしましたね。で、この人の失業手当は8万円くらいでしょ。それを承知のうえで、4万円払ってくださいという提示をして、本人に「うん」と言わせて、署名までさせてますね。これは適正なやり方ですか。

○ 納税課長

その方の滞納分については、私たちは、平成19年度分は19年度以内に納入という形の中で、まずは滞納整理をさせてもらっております。そういう中で3月・4月・5月の3ヵ月、これで終わるには、4万円納入していただかないといけないという形の中で、そういう指導を行っております。そういう中で、本人さんも、あまり税に対する認識、知識というのが疎くて、よくその辺の状況が飲めずに本人さんも、市役所のほうから言われたから、断りきれなくて受けたという感じで、これは後日、本人さんが相談に来られまして、その時にそういう話をした中で、私たちも状況がわかりましたので、その時に、出していた納付誓約書は破棄するという形の中で、今、本人さんが今後どのくらいだったら納めていけるかを考えていただいて、後日連絡してください、という形の中で、今、そういう状況になっております。

○ 川上委員

技術的なこともあります。私がここで指摘したいのは、8万円の失業手当とわかっていて4万円提示したという、その時の納税課の気持ちですよ。どうやって払うだろうと思ったのか、聞かせてください。

○ 財務部長

差押えあたりは、できるだけ現年度分は現年度分で終わるという一つの原則の指示をしておりますし、ですから、滞納されたら早めに、これは1回の滞納、1期だけならいいけど、2期・3期と溜まっていきますと、だんだん金額も大きくなって非常に厳しくなってくるということもございますので、早めの納税指導を行なうようにという指導もしておりますが、確かに今ちょっとお聞きしますと、ちょっとそれは厳しかったか、ということで担当課も多分、その辺は十分、本人から申し出があって、そういう訂正をしたのだと思っております。一番、ここ1年やっていく中で、預金債権の取り扱いが、やはり非常にいろんな要素が、私も相談を受ける中で、あるな、と。今日も二人からご指摘を受けたわけですが、そういうことで、この預金債権は、今までは原則としてどういうものであれ、預金の中に入ってしまうと、全て預金債権一本だということで、どんどんいけるというような、どんどんいけるという言い方は悪いんですけども、押さえても差し支えないということで動いてきておりましたけれども、近々の判例と、もちろん民事と地方税ですので、若干その辺の疑義は県の地方課のほうも明確に回答しきれなかったんですけども、疑義は残っておりますが、そういうことを十分斟酌しながら、やはり納期内納付に市民の方に協力していただくということで頑張っていきたい、また、その辺の事情をよく考慮しながら今後はやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 川上委員

最後に、重ねて言うようですけども、今部長が民事とかいろいろ言われましたけど、憲法に直接立脚してください。憲法で精神で税務行政も行うということを、きちんとやると。そしてこれは要望しておきますけれども、あなたがたが課長の言葉で言えば少しやりすぎたかなというやつについては、もう入れてしまったからどうにもならないとかいうのでなくて、返してください、きちんと。あなた方が違法に近い形で押さえてるんだから。返して当たり前ですよ。それから、もう一つ要望はです、この手続きマニュアル。いま兼本委員からも指摘があ

って私も指摘しました。この立場からこのマニュアルを改める必要がある。これを要望して質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。再開を午後6時5分とします。

休 憩：18：01

再 開：18：07

委員会を再開いたします。

引き続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

22ページの人権啓発センター使用料、総務使用料です。資料集では5ページに資料が出ております。少し早口になるかもしれませんので。平成20年度の使用料収入の見込みの内訳をお尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

立岩会館15万1,586円、伊岐須会館が42万164円、穂波人権啓発センターが18,700円、筑穂人権啓発センターが2,400円、以上です。

○ 川上委員

かなり少ないのもあるわけですが、滞納はないのですか。

○ 人権同和推進課長

滞納はあっておりません。

○ 川上委員

前年実績を紹介してください。

○ 人権同和推進課長

まだ3月が終わっていませんので、見込みでお答えいたします。立岩会館が72,432円、伊岐須会館が46万1,324円、穂波人権啓発センターが11万5,470円、筑穂人権啓発センターが1,300円でございます。

○ 川上委員

使用状況を見ますと、穂波が平成18年度と比べて2.2倍になってますね。その一方で使用料は減ですね。減免が増えてますね。これはどういう状況か、説明ができますか。

○ 人権同和推進課長

穂波人権啓発センターにおきましては、平成17年・18年度はセンターまつり、各種会議等の利用者数を入れていなかったことと、減免については、高齢者事業や各種会議による利用者増でございます。

○ 川上委員

それでは、筑穂は平成18年のはじめに解放同盟町協が退去してますね。平成19年などと比べて3割減になってますね、使用状況は。ところで減免を見ますと、392、約400あったのが、減免が100に、4分の1に減ってますね。減免の数が4分の1に減ってるのに、見てくださいね、減免額は18万円から30万円に、1.7倍に増えてるんですね。減免の件数が4分の1になってるのに、減免額は1.7倍というのは、どういうことですか。

○ 人権同和推進課長

先にお断りしなければいけないんですけど、私も今、委員がご指摘になった件、不思議に思いまして、職員に問いただしましたところ、平成19年度見込が100になってます。減免件数が平成17年が、筑穂ですけど、380。平成18年が392、平成19年度見込が100になってますけど、これは申請書の数で今度に入れたということで、申請書の中に件数が4件・5件あったものがありますので、件数としては400件を越していたということを知っております。

ます。大変申し訳ありません。

○ 川上委員

じゃあ、正確に後で訂正しておいていただきたいと思うんですが、横ばいということですね。件数としては。それでは、減免額が12万円くらい増えてますね。これはどういうことですか。

○ 人権同和推進課長

人権啓発センターの中の茶道教室などの新規事業を主に取り入れましたので、増になっております。

○ 川上委員

茶道教室分を減免した金額が増えていますということですね。それにしても、年間利用者数は、ここ、減ってるんですよ。年間利用者数は減って、減免件数は変わらずに、減免額が増えているわけですね。何かおかしくないですか。

○ 人権同和推進課長

その他の事業も入れてますけれども、利用時間も増えておりますので、その点ご理解ください。

○ 川上委員

筑穂については、年間使用料予算が2,400円ということでしたね。筑穂はどうして使用料収入予算が2,400円なんですか。

○ 人権同和推進課長

筑穂の場合には、市が主催し、または共催する事業が多いということです。また、会館等の設置目的と目的を同じくする団体の利用する時には減免になっておりますので、そういうことでございます。

○ 川上委員

その団体というのは部落解放同盟も入りますか。

○ 人権同和推進課長

入ります。

○ 川上委員

じゃあ、部落解放同盟が使う時は基本的に減免ということになってるんですか。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

部落解放同盟が啓発センターを使う場合は、会議室使用料は発生しないですね。

○ 人権同和推進課長

基本的にはそのとおりでございます。

○ 川上委員

公共施設等のあり方検討小委員会がありますね。今月中に一定の方向性を出すというふうに聞いておりますけど、人権啓発センターについてはどういう議論をしていますか。

○ 人権同和推進課長

ただ今検討しているということです。

○ 川上委員

わかりにくい答弁でしたね。公共施設等のあり方検討小委員会というのがあってますね。ここでは、人権啓発センター問題についてはどういう検討をしているか、ということをお願いいたします。議論してるんですか。どういう議論をしてるかを聞いてるんです。

○ 行財政改革推進室主幹

あり方検討小委員会では、この4つのセンターにつきましても検討対象といたしております。

施設のあり方、それから受益者負担のあり方についても協議をいたしておりますが、今月末までに答申が出される予定でございます。協議内容については、まだ途中段階でございますので、答弁は控えさせていただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

この問題について、意見が一つでも出たか、聞きましょう。

○ 行財政改革推進室主幹

特段、出ておりません。

○ 川上委員

人権啓発センターについては、あり方検討小委員会で一つも意見が出なかったということですね。で、そのまま今月中に取りまとめを出すんですね。答弁してください。

○ 行財政改革推進室主幹

この分につきましては、内部で組織しております分科会で検討いたしました素案につきまして提案をいたしておりますが、これについてはご意見がなかったということでございます。その分については、また今後も推進委員会、これは行革の推進委員会のほうにご提案、報告いたしまして、ご意見等をいただく予定でございます。この意見・提言書を付けて、今月末までには答申を頂く予定でございます。

○ 川上委員

じゃあ、確認しておきます。小委員会では1件も意見が出なかったけれども、そのまま、まとめをするということですね。それでは、減免規定、先ほどの。減免規定そのものはどうなってますか。資格だとか額だとか。

○ 人権同和推進課長

施行規則第6条「使用料の減免」というのがありますけど、「1. 市が主催し、または共催する事業に使用するとき」10割です。「2. 会館等の設置目的と目的を同じくする団体が利用するとき」10割でございます。「3. その他、市長が減免とすることが適当と認めたとき」5割でございます。

○ 川上委員

それでは、穂波人権啓発センターで穂波町協議会が、平成18年4月から12月まで9ヶ月間、使用料が値上げになった分、1,900円、9か月分ですから17,100円、これを未払いのまま、昨年11月26日に退去しましたね。これは監査委員会にもこの事実を指摘したんですけども、市当局としてはこれについて、経過を説明してください。無請求なのか、未払いなのか。

○ 人権同和推進課長

この件については何度もご説明をしていると思っておりますけれども、まずこれは、もともと運動団体のほうが、何度も言ってますけれども、穂波町役場内にあったものを役場のほうから今の人権啓発センターが建設された時に移っていただくように、町側のいきさつもあってお願いしております。それで、その間ずっと無料でしたけれども、平成11年4月から10,500円を頂いております。それで、うちのほうといたしまして、協議をいたしまして、平成19年1月から12,400円に改めております。運動団体との協議の中で12,400円にしますので、滞納等についてはあってないと思います。

○ 川上委員

これは立派な滞納ですよ。市民の目から見ればね。それで、あなた方が、もう払わなくてよいというふうに解放同盟に言ったんですね。答弁を求めます。

○ 人権同和推進課長

払わなくていいとかよくないとかではなくて、私たちの協議の中で、運動団体との話の中で、

10,500円というよりも、計算すると12,400円ということで、平成19年1月から12,400円にさせていただきたいということでお願いいたしました。また、その時も、私も何度も委員に言ってますけれども、料金よりも団体のほうとまず、早く、この隣保館については開かれたコミュニティセンターとなっておりますので、運動団体には移転してもらうようお願いをしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

財務部長、今の答弁は、行政として徴収を怠る行為ではないかと思うんですけど、どう思われますか。

○ 企画調整部長

ただ今、担当課長が答弁しましたように、平成19年の1月から12,400円に使用料を改めたということでございまして、それまでは従前の10,500円ということでございます。それで、差額が生じているとか未徴収とか未払いとか、そういうことではございません。

○ 川上委員

企画調整部長がこの程度の答弁をするわけですよ。財務部長、どうですか。

○ 財務部長

私も中身は詳細に存じませんし、使用料条例の中でどういう規定になっておるかということも、正直に言ってそこまで具体的なことはわかりませんので、何ともコメントしようがございませんが、一般的な考えで言えば、使用料とか手数料の条例に掲げてあれば、それが一つの大きな行政内部の法律ですので、それに基づいて事務を執行することは当然だろうと思えますけれども、ただ、今、担当がいろいろ団体のほうと協議されてるのは、一つは当時、穂波町時代に庁舎内にあったのを、そちらに移ってくれという特殊な事情もあったようでございます。その辺で、あとは担当のほうと団体がその辺の協議を、あるいはその辺はある一定の裁量を、どういう規定の内容があるかどうかは別にして、そういうところがあればその辺を適用して対応すれば、ただ、事務的におかしな処理だけには、財政を預かる担当としてはそういうことは出来るだけないように、きちんとした理由が見つかる処理をしていただきたいというふうには思っております。細かいことはわかりませんので、良いとか悪いとか、なかなか非常に難しいな、と。私もいろいろ考えながら答えてるんですけども、非常に難しく、的を射た答弁になってないと思えますけど、原則は、手数料とかそういう条例に基づいてやるというのは当然のことですけれども、ただ、いろいろ、それまでの長い経過もございまして、その辺の事情も行政側として斟酌するところがあるのではないかというふうに思っております。

○ 川上委員

先ほど納税の関係で、神戸地裁の判例まで紹介されて、禁止されている児童扶養手当差押えをやるほどの飯塚市が、一方で多額の補助金、800万円ですか、この時期、穂波町協議会。税金を渡しているような団体から、17,100円を、今の答弁から言えば請求しなかった。未請求ですよ。未請求だから滞納がないと言ったんですね。で、これをどうみるか、と。23歳の母子家庭には差し押さえる、で、900万円近い税金を渡してる、それを使った研修旅行、行き先もよくわからないみたいな状況でしょ。そういう団体には17,100円、請求もしない。これは何かというと、市長、これが馴れ合いとか癒着というふうに市民から映るんじゃないですか。どう思われますか。

○ 企画調整部長

同じような答弁になりますけど、平成18年の4月から12月までは10,500円ということで団体のほうとの協議が整っております。また、平成19年の1月に入りまして団体と協議しました結果、この使用料については平成19年の1月から12,400円という使用料の協議が整いましたので、それから意向は12,400円を月々徴収してるというような状況でござい

ます。

○ 川上委員

最後に、監査事務局長、おられますか。監査委員の判断を聞きましょう。

○ 監査事務局長

昨年、委員のほうからご指摘がありまして、その時は私は確か、答弁を差し控えますということでお答えしたと思います。その後、会議が終了後、人権同和推進課のほうに経過をお尋ねしました。で、その経過につきましては、ただ今、人権同和推進課長が申されてるとおりでございました。

○ 川上委員

では、指摘をしておきます。これは明らかに、徴収を怠る行為だと思うわけです。ですから、本来、監査は、自らの発意によって監査をしなければならない。で、市長に意見を述べないといけない、そういう事例だろうと思うんですね。この質問を終わります。

○ 委員長

引き続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

22ページです。斎場使用料、2,564万1千円、資料集では6ページに資料があります。斎場使用料見込が挙げられているわけですが、これは何に基づいているのか、お尋ねします。

○ 環境整備課長

予算計上いたしておりますこの金額につきましては、平成18年度の決算額、それから平成19年度の決算見込みに基づきまして、計上いたしております。

○ 川上委員

本市は今、住民犠牲の行財政改革を進めているわけですが、値上げ検討は、今、していないのか、お尋ねします。

○ 環境整備課長

現在は値上げの検討はいたしておりません。

○ 川上委員

関連して筑徳園、本市と桂川町の共同、広域ですが、この筑徳園の使用料、幾らになっているか、伺います。

○ 環境整備課長

筑徳園の使用料につきましては、平成18年度決算で249万1,500円、平成19年度の見込では430万円となっております。

○ 川上委員

合わせると679万円ですね。約680万円です。この2年間で、今まで基本的に無料だったところで680万円の負担が住民に発生したことになるわけです。これは、市財政との関係ではどういうことになりますか。

○ 環境整備課長

今、言われましたように、当然この使用料につきましては合併前は無料ということでございました。で、この使用料につきましては、飯塚市・桂川町衛生施設組合が管理運営を行なっていますこの筑徳園の維持管理経費に、それぞれ年度において充当しているところでございます。当然ながら、それにかかる費用負担につきましては飯塚市のほうから出しているわけですので、この分につきましては飯塚市といたしましては、その部分が軽減されたということでございます。

○ 川上委員

主には筑穂の方、穂波の方が使われてるのではないかと推測されますけれども、これは行財政改革による負担増ですか。それとも、単なる合併による負担増ですか。

○ 環境整備課長

これは当然ながら、合併協議の中で規定いたしましたものでございます。

○ 委員長

引き続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

23ページ、土木使用料、市営住宅使用料、6億1,934万五千円、資料集では9ページと11ページに資料が載っています。この使用料予算の内訳をまずお尋ねします。

○ 住宅課長

使用料収入につきましてご指摘を受けている部分は住宅使用料でございますが、これが現年分、過年分とあるわけでございます。現年分につきましては、既設住宅調定見込額ですね、これが5億5,043万9,400円。次に建て替え負担調整中の住宅分調定見込額、これが6,877万4,700円。そして新規管理開始住宅調定見込額、これが34万200円でございます。また、その下に書いております過年分、それとその下にあります合併調整ですね。合併によりまして旧1市4町、ルールが統一されまして4町分が上がりましたので、その負担調整増額分といたしまして360万円ですね。それが②になります。三番目、一番下になりますのが過年分になります。過年分につきましては、まず平成19年度の現年分の未収見込額が2,405万1,888円ですね。平成19年度の過年分の未収見込額が1億1,137万3,180円、これを合計いたしまして、1億3,542万5,068円の調定を見込んでおります。

○ 川上委員

近年、空家募集を増やしてもらいたいという声が市民の間でも広がってますし、議会でも私自身も取り上げました。空家募集は新年度はどういうふうにするつもりですか。お尋ねします。

○ 住宅課長

平成18年、空家募集いたしましたのが150軒。で、平成19年2月まででございますが、それが151軒でございます。新年度につきましては、今の資料にありますように、2月29日現在の管理状況が出ておりますように、管理戸数総数が2月末現在で4,433戸、既に入居されている部分が4,221戸でございます。差し引き、空家が212ということで、その212の内訳が政策的に空家としております。これは既に建て替え計画を進めている部分で政策的に公募を停止している部分でございます。その横にあります通常空家、通常空家は当然、次の公募の時期までに出す分も含まれておりますが、通常空家、だいたい20万円以下くらいで空家補修ができるものくらいを想定しております。その横に、補修日が増大、40万円・50万円を超えるような大きな補修費がかかるものが8戸。で、補修不可能、これは解体予定も出しております。地盤沈下等の解体しなければならない、入居ができない住宅が23戸ということで、差し引き92戸ほどが今の状況でストックになっております。

これにつきまして予算の状況が、まず一番大事なことは、新しくて利便性の高い、皆さんの応募倍率の高い、高いというのは50倍から80倍でございますが、そういうところを中心にまず改修をいたしまして、公募いたします。また、どうしても周辺地域で、利便性が悪く老朽化しているものにつきましては、費用対効果を十分に加味した中で、予算状況もございまして、そういう状況をみながら順次補修し、空家につきましては公募したいというふうを考えております。

○ 川上委員

実績で言うと平成18年度が150で、平成19年度が現在までで151ということでしたね。で、今ストック状態にあるのが92ということなんです。見通しとして平成20年度は

どのくらい募集かけられそうですか。

○ 住宅課長

今のところ予算的には、金曜日に答弁いたしましたように、前年度並みくらいの予算は確保しております。ただし、全てが空家補修用に回せるわけではございませんので、入居中の方々についての補修もいたしますし、そういう執行状況を十分に見た中で、1戸でも多く補修をいたしまして公募に回したいということで、少しでも今のストック状態になってる住宅を減らすということで、数については申し訳ありませんが、何戸という形では今の段階では申し上げられません。

○ 川上委員

そういう状況なら、今と同じ、あるいは今よりもっと高い公募倍率になって、なかなか入居できない、と市民は苦しむわけです。その一方で同和住宅です。同和住宅は使用料は全体の中ではどれくらいの比重になりますか。

○ 住宅課長

同和向け住宅のことですが、先ほど申しました全体戸数が4,433戸、2月末現在でございますが、それに対しまして同和向け住宅が342戸でございます。全体の7.7%ほどが同和向け住宅ということで把握しております。

○ 川上委員

使用料も7.7%になりますか。

○ 住宅課長

申し訳ありません。この同和向け住宅分だけの住宅使用料の関係は、数字を積算しておりません。

○ 川上委員

同和住宅の募集方法はどうなってますか。空家募集方法。

○ 住宅課長

資料にも書いて、募集方法を挙げておりますけど、すみません、12ページです。ご説明いたします。同和向け住宅の空家募集の方法につきましては、1市4町の合併の折に、事務事業の調整の中でこの取り扱いについて協議がなされ、空家住宅が発生した場合には、関係団体へ募集の案内を送付し、入居希望者があれば、その推薦を依頼しているところです。推薦を受けた申込者に対しては、一般公募と同様の入居資格審査を行い、その資格・条件を満たしている申込者は入居手続きを経て正式入居という形になっております。

○ 川上委員

私の手元にも資料があるんですよ。12ページの資料とは少し違うでしょ。どうして12ページの資料と私の持ってる資料は違うと思いますか。

○ 住宅課長

募集の様式のことですが、金曜日に委員から見せていただきました資料には、団体名のところに具体的団体が入っておりました。あくまでもそれは、そこに委員が持っておられる団体に対しての推薦依頼でありまして、現在、その委員が持たれている団体ばかりではなく、ほかに複数の団体がございますので、団体名という形でそこを省いております。

○ 川上委員

委員長、この資料は現実に住宅課が使っているものとは違うんですよ。住宅課が現実に使っているのは、例えば、「関係団体」と書いてあるところは「部落解放同盟飯塚市協議会委員長 松本建一様」と書いてあるんです。だから、齊藤市長が解放同盟の委員長に、住宅が空きましたので推薦状持参のうえ申し込みをさせてください、という内容なんです。それから右側、すごいですよ。もう、書式作ってやってるんですね。「飯塚市長様」はいいんですよ。「関係団体」

のところには「部落解放同盟飯塚市協議会」と書いてあるんです。だからもう、親切丁寧です。これを飯塚市協議会だけではなくて、今の答弁から言うと、各団体も持っているということですね。で、ほかの空家募集と違いますよね。募集方法が明らかに。どうして、こういう空家募集の仕方をするんですか。

○ 住宅課長

同和向け住宅の対応につきましては、地対財特法失効後、依然として住宅にかかる地域の実情は資格ニーズがある場合には、一般対策に工夫を凝らし対応するものであるという通知もあることから、本市におきましても歴史的背景や社会的理由、福岡県の住宅施策方針等を考慮した結果、まだまだ生活環境等の安定、向上を図るうえからも、引き続き旧同和向け住宅の優先的な入居が必要であると判断しているところでございます。

○ 川上委員

これ、推薦制なんですね。で、推薦状、解放同盟の委員長の推薦状を持っていくと、基本的には入れるということなんですね。どうですか。

○ 住宅課長

今、委員が申されましたのは、あくまでも資格要件の最初の段階の、同和向け住宅に固定しております地区、属地属人の関係の部分を確認する行為でございまして、一旦受付しまして、先ほどの説明にもございましたように、一般公募と同様に所得等の入居資格審査を行いまして、その資格条件を満たしている申込者に対して正式に入居という形をとっております。

○ 川上委員

逆に聞きましょう。そうすると、部落解放同盟委員長の推薦がない方は、絶対入れないんですね、この住宅には。

○ 住宅課長

現段階では、推薦状の確認をするというルールにしておりますので、今言われましたように推薦状のないという方たちに対しては、同和向け住宅については今のところ制限しています。

○ 川上委員

そうすると、今は飯塚市協議会のことだけ言ってますけれど、部落解放同盟、同和団体に、あなた方が推薦状を渡している、返答書まで書式を渡している団体の責任者は権限を持っているわけです。権限を持っていますね。

○ 住宅課長

委員が言われますように「権限」という範囲のものかどうかわかりませんが、その方が属地属人であるということの確認行為として推薦という形をとっておりますので、そういう形のものをご理解ください。

○ 川上委員

その団体の責任者の推薦状がなければ入れない。明らかに権限を持っているわけです。そこで、先だって一般質問でも指摘をしましたが、部落解放同盟飯塚市協議会は平成18年10月24日、住宅入居1万円という特別会費を収入に充てています。それから10月30日にも住宅入居1万円という特別会費を収入で挙げています。この年は同和住宅は、旧飯塚地区関係は6軒の入居があっっていますね。そのうちの2軒ではないかと思われるわけです。あなた方はこれ、同和住宅のことだというふうに認めましたが、その後、この特別会費というのはどういいうお金であるか調べましたか。

○ 人権同和推進課長

一般質問でもお答えしましたように、これにつきましては市営住宅に関する特別会費でございます。

○ 川上委員

具体的に説明してくださいよ。あなた方が解放同盟に空家募集しますよ、という推薦依頼を出すでしょ。で、向こうが推薦状を書いて当事者に渡しますね。渡すのかな。で、どの段階でこのお金が解放同盟に入金されるんですか。

○ 人権同和推進課長

そういうことについては、私はわかりませんので、お答えできません。

○ 川上委員

あなた、担当じゃないんですか。調べるのがあなたの仕事でしょう。部落解放同盟自身の規約では、特別会費というのはどういう規定になってますか。どういうものとして解放同盟は規約に位置づけてますか。

○ 人権同和推進課長

会費の中には一般の会費と特別会費とありますけれども、特別会費の中身については、私のほうではわかりません。

○ 川上委員

あなた方はこれが適切な行為だと考えられますか。

○ 人権同和推進課長

先ほどから申しておりますけど、市営住宅の入居に関する特別会費ということで考えております。

○ 川上委員

これは、あなた方がここで知らないと言えれば通用すると思っている以上に深刻な問題です。で、解放同盟の委員長は、権限をあなた方から付与されてるわけですよ。そして、その推薦の関わりで特別会費が入ってるわけですね。そうすると、どういうことになるかというのですね、市民の良識からいったら大変な特別扱いだ、と。で、それを巡ってお金のやり取りがあるのか、というふうに、市民の方は思われるかもしれません。私も思います。しかし法律でいうと、弁護士法というのがあって、非弁護士の法律事務の取り扱い等の禁止というのがあって、72条がありますね。法制、72条、わかりますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 18:50

再開 18:54

委員会を再開します。

○ 総務部長

いま委員お尋ねの弁護士を、第72条でございませぬけれども、非弁護士の法律事務の取扱等の禁止という規定でございませぬ。その中身を朗読しますけれども、「弁護士又は弁護士法人でないものは、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」という規定でございませぬ。

○ 川上委員

業とすることができないというのはですね、お金をもらったらいけないという意味です。明らかにお金をもらっているわけですよ。この年度だけ自ら明らかにした額だけで。しかもこれはあなた方は原課のほうでこれを作成した段階で気がついてはいたはずですよ。もちろん監査委員会もわかっているはずですよ。監査事務局長が。これは重大な問題です。調査してもらいたい。斉藤市長、どうですか。

○ 企画調整部長

これは団体の会員の方から特別会費という名目の中で納入されている金額でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

大変なことになりますよ。はっきり言って。市長は責任を持ってきちんと調査しなければならぬ。このことを指摘しておきます。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

24ページ、旧伊藤伝右衛門邸入場料、3,769万4千円に関連してお聞きいたします。この入場料についてなんですが、本年度から始まりまして非常に好調であります。ただ、いろんな仕掛けを、商工観光の方々にやっていただいているんですね。その中でちょっと気になる点がございます。というのは、あれだけ人が入ると、傷みも激しいのではないかと思うわけです。それに対するケアの部分で、出て行くものも増える、そして、お客さんもゆっくり見られない時間帯等もあるというふうな形があると思います。そこで、入場料についてなんですが、その検討をしてはどうかと思っているんです。というのは、先日、サントリー美術館にちょっとお邪魔しました。そこは通常千円くらいなんですね。ところが、特別展というか、特別な期間に関しては入場者を制限して、この時間帯は何人しか入れない、と。そして学芸員もきちんとつけて説明をする、と。その代わり、確か5千円くらいだったのかな。ある意味、プレミアを付けて、それを売るということをやっておられるわけですよ。で、伝右衛門邸についても、ライトアップ等をされてますよね。そしてまた企画展も、この間の雛のまつりのような企画展もされている。そうすると、そういった期間については、ある意味特別な料金を取ってもいいのではないかと思うわけです。また、他方、伝右衛門邸にお友達が来たら何度も何度もご案内するんだよという市民の方もおられるわけですね。そういった方々に向けて、例えばディズニーランドなんかには年間パスポートがありますよね。その中で、年間パスポートとして5千円なら5千円、1万円なら1万円という料金を設定して、その方々には顔写真付きでパスポートを発行して、そのかなりの部分は支える部分としてご協力願いたいという部分も含めて設定するといったものも、考えられるかと思うんです。ぜひそういった部分を考えていただきたいと思うわけですが、まずこの予算の中にその部分が入っているかどうか。そういったものを含めて考えているかどうかと、今後そういった部分ができないのか、お聞かせください。

○ 商工観光課長

今、ご質問の件でございますけれども、まず予算にあげております料金体系、入場料につきましては、議員が言われたものについては加味しておりません。それから、旧伊藤邸内に備え付けのアンケート調査等を見ますと、現在の料金設定につきましては「安い」か「妥当」という意見が大部分を占めておりますので、大人300円、子ども100円の料金設定については妥当ではないかというふうに思っております。ただ、ご指摘のイベント時や特別展での特別料金等につきましては、今後検討すべきではないかというふうに考えております。あわせて、伊藤邸の来館者は飯塚市の来訪者でもあるという観点から、市内各地を回遊する仕組みや仕掛けも行い、経済効果があがるように取り組んでいきたいというようにも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 江口委員

検討していただけるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。黒川温泉の入湯手形、あれで何箇所か入れるとかありますよね。いろんなものがあり得ると思います。また、一定時期等を決めまして、市民の方々には料金を安く入ってもらって知っていただくチャンスとかあ

りますし、また、小学校・中学校の子どもたちに対しての分等がございます。その分も併せて、ご検討をお願いいたします。

○ 委員長

次に八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

すみません、25ページ、住民票、戸籍の附票の写し等の交付手数料で自動交付機の利用状況についてお願いしたいと思いますけれども、自動交付機は大体何箇所くらい置いてあるか、また利用状況を一日あたりとか夜間とか土日とかそこら辺をわかれば教えていただきたいと思っています。

○ 市民課長

自動交付機の設置台数ということでございますが、本庁が2台、各支所に1台ずつ、各出張所に1台、合計10台設置しているところでございます。また、稼働時間につきましては平日は8時半から19時まで、土曜・日曜・休日につきましては9時から17時まで利用可能としております。

続きまして、自動交付機の利用状況はどのようになっているのかということでございますが、自動交付機により交付できる証明書の種類といたしましては、住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、その他各種税証明書がございます。平成19年4月から2月までの利用状況につきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書の交付通数は、12万6,317通であります。そのうち、自動交付機による交付通数は3万7,951通であり、交付率は30.0%となっております。

続きまして平日の午後5時から7時まで、土曜日・日曜日・休日の利用状況につきましては、平成20年2月1日から29日までの1ヶ月間の利用状況を調査しましたところ、3,898通でございました。そのうち、平日の午後5時から午後7時、土曜日・日曜日・休日の交付通数合計でございますが、661通ございまして、率にして17.0%となっております。

○ 八児委員

ありがとうございます。今後ですね、自動交付機を増やす予定とかその点どのように考えておられますか。

○ 市民課長

現段階では増設の予定はございません。

○ 八児委員

わかりました。私も一般質問の中で自動交付機があるという形で利用を言われておりますので、基本的に少しでも利用を増やしていくという形をしっかりとやっていただいたほうがいいのではないかと、そのように思っておりますので、今後とも検討していただきたいと思っています。以上で終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 19:06

再 開 19:15

委員会を再開いたします。答弁者にお願いですけれども、質問の要旨のみに答えていただいて、余分なところはできれば端折っていただくような形でお願いいたします。それでは川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

25ページ、衛生手数料、ごみ処理手数料4億111万9千円についてお尋ねいたします。資料集は13ページにごみ袋の販売状況推移が出されております。そこで、ごみ処理手数料4

億円以上あるわけですが、そのうちごみ袋売り上げ収入については予算計上いくらになっていますか。

○ 環境施設課長

ごみ袋の売り払い手数料といたしましては3億7,222万5千円でございます。

○ 川上委員

10年ぐらい前までぐらいは無料だったはずですね。これはどういう考え方でこの3億7千万円計上しているんですか。

○ 環境施設課長

平成19年度決算見込みと平成18年度の決算を元にいたしまして、算定しております。

○ 川上委員

売り上げ収入を予算計上3億7千万円ですが、原価はいくらか、販売に必要な手数料を含めて答弁を求めます。

○ 環境施設課長

ごみ袋の作成につきましては、1億387万2千円でございます。

○ 川上委員

2億7千万円ぐらいが市への収入ということになりますか。

○ 環境施設課長

そのほかに、ごみ袋の販売委託料、それから販売手数料、その他そういったものがございしますので、単純に2億数千万円ということではないと思います。

○ 川上委員

いずれにしても市民は3億7千万円はっきりした根拠もなくごみ袋ということで住民負担をかぶせられるわけですよ。はっきりした負担がないというのはごみ処理手数料の3分の1をごみ袋代として市民からいただくということで3分の1となっているんだけど、3分の1の何の法的な根拠がないでしょう。そういう意味ですよ。そこで、旧自治体ごとにそれぞれ時期は違うんだけど、有料化が行われております。基本的に行財政改革という名のもとにやられたんですが、そのときにごみ減量に役立つというのがもう一つの理由だったんですね。そこで、この有料化は減量に役立ったのかどうかね、お尋ねします。

○ 環境整備課長

各処理施設におけるごみ搬入状況の推移から見て、有料化がごみ減量化につながっていると考えております。

○ 川上委員

最初の2,3年だけですね。後はずっと横ばいでしょう。資料を見ればわかります。それをあなた方は市民に言わない。なぜ言わないかということ、ごみ袋が高すぎるというのが市民の中に根底にあるからです。考えてください。ここ10年以上景気低迷ですよ。経済活動しないではものすごく落ちていますよ。人口も減っていると。ですから、基本的にごみは少なくなっているはずなんです、常識的に考えて。事業活動低下しているんです。そして、地球環境とかごみ減量とかいう啓発活動をされているわけでしょう。減っているのが当たり前なんです、だいたいは。ところが横ばいというのはどういうことですか。事実上増えていることなんですよ。だから、このごみ有料化によるごみ減量化というのはなかなかあなた方が言って期待したとおりにはなっていない。これは全国的な問題です。そこで、じゃあ何に役立ったのかと、ごみ袋代は。今年4億円もらおうとしているわけでしょう、粗大ごみシールとあわせてね。何に役立ったと思いますか。

○ 環境整備課長

役立ったとか言われましても答弁に困るところがあるんですが、少なくともごみの処理経費

含めまして維持管理等もそうですけれども、そういった経費に充当されたということでございます。

○ 川上委員

10年前はそれなしでやっていたわけです。ですから、これは事実上の第2税金です。ごみ袋の名のついた第2税金ですよ。その第2税金がこんなに高くていいのかという声があるんですね。それで、ごみ減量にも貢献できるし、高すぎるごみ袋負担も軽減できるという方法があるんだということをこの間私提案したことがあったでしょう。つまり、ごみ袋の無料配布、一定枚数の。その範囲内でごみ排出が収まるように努力すると、市民は。越えた部分については有料で買っていくと。超過料方式というんですか。これについては検討されたと思うんですよ。佐世保だとか千葉のほうにも研究したといただきましたね。実現していませんが、来年度もその方向はとられようとしてないけれども、その後検討はどうされましたか。

○ 環境整備課長

以前から質問者からその点につきましてはご意見をいただいております。当然ながら担当課といたしましても検討は重ねておりますが、当面の課題といたしまして何度となく申し上げてきておりますように、まずもって飯塚市としましてはごみの減量化、分別、資源化、いろんな観点から検討を重ねておるところでございます。その中で、今いわれたことにつきましてもさらに検討を進めてまいりたいと思っております。

○ 川上委員

ぜひ充実した検討をして早急に私が申しました方向も含めて市民負担が軽減し、ごみも減るという方向でがんばっていただきたいと思うんですよ。そこでね、財源がいるでしょう。検討するときに財源も考えないといけないでしょう。それで、私が提案したいのは環境保全推進基金1億3千万円以上、これを飯塚市民があなた方に預けているでしょう。あなた方は基金として取り扱ってますでしょう。この基金を使えば基金の目的にも合致します。これは行財政改革の中でも大丈夫です、これは。心配しないでもいいですよ。こういう財源もあるんだということを念頭において検討を進めてもらいたいと。また時期がきたら質問します。質問を終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員に質問を許します。

○ 川上委員

39ページ、資料集の14ページですね。基金運用収入についてお尋ねします。基金運用収入が4,106万5千円計上されていますね。資料の説明をまずしてください。14ページですね。

○ 財政課長

資料の説明でございますが、この資料につきましては積み立て基金の運用状況調べということで、平成20年度の運用収入、及び利子収入につきましては予算に計上している額でございます。基金の運用につきましては、いままで平成18年度まででしたけど、基金ごとに運用を行ってございました。平成19年度、運用を効率的に行えないかということを検討いたしまして、一応積立基金については元金を一括で運用するという方式に変えております。運用の予定の内訳で書いていますように、種類といたしましては5年利付き国債、2年利付き国債、仕組債、割引短期国債と、後は下のほうに金融機関との預託と、こういうものを全体に組み合わせまして効率的な運用を図っております。質問者が申されております地域振興基金につきましては40億円、運用収入では4,106万5千円、利子収入については396万5千円、基金残高に割り振った運用益をそれぞれに計上いたしております。

○ 川上委員

この基金運用の資料ですが、平成19年度末現在高見込額が約117億円なんですが、地域振興基金は40億円ですね。全体の34%にあたるわけですね。比重が大きい。かなりこの運用が全体を左右するんですが、この地域振興基金の運用収入額、横に見ますと4,106万5千円ということで、かなり大きいですね。それで、地域振興基金は一般財源が2億円、これに合併特例にかかる借金が38億円で合わせて40億円になっているんですね。ですから、支払利息が一方で発生していくわけです。それで、将来に向けてこの運用収入と支払利息のバランスはどういう見通しになるかお尋ねいたします。

○ 財政課長

地域振興基金につきましては、10年間の償還で返済するようにいたしております。借入先につきましては、福岡銀行が37億円、利率として1.62%、福岡県市町村災害共済基金組合1億円借りております。これは1.4%でお借りしております。10年間の利息の合計をいたしますと、3億5,034万8,716円という見込みになっております。それと、運用益につきましては、利率それぞれ国債の利率、定期預金の利率、それぞれ変わりますが、現在今ここに示している分につきましては平成19年10月現在の利息をもとに計上いたしております。現在もいま利率がかなり下がっておりますので、平成20年についてはここまで運用益は稼げないだろうというふうに考えておりますけど、このままの利息を見ますと年額4,500万円ほど利息が見込めますので、利子よりも運用益が多く見込める状況でございます。

○ 川上委員

いまの言い方だと借金して運用したほうが若干ましだというようなことのように思います。質問を終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員に質問を許します。

○ 川上委員

45ページの雑入に児童クラブ利用料5,391万6千円があります。

○ 委員長

川上委員。

(発言するものあり)

○ 川上委員

失礼いたしました。通告しておりました環境保全推進基金については、先ほどもう質問してしまいまして、申し訳ありません。取り下げたいと思います。

○ 委員長

引き続き川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

45ページの雑収入、雑入、児童クラブ利用料についてであります。調定額をお尋ねします。

○ 児童育成課長

調定額でございますけれども、平成18年度の児童クラブの調定額につきましては、決算額で4,967万630円で、平成19年度2月末現在でございますけど、4,861万6,480円となっております。

○ 川上委員

私の手元の計算では新年度は675万5千円、前年度比14%増収になりますね。と思います。その理由をお尋ねします。

○ 児童育成課長

増収につきましては平成18年度は利用者数は1607名で平成19年度が1755名ということで利用者数の増によるものと思います。

○ 川上委員

利用者が多いんですね。合併前は利用料が無料のところ自治体があったと思います。どこどこですか。

○ 児童育成課長

合併前の利用料でございますけど、無料のところにつきましては穂波と穎田が無料でした。

○ 川上委員

合併協議の過程で決まったことだということなんでしょうけど、旧飯塚は3,500円だったんですね。これが3千円になっていくわけですけども、穂波と穎田については無料からいきなり3千円になっているわけですね。そこで、合併で住民負担は軽く、サービスは充実するという合言葉があったわけですけども、このときに無料にしなかったわけは何でしょうか。

○ 児童育成課長

この児童クラブの利用料でございますけれども、先ほども申しましたけど、飯塚市が3,500円で母子、父子、非課税世帯が半額ということで、筑穂町が2千円で同じく母子、父子、及び生活保護が千円ということになっています。

——失礼しました。現行の児童クラブ利用料は3千円は合併協定項目として決定されたものでありまして、この決定の調整の考え方としましては、保護者の就労等により利用者は今後も増加が見込まれるということで、経費の増加を含めて新市の財政面等を考慮いたしまして、利用料の有料化は避けて通れないということで急激な保護者の負担を考慮して設定されたものでございます。

○ 川上委員

児童クラブ利用料は有料化といいましょうか、児童クラブ利用料はどうしても取らないといけないんですか、法律的に。

○ 児童育成課長

法的にはどうしてもとらないといけないということではなっていないと。

○ 川上委員

法律上は無料でもいいんですね。お尋ねします。

○ 児童育成課長

受益者負担といえますか、ということで——

(発言するものあり)

それはございません。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑はないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を許します。はじめに質疑通告されております202ページ、債務負担行為、新飯塚駅周辺環境整備敷について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

202ページ中ほどに公有財産購入費新飯塚駅周辺環境整備費(土地開発公社委託分)ということで限度額が2億5,761万円あげられているわけですね。これについて、場所はどこかとか、目的だとかいうようなことについてお尋ねいたします。

○ 都市計画課長

本敷地は筑豊本線の電化、新飯塚駅舎の改築計画に伴いまして新飯塚駅の西口と東口でござ

います。その広場と周辺地域の東西の調和を図ることで駅利用者の利便と都市環境の整備を図る目的といたしまして、旧国鉄の生産事業代用地を平成10年3月土地開発公社によりまして約7811平方メートルを取得いたしました一部でございます。新飯塚駅前広場整備計画に基づきまして東口整備を平成10年度から13年度に、また、西口広場を平成13年度から18年度に用地買戻しを行いまして計画を実施したところでございます。公有財産購入費の2億5,761万円は新飯塚駅西口広場北側の用地買戻しの残りでございます2978平方メートルを平成22年度までに買戻しの予定のものでございます。

○ 委員長

次に江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

215ページ地方債があるわけですが、すみません、地方債について交付税とかであとで措置される分とかがあるかと思えます。その部分についておよそどのくらいの金額になるのかお聞かせ願えますか。

○ 財政課長

この表につきましては平成18年、19年と20年度中の借り入れと、償還と、平成20年度末の起債残高を示しております。それで、平成19年と平成20年度末のそれぞれの交付税算入見込み額という数字を申します。まず、前年度平成19年度の方でございますが、349億7,107万2千円が交付税算入見込み額でございます。それで、差し引き一般財源で対応しなければならない分が259億1,150万4千円でございます。当該年度末の現在高、一番右側でございますが、交付税算入見込み額335億6,097万4千円でございます。差し引き一般財源で対応しなければならない額につきましては、238億4,847万9千円で、率にいたしまして、平成19年度につきましては一般財源が42.6%、平成20年度末は41.5%の一般財源に対応しなければならない率でございます。

○ 江口委員

ありがとうございます。この金額等を聞きますと、ある意味安心する部分があるわけでございます。決算の時にはこの数字出てきますけれど、ぜひ予算のとき等とかも含めて一般会計、上下水道等も含めましてぜひご案内いただけるようお願いして質問を終わります。

○ 委員長

質疑通告以外の質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑がないようですから、繰越明許費、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を終結いたします。

次に、総括質疑に入ります。はじめに答弁を保留していました事項についての質疑を許します。

労働諸費、労働会館運営費補助金について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

先日の質問の過程で資料要求をしておりましたので、再度その関係の資料を請求したいと思うんですが、取り計らいをお願いします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ 商工観光課長

資料のほうは提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 19 : 41

再 開 19 : 42

委員会を再開します。

○ 川上委員

先日の質問は、この労働会館運営協議会に補助金を出すわけですから、運営協議会の構成メンバー等についてお尋ねするという質問をしたんですね。で、答弁が乱れたということで、じゃあ読み上げている資料をくださいというふうにいったんですが、資料をいただきましたけどわかりませんので、改めてその質問をします。

○ 商工観光課長

運営協議会の役員構成についてお答えさせていただきます。運営協議会は飯塚労働会館の円滑な運営を図るため、設置されたものであります。委員につきましては、労働団体が推薦する労働者該当者と公益代表10名以内をもって組織されております。構成といたしましては連合嘉飯地区連合会地域共闘会議、福岡県友愛連絡会筑豊地区友愛会、福岡県高等学校教職員労働嘉飯山支部、全自交筑豊タクシー労組と労働団体が推薦する公益代表ということで市議会議員が入っております。

○ 川上委員

市議会議員はどなたですか。

○ 商工観光課長

公益代表の委員につきましては労働団体が推薦する市議会議員2名が出ておられまして、2006年度につきましては、高取功氏、道祖満氏が公益代表の委員として出ておられました。2007年度につきましては高取氏が辞任しておりますので、労働団体に推薦依頼をしていると聞いております。現在の公益代表委員は道祖氏だけであります。

○ 川上委員

ここの運営協議会の責任者はどなたでしたか。

○ 商工観光課長

現在は連合嘉飯地区連絡地域共闘会議の眞砂憲二氏が代表をされておられます。

○ 川上委員

この労働団体がこの会館を契約書を交わして使っているというか入居しているわけですが、経過を簡潔に説明していただけますか。

○ 商工観光課長

現在飯塚労働会館を無償貸付でされておりますけれども、これにつきましては昭和45年7月13日に議案可決をされておまして、それ以来無償にて貸付をしているところであります。

○ 川上委員

ずっと無償なんですか。

○ 商工観光課長

そうであります。

○ 川上委員

半世紀にわたって無料なんですね。ちょっと確認します。

○ 商工観光課長

そのとおりであります。

○ 川上委員

使用料は別に取りなくて逆に運営費補助金を渡しているということですね。補助目的を聞きます。

○ 商工観光課長

労働者の福祉向上を図るために貸付をしているものであります。

○ 川上委員

飯塚市補助金等交付規則がありますね。では、どういう位置づけになりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 19:48

再 開 19:48

委員会を再開いたします。

○ 商工観光課長

大変失礼しました。飯塚市補助金等交付規則の中の第3条、補助金等の交付の対象となる事務事業とは、市の行政を補完し、または住民の福祉を増進するために公益上必要と認められるものでなくてはならないということで位置づけをしております。

○ 川上委員

ところがその一方でこの運営協議会は契約書を見ますと、契約書の10条を見ると、使用料の徴収とありますね。この補助金をもらっているこの団体を、乙ですよ。貸借物件を使用するものから使用料を徴収することができるというふうになっていますね。これはどういう意味ですか。

○ 商工観光課長

労働会館を運営していくための諸費用につきまして、使用料として徴収をしているものであります。

○ 川上委員

その中身が資料にあるわけですね。その徴収している中身が。

○ 商工観光課長

補助金を交付しておりますので、その内容については提出をされております。

○ 川上委員

45ページの資料には載っていないですね。何か載っている資料がありましたか。

○ 商工観光課長

議員今言われております資料には、補助金の総額だけしか出ておりません。

○ 川上委員

この運営協議会が貸借物件を使用するものから使用料を徴収しておるかどうか確認できますか。

○ 商工観光課長

この労働会館の補助金につきましては運営管理事業費から人件費、総会費を除いた額の2分の1を基本額として補助金を交付しておりますので、約倍ちょっとが運営費ということになります。

○ 川上委員

部屋を使っている方からこの運営協議会はお金を集めているということを確認しているんですね。

○ 商工観光課長

決算書は出ておりますので、把握をしております。

○ 川上委員

決算書の中に人件費があるんですね。人件費はどういう人件費かちょっと説明してください。

○ 商工観光課長

この労働会館を運営していくための事務費、管理諸経費のために使うための人件費であります。

○ 川上委員

それは労働組会の専従の職員が代行の仕事をお金をもらったりしているのか、まったく別にそのための人を雇って人件費を払っているのかわかりますか。

○ 商工観光課長

その点につきましては把握をしておりません。

○ 川上委員

じゃあですね、46万8千円も補助金を出す相手側のことなので、もう少し詳細に調査をしていただくように要望したいんですが、いかがですか。

○ 商工観光課長

今後その点につきましては調査をしたいと思っております。

○ 委員長

次に、170ページ教育費、教育振興費、小中学校、幼稚園、学童保育所等の図書費について江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

学校図書館並びに学童保育所、そして保育園・幼稚園等で、図書を使って子どもの健全な発達に向けてやっていたいでいるわけです。その分で資料のほう、出していただいております。

190ページ並びに191ページですね。この前、給食の試食で鎮西中学校にお邪魔しました。そして、鎮西中学校の図書室もついでに見せていただいたわけです。そうすると、百科事典があるんですが、確か昭和の時代の百科事典です。きちんとソビエト連邦がありましたし、東ドイツもあったかと思います。図書の廃棄という分は非常に大切なことで、きちんとその部分をやっていかないと、それこそ子どもたちが誤った知識を得ることになります。その部分がどうなっているかを、まずご案内いただけますか。

○ 教育総務課長

答弁に先立ちまして、この時間に大変申し訳ないんですが、資料に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。資料綴りの191ページでございます。右上に「中学校分」と記載しています学校図書費の資料でございます。よろしいでしょうか。訂正箇所につきましては、右側、平成19年度の右から3列目、寄付冊数欄の2列目、飯塚第二中学校の「808」を「13」に、同列の合計欄、「1399」を「604」に、また、一番右の列の現有冊数欄の2行目でございます。同じく第二中学校の欄の「7521」を「6726」、同じく合計欄の「99859」を「109064」をお願いいたします。申し訳ございません。

お答えいたします。確かに、鎮西中学校の百科事典はかなり古い時代のものでございまして、常に内容を更新しなければいけないような百科事典に古いのがあるというのは、遺憾に思っているところでございます。なお、図書の廃棄等につきましては、平成19年度より、各学校を図書司書が一斉に回りまして、総点検を実施している最中でございます。その中で、傷んで利用できなくなった本や、今、議員がおっしゃるような古くなって役に立たなくなったような本は一斉に廃棄し、新年度に向かって整理している最中でございます。当然のことながら、廃棄した分相当は当初予算に計上し、新しい本の更新を行うことにしております。

○ 江口委員

確かに廃棄の冊数を見ても、その部分がうかがい知れるわけです。小学校をみますと、平成19年度に穎田小学校並びに内野小学校、そして高田小学校、この3校は非常に廃棄の冊数が多いわけですね。その分が、今言われた努力の分かと思っております。学校図書館の図書廃棄基準というのが国にはございます。で、種類別の基準で、2年というものに関しては就職なり受験なりというもの、3年の分は学習参考書・技術・実験・時事問題・料理・服飾、5年で地図帳・地史・スポーツ・公害・環境、10年で百科事典・専門辞典・歴史地図帳等、そういった形での国の基準等もございます。ぜひその分きちんと見ながら、その部分をやっていただきたい。それがやはりこれからの学力を支える部分にもなるかと思えます。百科事典をこれから先も図書の形で、本というような形で、書籍というふうな形で揃えるのかどうかに関しては、ネット等もございますので、そういった部分を併せて検討していただきたいとお願いをしております。

この学校よりも厳しいのが、保育所なり学童だったりするかと思うわけです。その部分どのような現状なのかお知らせいただけますか。

○ 児童育成課長

資料につきましては提出をさせていただいておりますけど、児童クラブの図書費につきましては、児童クラブ指導員の指導書、それから教育書等の購入を行っております。児童の図書の対応につきましては、小学校の図書の利用をしており、児童クラブでの対応はコミックや雑誌等が中心となっております。需用費の方で対応をさせていただいております。

○ 江口委員

その現状を十分な形かと思っておられるかどうか、お聞かせいただけますか。

○ 児童育成課長

飯塚市におきます児童クラブにつきましては、21の児童クラブのうち18の児童クラブにおきまして図書館や学校図書室より、先ほども申しましたように図書を借りまして、紙芝居も借りまして実施を行っております。その実施の方法といたしましては、指導員や地域のボランティア等による読み聞かせを行っております。今後も保育のカリキュラム等に取り入れまして、全クラブで読書に親しむ環境を作っていきたいと考えております。

○ 江口委員

学校図書館なり、市立の図書館から本を借りてきてやっていただく、それはそれこそ厳しい中で何とかやりくりをしようというふうな表れかと思えます。現場を見に行くと非常に厳しい現状があります。本当に背表紙も取れたり、ボロボロな本がいっぱいありますよね。先日、厚生文教委員会では児童育成課長もご一緒していただいたんですが、恵庭に行かせていただきました。恵庭でそういった部分がどのようにされていたのか、ちょっとご紹介いただけますか。

○ 児童育成課長

私も先ほど言われましたように同行させていただいたわけでございますけど、恵庭市における子どもの読書プランといいますか、ということで、恵庭市の子どもの読書環境整備を目的として、ブックスタート事業や学校図書館で育った子どもたちが、それぞれの年代で誰もが読書活動に親しむことが出来るような環境整備を目指して、赤ちゃんが成人に至るまで読書を通し、図書館それから学校、地域社会が連携して想像力や表現力、さらにコミュニケーションを上手にできる子ども達を育てていくため、読書を通じて子育ての充実が実施されておるといことで大変素晴らしい取組みだというふうに思っております。

○ 江口委員

今お話がありましたように、恵庭はブックスタートの先駆けとなった都市でもあります。そして幼稚園・保育園等を含めた中できちんとやられております。そしてもう一つ特徴があるのが寄附に関して特長があるわけです。飯塚でも小中学校で寄附の冊数はある程度、両方合わせ

ますと1800冊ほど寄附がっております。確か金融機関、信金さんからの寄附等があったものだったと思いますが、恵庭では市民からの寄附があったら、それに同額乗っけて図書整備を図るというふうなこともやっております。厳しい中と思いますが、その点も併せて環境を整えていただけるよう要望してこの質問を終わります。

○ 委員長

次に、保留分以外の質疑を許します。

○ 川上委員

子育て支援の充実については齊藤市長の所信表明の中の重要な位置づけがあるテーマであります。で、本予算書の中では穎田保育所新築事業が2億3,420万円計上されています。これは公立保育所運営検討委員会の答申にもとづく政策の具体化であります。公立保育所については、現在飯塚市は15あるんですが、最近までの当局の答弁でこれを一つ程度にまで減ずるということであります。で、理由はいろいろ言われておるんですが、その中の一つに、本気かと思う理由があります。公立保育所を減らして浮くお金を持って保育の充実にあてるという答弁がこの間ありました。邪道であります。そうであれば、すでに飯塚市では合併前、平成17年度から横田保育所が民営化になっているわけです。4月からですが、それに先立って2月14日の厚生文教委員会で横田保育所の民営化によってですね、平成17年度は収支がどうなるかという試算が出ているんですね。覚えていますか。どうなるかと、民間は7,144万円支出増になると。公立が2,979万7千円の支出減になるという試算なんです。つまり、平成17年度は4,164万3千円市としては財政出動が増えるという試算が厚生文教委員会で出されたんですね。驚かれる方もあるかもしれません。これは、あなた方が出した資料に基づくものです。そうして考えてみると、この平成18年度はどうだったんだろうと。平成19年度はまもなく終わりますが、どういう決算になるんだろうと思うわけです。公立保育所の民営化によって、市の保育に関わる財政出動は本当に減るのかと。減った分を保育の充実に使えるのかという問題が生じているわけです。この辺の検討はされていますか。

○ 保育課長

削減効果の関係なんですけれども、確か厚生文教委員会の中でご説明をしたと思うんですけれども、最終的に人件費等の削減効果を最終的な効果として、例えば鯉田保育所では5,400万円の削減効果はありますよということを申し上げました。それと、単年度につきましては、確か金額は忘れたんですけれども、横田保育所の比較を確かされたと思います。そのときに単年度だけ見たときに4分の1の費用負担というのがどうしても市のほうがいるものですから、その分について1千数百万円の、単年度であれば、そのときは経費としては、いりますよという回答をした覚えがあります。

○ 川上委員

いま鯉田保育所といわれましたね。去年は2月か3月ごろ、新年度を迎えるにあたってあなた方は民営化の検討をするということで公立保育所を民営化した場合いくらお金が浮くかと、削減できるかという試算をしていますね。鯉田保育所以外について試算したかどうかお尋ねいたします。

○ 保育課長

過去の例ですけれども、横田保育所のときに試算をされて6,100万円の効果があるということの報告は聞いているところでございます。

○ 川上委員

今の答弁からわかることは要するにあなた方は鯉田保育所以外の保育所の民営化による財政効果については検討してない。鯉田保育所のみ検討したんですね。違いますか。

○ 保育課長

当然影響のあるところの分についての試算をしているところでございます。

○ 川上委員

今の答弁は鯉田以外のところもしたと思わせるような答弁だけど、実はそうじゃない。鯉田保育所だけやったんです。鯉田保育所だけ影響が出ると考えた。なぜかという、あなた方は最初から鯉田を民営化する第一候補に考えておったからですよ。それで、それはそういうことで指摘しておくんだけど、いずれにしてもね、幻想です。保育所の民営化によってお金が浮く、そのお金によって保育所行政の充実を図ろうというのは幻想です。それで、子どもの子育て充実の財源はどうするのかというふうに思うでしょう、市長も。無駄を削り福祉を充実する。一般論に聞こえるかもしれませんが、これが正論です。それで私は少し考えてみましたよ。総括の2,3,4とのかかわりが出てくる面もありますけど、1億円あったらどんなことができるか。例えば児童クラブ無料化。いくらかかりますか。

○ 児童育成課長

さきほどもご答弁させていただいたかと思えますけど、平成18年度の決算での調定額といいますか、利用料といたしまして4,957万630円、平成19年度の2月末現在でございまして、4,861万6,480円が無料にすればそのまま保護者の負担減という格好になるかと思えます。

○ 川上委員

予算ベースでいってもあなた方は児童クラブの使用料収入を5,391万6千円といったんだから、無料化に必要な財源はこれですよ。だから、約5,400万円くらいで児童クラブの無料化ができるんですね。そういうことでしょうか。じゃあ、簡単ですからすぐ計算してくださいね。保育料の引き下げ。子ども一人あたり5千円引き下げると財源はいくらになりますか。

子どもが平成19年4月1日現在で2,904人措置しているんですね。ですから、5千円かけたらいいじゃないですか。つまり、1,452万円あったら子ども一人あたり5千円引き下げられる。大雑把ですよ。だから子ども二人おられるところは1万円の引き下げ、3人のところは1万5千円の引き下げということになるわけです。財源の大雑把に言えばですよ。これでいくらですか。まだ1億円にはならないですよ。それで、子どもの医療費の無料化。市長が今度相当努力されて拡充されたんだけど、これをさらに小学校6年生までさらに拡充するとすればその分はいくらになりますか。

○ 健康増進課長

1億1,990万2千円でございまして。

○ 委員長

すみません、もう一度答弁をお願いします。

○ 健康増進課長

小学校6年生まで拡充した場合、1億1,990万2千円でございまして。

○ 川上委員

1億2,000万円ですね。かなりいい数字ですよ。後で言いますが。じゃあ、35人学級、これも市長が力を入れられたわけだけれども、これを小学校3年までやなくて、6年生までしたらいくらになりますか。

○ 学校教育課長

35人以下学級を小学校6年生までしますと、11校25学級必要ですので、一人あたりに約500万円の人件費等がかかります。したがって、25学級ですので、1億2,500万円ほどかかるかと思えます。

○ 川上委員

また1億2,000万円ということなんですけれどもね。じゃあ、さっき1億円と言ったから

超えとるやないかと市長は思われるかもしれませんが、私1億円くらい出てこないかと考えたんです。それは共産党の考え方だろうといわれるところもあるかもしれませんが、市長、聞いてください。まず、部落解放同盟と同和会の補助金を国もやめているし、不透明部分が大変多い。それで、今年度はカットするというにすれば5,108万円ですよ。それから、今後明らかにしますけれども、NPO人権ネットいづかへの委託金2,900万円。これも支出必要ないと私は思うんです。それから、企業立地促進補助金新要綱による増加分。旧要綱の分はまあいいとして、新要綱によるプラス分。これを手元の計算では1,059万円くらいです。1千万円くらい、だいたい。これに意見が分かれるといわれると思いますが、名古屋事務所まで行かないで飯塚を根拠地にして活動すれば1,200万円浮きますよ。さらに観光協会の人件費分の補助金、373万9千円でしょう。もぐり橋、市負担分が1,900万円あります。これあわせると1億2,567万円になるんですよ。なかなかいい数字でしょう。だから、子どもの影響になる保育所の民営化を進めて一つぐらいまでにしてね、そしてその浮くだろうお金で保育の充実とか子育て支援というのは本当におかしいんですよ。だから、今言ったような見解が違うところもあると思いますが、いくらあればこういうことができるのかという発想で考え直してもらえないかと思うんですよ。市長どうですか。

○ 財務部長

いまの財源まで捻出していただきまたけれども、基本的には市長も今回の予算の所信表明もあっていますように、子育て支援とか教育の一部重点配分いたしております。おそらく今言われた中で市長の気持ちとしては、おそらく何点かはそういうサービスを重視する点には、おそらくそういう気持ちは持ってあろうと思います。ただ、いかんせん市の予算というのはそのへんはいろいろ考え方は分かれるでしょうけれども、いま行革の最中でありまして、新年度予算で我慢していただいた部分もございます。ただ、方向性としては市長もそういう気持ちを、してやりたいなという気持ちを持ってあろうと思います。ただやはり事業の優先順位とかですね、いろんな諸々もございまして限られた予算をいかに効率的に配分するかというやはり大前提がございまして、それがいまして、それに伴ってやはりもちろん言われるとおりに経費の節減、これは今以上にきちっとやっていかないといけないというふうに思っておりますけれども、今後ともそれが一つでも二つでも実現できるように行革しながら頑張っていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

基本的には経費もありますけど、補助金にメスを入れないといけないでしょうね。この質問を終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

少人数学級です。一部省略しながら質問しましょう。35人学級。実施されるわけですがけれども、小学校3年生まで。いろんな検討をされたと思うんですね。ちょっと抽象的になりますけれども、どの辺に一番力を入れたのかというようなことをお尋ねします。

○ 学校教育課長

一番どこに力を入れたかというところでもございますけれども、これは小学校低学年時代の教育のあり方がですね、小学校高学年あるいは中学校まで影響してくるといったそういう研究結果も多数出されております。従いまして、少人数学級での指導が基本的な生活習慣の確立だとか学習規律の育成に結びつくのではないかと考えております。従いまして、現在福岡県教育委員会が学級編制基準としましては通常学級、40人一学級ということで行っておりますので、飯塚市教育委員会といたしましては小学校1年生から3年生までの学年において、35人以下

学級に編制し、市任用の教員を配置することによりまして小学校低学年のときから落ち着いた学習環境の中で充実した教育活動を推進し、基礎基本の定着を図ることで教育水準の向上を目指すことをねらって今回こういう事業を計画しております。

○ 川上委員

そこで、この少人数学級、35人学級という点について言えばですね、颯田の皆さんの長年にわたる努力がこういったことに一部反映しただろうと思うわけです。ところが、肝心の颯田についてはなかなか地域の方が思われるとおりにならなかった、今度の予算ではね。それで、4千近い署名が寄せられたんだけど、この署名に答える道は考えてないのかどうかお尋ねします。

○ 学校教育課長

署名につきましては教育委員会といたしましても非常に重く受け止めているところでございます。ただし、次年度颯田小学校の学級数の学級の人数でございまして、本年までやってきています学級編制が24人以下学級で展開してきたわけです。これが次年度、つまり平成20年度4月以降の颯田小学校の学級数を見ますと、まず1年生が20名と21名の2学級でございまして。それから2年生が25名と26名の2学級。3年生だけが31名と32名の2学級、4年生が26名ずつの2学級でございまして。5年生も29名と30名の2学級、6年生が24名ずつの2学級となっております、だいたい例年颯田が行ってございました24人以下学級、ほぼその児童数で行えるようになっております。

○ 川上委員

そうしますと、一番急がないといけないのは3年生と5年生ですね。3年生と5年生に1人ずつ教員を配置して加えて2年と4年生に1人ずつ配置すれば24人以下が実現できますね。そういう計算になりますでしょう。だから、颯田はいまからでも努力して教員を4人配置すれば4千の署名に一部答えることができるわけです。率直に申しますけど、この4千の署名についてね、市の幹部の中で13万4千人の市民の中で4千しか署名が集っていないと言った幹部がおるんですね。とんでもない認識だと思うんです。教育委員会を重く受け止めているといわれておりますので、その立場を尊重したいと思います。市長、どうですか、4人ここで配置できませんか。そうすると颯田の思いは実現、かなりの部分することになるわけですよ。どうでしょうか。

○ 教育部長

4千の署名を集められて市長に出されたわけでございますけれども、署名者と懇談いたしました折、飯塚市の今後の考え方というところで説明した折に説明を十分納得はされたんですけども、やはり颯田だけはという思いが非常に強かったというところでございまして。現在飯塚市としましては先ほどから課長が答弁しておりますように1年生から3年生の低学年、学力の向上といいますか、35人以下学級というところで編制をしておりますので、なにとぞ十分ご理解のほどをお願いしたいと思っております。

○ 川上委員

颯田はですね、PTAのみなさんお話を聞きますとね、半差別闘争だとか狭山闘争だとかいって、一方でそういう状況がある。地域の問題もあったでしょう、教育力の問題も。そういう解放教育が強力に進められる中で学校荒廃状態というのがあったわけです。因果関係はそれぞれにあるかもしれませんが、それをどうにかしないといけないという地域の方たちの本当に大変な努力の中でこの少人数学級とキャリア教育と英語科教育にたどり着いたわけでしょう。だから、颯田だけはというわがまま言っている、エゴを言っているように聞こえるんだけど、歴史があるわけですよ、それぞれの合併前からの自治体の。それを最大限尊重しなければならんと思うわけですね。それと颯田以外にも小学校1年生、2年生、あるいは中学校1年生のところ、

大人数級になっているところがあると思うんですよ。それらについてはピックアップしてしまからでも教員を配置してなんとか少人数にするように努力してもらいたいということを述べてこの質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 20 : 26

再 開 20 : 35

委員会を再開いたします。引き続き川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

総括の3点目です。企業誘致について伺います。今回企業誘致について誘致促進の補助金を出すようにしたんですが、その新要綱を制定した目的をお尋ねいたします。

○ 産学振興課長

昨日の質問でもお答えいたしておりましたが、昨年の12月に新しい要綱を改正させていただきました。その目的であります。平成13年の石炭六法の失効に伴いまして、本市におきましては飯塚市工業誘致条例を廃止いたしまして、平成13年に改正いたしました現行の飯塚市企業立地促進補助金交付要綱をもって企業立地の促進を図ってきたところであります。一方で平成15年2月に福岡県が北部九州自動車100万台生産拠点推進構想を掲げて以降、本件の企業立地を取り巻く環境は激変しております。すでにトヨタ自動車九州が立地をしております筑豊地域にとりましては、今後企業誘致、とりわけ自動車関連企業の誘致を推し進めていく上でまたとない機会に直面している状況というふうに判断いたしております。また、現在自動車メーカー及び一時サプライヤー各社がこぞって磁場調達の工場に努めていることを勘案すれば、しばらくこうした状況が継続するものというふうに考えております。そこで今回現行の飯塚市企業立地促進補助金交付要綱が本市へ立地を検討している企業さんに対しましてよりインセンティブを付与するものとなるよう近隣市町の状況をふまえてその全部を改正したものであります。

○ 川上委員

端的に聞いていくようにしましょうね。先日はこの新要綱を制定したのはスギヤマプラスチックのためではないかとお聞きいたしましたね。そんなことはないというふうに否定をされたわけです。スギヤマプラスチックはいま補助金申請をしておるんですか。

○ 産学振興課長

申請はまだしておりません。

○ 川上委員

議員は全員持っていますけど、平成20年度予算資料の11ページにこう書いてあるんですよ。上から4行目、5行目に書いてあるんですよ。企業立地促進補助金、新要綱分（平成20年1月2日以降）と。スギヤマプラスチックと名前が書いてあるんですよ。補助金申請していない企業の名前をここに書いて議員に配布しているんです。これはスギヤマプラスチックのために出しているということと同じ意味ではないんですか。お尋ねします。

○ 産学振興課長

ご指摘の予算概要につきましては確かにスギヤマプラスチック株式会社へ新要綱に基づき補助金1,500万円何がしを出すということを出しております。予算要求につきましては旧要綱分を12社分ほど述べでありますけれども計上させていただいておりますが、これにつきましてもまだ補助金の申請は受け付けておりません。いわゆる新要綱を本年の1月2日に施行するとすれば、すでに現在創業されております新しい企業さんで要綱に該当すると思われる会社はこのスギヤマプラスチック、現在のところ1社であります。予算要求の時点で新要綱の対象と

して補助金を交付申請されるであろう企業さんに対する補助金の額を推測、予測しながら予算計上させていただいたものであります。

○ 川上委員

すばらしい特別扱いじゃないですか。どう思いますか。

○ 産学振興課長

補助金の交付につきましてはご承知のとおり申請主義ということになっておりますが、その補助金の予算を支出するにあたりましては予算を担当課として確保する必要があります。こうした補助金につきましてはいわゆる金額も高額なものになってまいりますので、当初予算の段階からこうした補助金を見越して計上させていただいている次第であります。

○ 川上委員

市長、こういうことが担当課長だけでできないでしょう。市長の判断でこういう指示をしたんじゃないんですか。

○ 経済部長

先ほどから課長が答弁いたしておりますように、予算要求の際には書いてあると思いますけど、既存の企業の名前も書いてあります、旧要綱分で。これも先ほど課長が言いますように申請はしておりません。ただ、現在要綱を改正して新要綱に該当するだろうと思われるのが進出してきているスギヤマプラスチックだけでございますので、そこに数えさえていただいております。別に他意はございません。

○ 川上委員

他意はあるに決まっているじゃないですか。あなた方は例えば中小企業融資資金だって納税証明がないからといって申請もさせないんですよ。させないでしょう。納税証明がなかったら。「ご理解ください」と私に言ったじゃないですか。私は、「私に言わないで保証協会に言ってください」と言ったでしょう。あなた方は申請もしてないのにここで明確に書いているじゃないですか。1,577万千円あげますと。申請しなさいという意味でしょう。申請すればお金をやるという意味でしょう。違うんですか。申請してもお金をやらないんですか。やるでしょう。特別扱いじゃないですか。ルール違反じゃないんですか。

○ 経済部長

既存の企業もそのような感じでとらえてあるんですか、その上の段です。必ずその人の、申請すればやるというんじゃなくて見込まれる分を予算で計上いたしておりますので、そういう書き方をしております。別に他意はございません。

○ 川上委員

あのね、既存の分はまだ聞いてないんです。スギヤマのことを聞いているんですよ。既存の事とかごまかしが聞くとお思いますか、こんなにはっきりしているのに。齊藤市長おかしいと思いませんか。こういうのがね、課長とか部長で決裁できるんですか。

○ 市長

私市長になってトップセールスという流れの中でこの地域に企業を誘致するときによその地域と何か差別できることがあるのかと、そういう形で問い合わせをした流れのなかで、それならやはり新しい誘致に対する優遇措置等を考えないかではないかということと、あと、この地域になぜ飯塚がいいのかというパンフレットも作れという指示はしています。私自身が営業に行ったときに「こういうところがいい」、「こういうところをどうしよう」というような、よそと違いますよというやっぱり表現もしたいし、そういう意識を持って営業していきたいという気持ちもあったものですから、私は早くこの新要綱について作れという指示は私のほうがさせていただきました。

○ 川上委員

ぜんぜん答弁になっていないわけですよ。だから、確認しますよ。申請もしていないのにね、予算資料であなた方がやりたい企業の名前を書いていると。おかしくないかということやないですか。

○ 市長

対象者がスギヤマさんの名前をここに書いていますけど、それ以外に何社か進出予定があるわけですし、それもこの予算の中で入っているのかな、入っていないかな、これはスギヤマさんだけの分だけかな、そういう形でまだ未定の部分が、確定ですので、他のところは当然出てくるんじゃないかと思えますけれども、一応この数字で上がって、何もスギヤマということではないと私は認識しております。

○ 川上委員

ことの重大さがわかってないんですね。私が心配しているのは、こういうやり方をずっとやっていくのかということをお心配しているんです。大分のキャノンみたいなことにならないかっていう心配をしているわけじゃないですか。だからね、ここで居直るんじゃなくて、どうしてこんなことをしてしまったのかという反省をするところなんですよ。さっき言ったでしょう。中小企業の貸付との関係でもね。あなた方はね、苦しんでいる中小企業、お金がなくて税金も納められない、消費税も納めきれない、たくさんありますよ。借金して消費税を払っているんですよ。払っているところはね、多いですよ。そういうところのこととかどんなふうを考えているかと思うんですよ。何か答弁したいことがあるならしてください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 20 : 46

再 開 20 : 48

委員会を再開いたします。

○ 経済部長

別に答弁することはございません。

○ 川上委員

私はいまずっとしてきたように、明らかに特別扱いをしていると。なぜ特別扱いをするのか知りたかったわけけれども、すでに特別扱いをしていないという言い方なので、市民の目から見たら非常に異常だという指摘をして質問を続けましょうね。

そこで、鯉田工業団地。あれから何日かたちましたけど、契約は済みましたか。

○ 企画調整部長

先日の予算特別委員会で答弁しましたようにいま鋭意努力を重ねているところでございます。

○ 川上委員

どこをつめておるのか聞かせてください。一年以上もかかってつめていているところ。なにをつめていているんですか。

○ 企画調整部長

1年がかりもかけていません。つい最近、確定測量終わりました、地積が確定しましたので、その後契約の内容について討議を進めているところでございます。

○ 川上委員

非常に不透明だ。きわめて不透明。スギヤマプラスチックといい、土地取得が1年4ヶ月も進まない、予算計上からね、きわめて不透明だというような指摘をしておきます。企業誘致の最後なんです、情報提供サービスセンター、幸袋のリサーチパークの。私はコールセンターというのはいろいろ考えてみましたが、本来地元の雇用にとっては貢献できる発想ではなかったかと思うんですよ。それで、事業としては成功を期待したわけです。で、裏切られた分け

ですけれども、今誘致できない進まない後継の企業の誘致が進まない。何が問題ですか。

○ 経済部長

今現在企業さんと交渉させていただいております。そのなかで企業さんと一番ネックになっているのは、やはりコールセンター、雇用人数が多いからですね、どうしてもこの地域にそれだけの雇用が見込めるかというようなことで最終的な段階でそういう話し合いをさせていただいております。

○ 川上委員

コールセンターというのは場所はどこでもいいんでしょう。電話で、あるいはインターネットで仕事するんだから。これはテレビで見ましたよ。インドでね、世界中に電話かけているんですね、インドから。そんなこともできるんですよ。時間がないので寄り道は今日は避けましょけどもね。だから、それは障害にならないと思うんですよ。なぜ企業がそこに来たがらないのかというと、これは私が推測するんですけど、ラ・メルシーズでしょう。リプロックスでしょう。二つの会社がもう直前になってやめてみたり、仕事を始めてすぐやめてみたり。一体これはどこかに問題があるんじゃないかと、担当部長としては考えないかん。よそ事みたいな天災にあったような気分じゃダメだと思うんですよ。やっぱりね、何か問題があるわけですよ。そこを考えてみませんか。

○ 経済部長

確かにメルシーズの場合は雇用金額というんですか、条件面がなかなか折り合わなかったという面。それからリプロックスにつきましては条件面では合いましたけれども、企業のほうが途中で資金繰りがうまくいかなくなってやめたということについては以前の委員会でも申しましたように十分反省しながら次の企業誘致に取り組んでいるところでございます。ただ、さきほど雇用はあんまり問題がないといわれましたけど、雇用は300人、500人というような雇用になりますので、最低でもですね。そういう意味ではこの地域に一つは自動車関連産業でたくさん女性も男性も含めて雇用の創出が出ております。そういうなかでコールセンター業務をやっていく人が集まるかというような心配をさせているのは事実でございます。

○ 川見委員

私は地元の年配の方もおられるでしょうけど、若い人たちが仕事を求めていっぱいいるじゃないですか。北九州、福岡、そこでどういう仕事をしているかということ、正職につける方は少なく、パートとかフリーターとか派遣とかうまく行って月収が11万とか12万円ですよ。結婚も展望できない、そういう方々からあなた方は税金を差し押さえてみたりしているわけですよ。ちょっと脱線しましたが、私は仕事を求める方はたくさんいるので、企業が本気になれば、本気になってもらえるようなことをすれば、進出は可能じゃないかというふうに思います。質問を終わろうと思いますけど、答弁がありますか。

(発言するものあり)

じゃあ、この質問を終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

幸袋周辺地区の旧伊藤邸を中心とするまちづくり交付金事業について二、三お尋ねをいたします。この事業については、市の様々な分野の事業が一つにまとまった形で進んでいるわけですが、とりあえず概要と進捗の状況をお尋ねいたします。

○ 商工観光課長

まず答弁に入ります前に大変失礼でございますけれども、資料の修正をお願いしたいと思っております。大変申し訳ございません。資料の197ページ、幸袋地区周辺まちづくり事業の概

要と進捗状況ですけれども、下の方の表で旧伊藤邸購入補修工事の平成19年度までの進捗状況、ここが「246百万円」ということになっておりますけれども、「249百万円」に修正をお願いしたいと思います。その横の進捗率は「96.9%」、また合計欄でございますけれども、「340百万円」を「343百万円」、進捗率につきましては「51.8」を「52.2」に修正をお願いいたします。

幸袋地区周辺まちづくりの交付金事業につきましては、都市整備再生計画に基づき平成18年度から平成22年度までの5カ年計画で実施をする事業であります。平成18年度から19年度におきましては旧伊藤邸購入、旧伊藤邸補修、目尾横田線歩道補修、観光案内版や誘導サイン設置、旧伊藤邸前の本町2号線道路舗装、街灯設備設計委託、留学生外国人研究者環境整備活動推進事業として研修会や外国人ガイドブックの作成を行っております。平成20年度から22年度までは遠賀川もぐり橋設置、旧伊藤邸前の本町2号線道路舗装、街灯整備工事、幸袋十玉排水機場新設、旧伊藤邸庭園調査、基本計画策定、活動推進事業としてイベントや研修会の開催を予定しております。進捗状況につきましては、先ほど修正をいただきましたけれども、平成19年度末までの当初計画に対する進捗率は52.2%であります。

○ 川上委員

当初の総事業費が6億5,700万円とあわせてなっておるんですが、事業ごとにまちづくり交付金の言動が違うんですね、これは。それで非常にわかりにくいんですが、総括表として国・県の支出、市の支出、そして借金、こういうふうに見るとどういふふうになりますか、財源は。

○ 商工観光課長

先ほどの数字は当初計画でございましたけれども、平成18年度、平成19年度の契約、それから事業の見直しなどを行いまして、現在想定されます事業費の総額が5億4,800万円あります。このうち、40%のまちづくり交付金が2億1,800万円、宝くじ助成金が9,970万円、残りの2億3,030万円を起債と一般財源で負担をするわけであります。想定されます起債額が1億8,990万円で、起債に対する利子が利率年2%、10年間償還のうち1年据え置きで計算いたしますと、元金と利子とあわせると、2億1,230万円となります。この起債の元利償還に対する後年度負担として入ってくる交付税が1億1,510万円を想定しております。以上のことから、飯塚市が実際負担する金額は利子も含めた総事業費5億7,040万円の約24%、1億3,760万円となります。

○ 川上委員

1億3,700万円ということなんですが、地方交付税で手当てするという1億1,800万円というのはもう来ないですね。来てもわからない。交付税そのものが減っていくんですからね。ですから、5億7千万円のうち2億何千万円というのは飯塚市民の負担になるということをお見えておく必要があるだろうと思うわけです。そうした中で例えば伊藤邸前までつながっていく景観道路だとか、2,090万円、これは十分の一ということのようですから、国負担が。市負担は1,800万円になるんですかね。こういうことについては、よくよく考えなければならぬと思います。いまからでも再検討できると思うんですが、いかがでしょうか。

○ 商工観光課長

伊藤邸前の道路につきましては、大変形状がいびつで地域住民の方たちも苦慮されておりますし、観光客の方も苦慮されておりますことから、この道路につきましては計画変更ということは考えておりません。

○ 委員長

引き続き川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

人権同和教育についてお尋ねをいたします。人権同和教育費、6,471万5千円と巨額の子

算が計上されているわけです。それで、まずどうしてこんなに巨額の予算がこの分野で計上されるのかと思うんです。総合計画ではどういう位置づけになっていますか。

○ 人権同和教育課長

第1次飯塚市総合計画の中で第1篇の序論では、第4章飯塚市の主要課題の3番目に第2編の基本構想では第4章施策の大綱の1に、第3篇の基本計画では第1章にうたわれています。

○ 川上委員

この、巨額ですよ、6,471万5千円のうち大半を占めるのが人権同和啓発事業委託料2,904万3千円です。44.9%、45%があるわけです。これは2,900万円とって良いと思うんですが、これはどこに委託するつもりですか。

○ 人権同和教育課長

特定非営利法人NPO人権ネットいづかでございます。

○ 川上委員

これは部落解放同盟飯塚市協議会が肝煎で組織したNPOですね。それで、新年度はここに委託してどういう事業をしてもらおうと思っているんですか。

○ 人権同和教育課長

昨年同様ではございますけれども、自治会、サークル等の研修、企業研修、それから前年度実績でございますけれども、平成19年度におきましては2回、コスモスコモンや立岩会館で著名な人権教育に関する講師をお招きして講演会をやっていただいております。

○ 川上委員

それが随契なんですかどうして随契なんですか。

○ 人権同和教育課長

地方自治法施行例第167条の2、第1項第2号により随意契約をするものであります。

○ 川上委員

意味がわかりませんね。このNPOの定款とか読んでみると、先ほどあなた方が答弁された事業計画はこのNPOが委託を受けようが受けるまいが自分たちがやるといっている事業ですよ。この定款を見るとね。だから、自分たちでやるといっている事業に委託料を3,000万円を渡すようなふうにも見えるわけです。委託料2,900万円ですが、これは金額はどうやってはじき出しているんですか。

○ 人権同和教育課長

まず、賃金でございますけれども、8名分の賃金2,248万3,504円、共済費310万8,904円、消耗品等諸経費が96万円、事業費といたしまして110万6,774円、消費税が138万2,959円で合計2,904万2,141円になっております。

○ 川上委員

今のお話聞きますと、人件費関係が88.2%ですよ。このNPOの形としてはこのNPOが自分たちでやると決めている事業を税金をつぎ込んで頑張んなさいと言っているのと同じですね。この頑張んなさいの中身はですね、88%人件費を持ってやるという8名分の人件費を持ってやるということですね。それで、事務所はどこですか。

○ 人権同和教育課長

先ほどから何度か出てきてまいっております労働会館の2階、正式事務所の住所地は福岡県飯塚市新飯塚24番3号となっております。

○ 川上委員

このNPO人権ネット飯塚は何に基づいて飯塚市の集会所に入居しているんですか。

○ 人権同和教育課長

人権同和教育課は建物等施設を持っておりません。労働会館の2階部分の使用といたしますか、

貸借契約については1階2階部分を所管しておる担当課のほうで契約をされていると承知しております。

○ 人権同和推進課長

いま議員ご質問の件なんですけれども、新飯塚24の3、俗に私たちは飯塚労働会館と言っておりますけど、いま3階、4階部分を飯塚市労働会館ということで、1,2階部分は飯塚市集会所とっております。これにつきましては昨日も答弁いたしましたけど、昭和45年7月議会において普通財産として部落解放同盟嘉飯地区協議会に嘉飯地区集会所として財産の無償貸付について昭和45年7月13日付で議決を受けて期間を使用目的の用に供する期間ということで使用貸借契約を結んでおります。ただし、集会所の建設に関しては旧飯塚市、旧嘉穂町、嘉穂郡8町、それと同和对策局からの補助金を利用して建設した関係上、同和对策局のほうから集会所条例を制定するように指導がっております。それに従いまして昭和57年3月に飯塚市集会所及び生活館に関する条例を制定し、その時点で行政財産になっております。しかしまだ現在まで普通財産のまま契約を結んでいたというのが現状でございます。今後は是正をいたしまして飯塚市公有財産管理規則第19条行政財産の使用許可により行政財産の目的外使用の許可として対応していきたいと考えております。

○ 川上委員

今聞いているのは部落解放同盟飯塚市協議会のことではないんですよ。NPO人権ネットいづかの事を聞いているんです。人権ネットいづかはどうしてここに入居しておるのかと来ているんですよ。何に基づいておるのかと。

○ 人権同和推進課長

いま申しましたけど、普通財産の考えのままで契約書で結んでおりました。

○ 川上委員

NPOと契約書を交わしておるんですか。

○ 人権同和推進課長

人権ネットいづかと契約書を結んでおります。

○ 川上委員

手元に資料がありますか。

○ 人権同和推進課長

いま手元に資料は持っておりますけど。

○ 川上委員

それは契約書ですか。

○ 人権同和推進課長

契約書でございます。

○ 川上委員

別の機会に資料をもらいましょう。それで、今の答弁だとルール違反をあなた方は犯しているわけですね。そのNPOとの関係で。そういうことになりますね。

○ 企画調整部長

ルール違反というよりも、まず先ほど課長が答弁しましたように、昭和45年に議会の議決を受けてそして使用貸借契約書を結んでそしてずっと貸してきているという経緯がございます。しかしながら昭和54年に集会所及び生活館に関する条例を設置しまして行政財産という位置づけを設けております。この時点で普通財産から行政財産へ用途変更になった時点でこれを目的外使用、公の施設の目的外使用という形で許可を与えないといけなかったんですが、そこらあたりでちょっとした事務手続きの変更がなされなかったということで今後は事務手続きの変更に行っていくということでございます。

○ 川上委員

改める必要ないじゃないですか。退去してもらえば良いじゃないですか。どうしてかという
と、集会所条例に書いてありますよ。住民の生活文化の向上及び福祉の増進に寄与するために
修繕書及び生活館を設置すると。これにみんなが地域の方を含めて、みんなが使えるようにす
るべきですよ。ああいう市役所も近いし病院も近いしみんな便利の良いところですよ。それを
特定団体に何年前からですか、昭和45年からですからね、半世紀ですよ、半世紀にわたって
貸しているわけでしょう。そして何がしかわからないけれどもルール違反を犯しながら今度N
POにも貸していると。これは条例に基づいて基本的に退去を求めるべきじゃないですか。ど
うですか。

○ 企画調整部長

行政財産の目的外使用許可の中で運動団体、及び人権ネットのほうに貸していくという形を
とらせていただきます。

○ 川上委員

そういう特別扱いは市民の目から見たらきわめて異常ですよ。ずっと異常続きですよ。それ
から人権同和教育研究協議会補助金583万9千円というのがありますね。内訳をお尋ねいた
します。

○ 人権同和教育課長

平成20年度予算の根拠でございますけれども、合併当時1市4町各市同研、町同研がござ
いました。そのときに各町ごとに予算計上していたものを合併におきまして平成18年7月に
設立をしたわけでございますけれども、そのときの持ち寄った合計金額が811万千円だった
と記憶いたしております。その後、平成19年度におきまして行財政改革等もありまして20%
の削減、さらには本年度10%の削減をいたしております。

○ 川上委員

基準としては例えば人件費とか人件費分だとか備品代分とかそういうのがあ
るでしょう。そのへんはどうなっていますか。

○ 人権同和教育課長

2007年度の3月ですからまだ決算は終わっていませんが、予算書でいきますと旅費が約
500万円、消耗品等が約120万円、それから借上げ料等が約18万円、それから事業費が
95万円となっています。市からの補助金以外に個人会員、また企業会員から年会費を徴収
いたしておりますので、合計金額は補助金以上になると思います。

○ 川上委員

市の補助金は大体何に充てられているんですか。旅費と借上げ料、今言われたのに充てられ
ているという意味ですか。

○ 人権同和教育課長

主なものがそういう内容になっております。

○ 川上委員

旅費はすごいですね。桂川町の一つの担当課より多いですよ。中身を見たことがありますか。
500万円の旅費。

○ 人権同和教育課長

平成19年度はまだ決算前ということで平成18年度市同研活動概要から申し上げます。一
番大きいのは福岡県人権同和教育研究大会、これは平成18年10月にあっているわけですが
けれども、田川であっております、137名が参加しております。これは参加費が41万千円、
一番大きいのは全国人権同和教育研究大会、これは平成18年12月にあっております。これ
は松山市です。36名が参加しております。金額は197万640円。もろもろこの平成18

年度が11回ほど研究大会、また研修会等に参加をされております。参加人員の延べ人員が585名になっております。

○ 川上委員

この団体の基本的に企画参加費、交通費が旅費になっているわけですね、今の話だと。何パーセントですか。500万円割る——80何パーセントですよ。どうしてこんなのに飯塚市がお金を出さないといけないんですか、税金から。

○ 人権同和教育課長

長くなってよろしいでしょうか。まず補助金を出す根拠でございます。人権同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題であること、同和問題を解決することは国及び地方公共団体の責務であり、国民的課題であることをご承知のことと存じます。この責務を果たす上でとりわけ教育の果たす役割はきわめて大きく、すべての人権同和问题解決の基礎をなすものであります。人権同和教育は人権尊重の精神に徹し、真に差別をなくしていく医師と実践力をもった人間形成を目指すものであります。この人権同和教育を充実発展させるため、旧市町では同対審答申の趣旨に基づきまして人権同和教育基本指針を策定し、部落解放の意欲に満ちた実践力に富む多くの人材の育成に努めると共に、人権同和教育研究団体への助成、並びに人権同和教育推進組織の確立を図ってまいりました。本市といたしましては、平成15年に制定されました福岡県人権教育啓発基本指針や飯塚市人権同和教育研究団体等補助金交付要綱に基づきまして広く市民に人権意識の高揚を図る人権教育の人材の育成を行うため、人権同和教育研究団体への補助を行うものであります。

○ 川上委員

これは任意の自主的団体でしょう。そこの活動費の大半を税金でまかなおうというのはおかしいね。と思いますよ。しかも内容的に見たら参加費、動員費ですよ。とんでもない話だと思いますね。自主的団体なら自分たちできちんとお金を出していけばいいじゃないですか。必要なら募金活動とか何でもしたらいいでしょう。こういうのを税金丸抱えに近いですよ。これはおかしいと思いますね。それから、次に社会人権同和教育担当者協議会負担金10万円というのがあります。これはどういう団体でどういう活動をしておられるのかお尋ねいたします。簡潔にお願いします。

○ 人権同和教育課長

簡潔ということがございましたので、この担当者会は合併前より長年活動をおこなっている会であり、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町は生活圈を同一としており、このエリアでの人権教育啓発の方向性とその手法、及び意思の統一、情報の共有が必要であると考えており、2市1町によります社会人権同和担当者会を組織いたしております。

○ 川上委員

その名前前のパンフレットがあるんですよ。「新しき明日をつくる 育てよう一人ひとりの人権意識」。私はここを見ただけで違和感を感じるわけです。嘉麻、飯塚、桂川地区社会人権同和教育啓発担当者会という名前ですよ。あまり聞かないでしょう、担当者会とか。協議会でもないんですよ。それで、これは飯塚市でもう配布が始まったんですね。何部作っていくらかかっていますか。

○ 人権同和教育課長

一部あたり単価が23円75銭だったと思います。飯塚市発注分が4万8,500部、ざっと計算して116万円ほどかかっていると思います。

○ 川上委員

それでですね、これ私指摘したことがあるんです。狭山闘争がこれに載っている。10ページに差別をなくす山都地区集会の模様が書いてあるんです。これはどういう状況、中身か聞き

ましようか。お尋ねします。

○ 人権同和教育課長

2市1町の合議制で作成されたパンフレットと申しますか、「新しき明日をつくる」でございます。ここに掲載しております写真につきましても2市1町の社会人権同和担当者会の中で編集されておりますので、この写真を掲載しております。

○ 川上委員

集会は5月26日に開かれているんだけど、集会の名称は5.23差別をなくす山都地区集会というんですね。5.23というのは何の日かということ、部落解放同盟が狭山裁判闘争の重要な日という位置づけを全国的にやっているやつですよ。その集会です。裁判批判の集会です。それをね、飯塚市が税金を出して全市民全戸に配らないといけないのかということなんです。そこで、今お話だとこれについて2市1町でどういう議論をして飯塚市が同意を与えたのかどうかお尋ねします。

○ 人権同和教育課長

あくまで2市1町の社会人権担当者会は直轄、例えば人権同和教育課の飯塚市でいきますと職員も行っておりますけれども、別組織だと認識をいたしております。しかしながら、この編集にあたりまして飯塚市の担当者のほうがこのような写真掲載でということで1回目持ってきておりました。その中にはこれは掲載が無理なんじゃないかなという部分もございましたので、飯塚市教育委員会として一度は訂正をさせていただいた部分がございます。その後につきましてはあくまでも飯塚市教育委員会がごねると申しますか、つっぱっても、あくまで2市1町の合議制で会議の上で決定された内容でございますので、そこまでは介入できないと申しますか、このような冊子になっております。

○ 川上委員

もともとこの担当者協議会とかいうのは何にも法に基づかないで作っているものですね。だから、税金をここに投入するのはおかしいと私は思うんです。しかも、「飯塚市がちょっと待て」というのに他の1市1町が多数でいこうというようなことを繰り返すのであれば私はここは飯塚市は脱退させてもらおうと。もちろん負担金も出さないし、飯塚市独自のものの考え方で進めるという必要があるんじゃないですか。その狭山裁判批判闘争を飯塚市としてやるわけにはいかんでしょう。どうですか。

○ 人権同和教育課長

会の脱退等につきましては今後の検討かもしれませんが、教育事務所が筑豊教育事務所の中に社同担の事務所を構えております。今年1月になりまして私共のほうでまず社同担の組織の見直し、それから会費、会費と申しますか負担金等の見直し等も検討していただけないかということで筑豊教育事務所のほうには申し入れをいたしております。

○ 川上委員

この質問は終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

飯塚市が補助金を出している団体がいくつあるのか、その中でもっとも大きな補助額を受けているのはどこののか、3つぐらい聞かせてください。

○ 財政課長

すみません、急に質問されてちょっと把握しておりません。

○ 川上委員

もっとも大きな補助額をもらっているところがわからないんですね、財政課長が。わかりま

せんか。

○ 財政課長

すみません、つぶさに言われまして、把握いたしておりません。

○ 川上委員

そんなわけではないでしょうも。あなた財政課長で全部ヒアリングでチェックしてこれは良い、悪いと知っているわけでしょう。本当にわからないんですか。

○ 財政課長

資料を今持ち合わせておりませんので即座に回答はできません。

○ 川上委員

それで選挙で団体の意思決定を行っている補助金を受けている団体がいくつありますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 21:32

再 開 21:32

委員会を再開します。

○ 川上委員

補助金を受け取っている団体で、飯塚市から、選挙活動をしているところはどれぐらいあるかと聞いたんです。

○ 財政課長

すみません、把握いたしておりません。

○ 川上委員

事務所を選挙活動のセンターにしている補助金団体がどのくらいあるかわからないんでしょうか。

○ 財政課長

それも把握いたしておりません。

○ 川上委員

補助金等の事務事業の範囲、補助金等交付規則第3条というのがありますね、あるでしょう。それに基づいて営利活動とか選挙活動する団体補助金は出せるんですか、どうなってますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 21:38

再 開 21:39

委員会を再開します。

○ 財政課長

営利活動をしているかどうかということはすべて調査しておりませんので把握いたしておりません。

○ 川上委員

そこで部落解放同盟4,737万8千円と、同和会の補助金ありますが、この額の内訳はどうなっていますか。

○ 人権同和推進課長

平成20年度で申しますと、部落解放同盟が4,737万7,500円、同和会が370万1,700円、合計5,107万9,200円でございます。

○ 川上委員

部落解放同盟の補助額はどうやって決まったんですか。

○ 人権同和推進課長

部落解放同盟の補助金の決定につきましては、飯塚市協議会と嘉山地協内の4協議会が今年度いっぱいまで合併し、新飯塚市協というのが立ち上がられます。その内容で事務事業の効率を図るため、検討した結果、4,737万7,500円になりました。

○ 川上委員

昨年と比べて増えたんですか、減ったんですか。

○ 人権同和推進課長

資料の中の77ページあると思いますので、それを見ていただけると、18,19,20ですかね、部落解放同盟補助金、6.5%の減でございます。

○ 川上委員

財政のほうで予算編成を惜しんで1割カット言っているときに6.数%というのはどうかと思うんですが、そこでこの補助金は解放同盟は組織再編するんでしょう。そうするとこの補助金はどこに渡すんですか。

○ 人権同和推進課長

新しくできる飯塚市協議会にお渡しします。

○ 川上委員

そこに一括して渡すんですね。新しい飯塚市協議会事務所はどこになるんですか。

○ 人権同和推進課長

事務所についてはまだ私のほうに連絡はあっておりません。

○ 川上委員

そしたら事務所の維持費がいくらかかるかまだわからないんですね。じゃあ、人件費、専従職員の配置は何人になるんですか。

○ 人権同和推進課長

正式にはわかっておりません。

○ 川上委員

そうすると役員の行動費とか出てますね、過去には。そういうのをあわせると4,737万8千円のうち人件費分はいくらぐらいになると考えて予算を組んだんですか。

○ 人権同和推進課長

いま資料を手持で持ってきておりませんので。

○ 川上委員

予算特別委員会に自分たちが予算計上しておいて内訳も持ってこないはずないでしょうも。縄田さんわからないんですか。

○ 企画調整部長

すみません、私も資料を持ってきてませんでから、申し訳ありません。

○ 川上委員

取りに行ってください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 21:39

再 開 21:45

委員会を再開いたします。

○ 人権同和推進課長

大変申し訳ございません。人件費につきましては総予算の約50%でございます。

○ 川上委員

そういう答弁もあるでしょうけど、後で金額は聞きましょう。それで、その人件費です。この人件費をもらう方たち、行動費として受け取る可能性のある役員ですね。及び、給料を受け取る専従職員、こういう方々はですよ、一定期間にわたって特定政党や特定候補者の選挙活動に従事する場合は補助金団体としては使途の関係でどういう手続きが必要になりますか。お尋ねします。

○ 人権同和推進課長

今の質問について私はわかりません。

○ 川上委員

いいですか、あなた方は4,737万かける、2分の1の人件費を見込んだ予算を計上したわけですよ。その人件費をもらう人たちというのは主に行動費を受け取る役員、それから給料として受け取る専従職員ですよ。何人かまだわからないといいましたね。本当かと思えますよ。わからんでこんなのが組めるわけないでしょ、だいたいね。こういう人たちが一定期間にわたって特定政党や特定候補者の選挙活動に従事することがあります。部落解放同盟の場合はありますね。そうすると、その間は税金で選挙活動したというふうになるとまずいでしょう。だから、この部落解放同盟が専従とか役員を選挙活動に専念させる場合は補助金を使ったらいけないでしょう。だから、補助金団体としてはどういう手続きをとればそういうことができるかと聞いたんですよ。もうちょっと言いましょね。企業などが政治家の秘書給与を負担することは寄付とみなされる可能性がありますよね。いいですか。企業などが政治家の秘書の給与を負担したら寄付とみなされるんですよ。ご存知でしょう。5万円を超える寄付が政治資金規正法にもとづいて政治資金収支報告書に記載しなければならないんですよ。これもご存知でしょう。これと本質は同じです。だから、そういう解放同盟の役員とか専従職員、税金で給料もらっているわけでしょう。行動費まで。そういう方々が選挙活動する場合は税金で選挙活動したといわれたらいけないでしょう。どうしたら良いんですかと聞いているわけです。

○ 企画調整部長

詳しいことは良くわかりません。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 21:50

再 開 21:52

委員会を再開します。

○ 川上委員

重ねて聞きますけれども、税金を元にした行動費を受け取っている役員だとか同じく給料を受け取っている専従職員が一定期間にわたって特定政党特定候補の選挙活動に従事する場合は補助金団体としては市に対してどういうことを手続きが必要ではないのかと思うわけですよ。税金で生活している人が補助金団体の幹部が特定政党特定候補の選挙活動をじゃんじゃんやっついていか、ちゅうわけにはいかんでしょう。どうしたら良いのかと聞いたんですよ。

○ 企画調整部長

わかりません、よく知りません。

○ 川上委員

その辺がわからないで予算計上してしまったわけですね。そしたら予算を取り下げるか凍結するかどちらかですよ。調査してください。いいですか。調査してください。

○ 企画調整部長

予算の計上はあくまでもこれは市の補完業務として運動団体が行っている活動費に対する補助でございます。今質問議員が言われているところにつきましては私も良く知りませんのでそ

れについては県の選管なりにたずねてみたいと思っています。

○ 川上委員

調べてください。その間は補助金を出せないということですね。それで、先だってから中央交渉の関係とか懇親会の費用の問題、それから研修費の問題、それから市長選挙の支出の2万5千円の問題、市議選の7万3千円の問題、これについて市長から答弁いただきました。それ以外からはまともな答弁がないんです。あなた方は領収書を見たというんだけど、見たといたでしょう、支出先を明らかにしないんですね、議会に対して。それで共産党でビラ作ってあなた方の答弁に基づいてビラ作って撒きました。大変な反響です。いままで最高。それで、この不明と書いてある欄ですよ。あなた方、今日答弁できるように用意してきましたか。

○ 人権同和推進課長

用意しておりません。

○ 川上委員

部長、指揮をとらなかつたんですか。

○ 企画調整部長

この答弁につきましては私本会議の中でも答弁させていただいておりますのでね、そのような、いろいろお答えでございます。

○ 川上委員

あなたは齊藤市長の私の一般質問に対する答弁を聞いてないんですね。そこに座る資格ないんじゃないですか。齊藤市長はこういわれたんですよ。「私自身も中身を知らないこともたくさんあり、質問者のほうからいろんな形での示唆をいただきましたけれども、補助金の交付につきましては私は適正に行われているという認識のもとに今までおりましたけれども、今までのことが確かなのか不確かなのかをしっかりとみながらこれからの補助金交付等については考えてまいりたいと思います」といわれているじゃないですか。市長、このとおりに守って実践していただきたいと思います。そして部下に対して指揮をとってください。これは要求して質問を終わります。

○ 委員長

引き続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

いよいよ最後になりました。私としては行財政改革と市財政についてお尋ねをいたします。平成20年度で3ヵ年目を迎える行財政改革ですが、光化学の見込みについてお尋ねをいたします。

○ 行財政改革推進室主幹

3ヵ年の行政改革の効果額の見込み額でございますが、先に平成18年度につきましては約8,000万円、それから平成19年度につきましては計画学が21億6,000万円に對しまして予算効果額、これは決算見込み額でございますが、約23億9,000万円、プラスの2億3,000万円でございます。平成20年度の当初予算におきましては計画額が約26億、当初予算の見込み額で約35.6億円、約9.6億円の増という見込みを立てております。

○ 川上委員

申し訳ないんですね、ちょっとわかりにくかつたんですね。3ヵ年合計では効果額どうなりますか。言われましたか。

○ 行財政改革推進室主幹

すみません。約62億5千万円でございます。平成18年度が約3.8億円、それから平成19年度が約23億9千万円、それから平成20年度が約35億6千万円。すみません、間違えていました。約63億3千万円でございます。すみません。

○ 川上委員

難しい質問でしたかね。あなた方は130億円の目標を持っているんでしょう、5カ年で。自分たちが立てた予算でどこまで効果額が進むかということは最初の最初じゃないですか、問題点。それがびっくりしましたよ、数字が出てこないんだから。あなた方は私から言わせれば住民犠牲の職員犠牲の行革推進でどうなの、と言ってるんだけど、それすらも真面目にやってるのかと。真剣にやっているのかとすることが疑わしい。無責任のきわみだと思いますよ。そういう状況の中で実は平成18年の9月に行革の推進委員会傍聴したわけですけれども、そのときの副委員長が、市民の声を聞かずにばたばたと決めてしまっていていいものかと。近いうちに見直さないといけないというふうに言ったほどです。九大の先生ですよ。今の市民の様々な痛み、苦渋の選択というふうにもいわれたことがありますけれども、今の市民の痛みについて市長はどういうふうに受け止めておられますか。お尋ねします。

○ 財務部長

市民がどういうふうに感じておるかということでございますけれども、確かに一連の質問者の言われるように、特にいろんな施策、もちろん景気の動向もございますけれども、特に高齢者の方にはかなりご負担があるであるだろうなと思っております。それと、タウンミーティング等で再三我々も住民の方に説明しておりますけれども、行革は何も目的ではないと。これはあくまでも新しい飯塚市の今後を決めるための財政基盤を確立すると、財政基盤確立した上でいろんな新しい施策も展開できるであろうということ、いましばらく我慢してください、お願いしますという形で十分合併の効果も正直言って市長もはがゆい思いをされていると思っておりますけれども、ここは私は辛抱のしどころではないかというふうに思っております。今年は若干ではございますけれども本会議でも答弁いたしましたけれども、新しい施策に新規事業に何がしかの予算配分できたのもこれまでの行革の効果の一部は現れた結果であろうというふうに思っておりますので、とにかくこの平成20年度のプライマリーバランスをとるという最終目標はとにかく最大限実施しなければならん、そのための策を今言われたように3年目を向かえ、ちょうど中間点でございますので、今のままでは若干苦しいところもあるということで新年度早々に新たな経費節減なり、ものに取り組まな非常に厳しい見込みであるということもご答弁申し上げます。これについてはまずはもう一度内部的に切り詰めるところがないのかという再点検、それと制度も大分変わっておりますので今の状況で飯塚市の行政需要、一般財源をどの、いるのかということのを再計算、あるいは再検討して現時点最新の制度、あるいは補助金の中身を精査いたしまして今後の節減額を出して、新しい飯塚市のためにピシッとした財政基盤を確立していくということは何よりの目標だということは思っております。

○ 川上委員

この飯塚市の行政の苦しみというのもありますね。市民の苦しみもありますよね、痛みもありますね。これを国、自民党・公明党福田内閣はまったくわかってないんですね。だから、国の政治に対して、悪政に対して、齊藤市長を先頭に住民の苦しみを軽減する、守るという立場でがんばるという必要があると思うんですよ。そのときに、どういう行財政改革をするのかということが大事ですね。株式会社じゃなくて、自治体らしい自治体、住民の暮らし・福祉を守る自治体として前進できるように私は行財政改革をする必要があると思うんですよ。その内容としては、清潔透明でしょ、無駄をなくして暮らし応援でしょ、それから市長の言葉では生活者の視線ですよ。私たちは市民が主役とも言いますけど。こういう三つのスタンスから行財政改革を見直す必要があると思います、私は。その流れができていけば、今、なかなか、市民との協働とか言って痛みを押し付ける協働では市民の共感を得られないんですよ。今言ったような方向で市民への協働を訴えるなら協働は広がりやすいと思うんですね。市長はその辺、どうお考えでしょうかね。お尋ねいたします。

○ 市長

今の考え方も一つの考え方だというふうなご意見として承って、これから施策の中に入れていきたいと思っております。

○ 委員長

次に、江口委員に質疑を許します。

○ 江口委員

ふるさと納税制度、鯉田工業団地、そして入札制度のついては担当課のほうとお話させていただきましたので、この3点については質問を取り下げさせていただきます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

他に質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。以上を持ちまして、議案第9号平成20年度飯塚市一般会計予算に対するすべての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は「議案第9号 平成20年度飯塚市一般会計予算」案に反対し、討論を行います。新年度一般会計予算案は、5ヵ年で130億円の財政効果をあげるという行財政改革を基調にした中で、乳幼児医療無料の拡充、少人数学級の前進が一部あるものの、全体として市民生活、例えば子どもには幼稚園の通園バスの有料化、高齢者には長寿祝い金の大幅カットの継続、さらに地域の子育て文化振興などのために合併前からあった補助金の削減を押し付け、75歳以上の高齢者に大きな負担を押し付ける一方、医療サービスは抑制する後期高齢者医療制度の4月からの導入の動きのもとで、高すぎる国民健康保険税や、介護保険料の軽減への支援を強めることを拒否するものとなっています。一方三菱マテリアルのボタ山を買い上げ24億7,000万円をかける見込みの鯉田工業団地など必要性や展望が問われるばかりか、市財政を大きく圧迫する事業の拡大、さらに国が終結して7年目に入るのに部落解放同盟及び同和会への補助金約5,100万円をはじめ、3億3千万円以上をも投入して同和行政を継続するものとなっています。このように全体として税金の無駄使いを続けながら暮らしと福祉教育、環境、中小企業の犠牲を広げるものとなっており、私は反対であります。以上で討論を終わります。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

○ 八児委員

簡単です。詳しくは本会議で延べさせていただきますけど、平成20年度予算については賛成したいと思います。

○ 田中委員

私は民友クラブを代表して来年度の予算に賛成の立場で討論をしたいというふうに思っています。市長さんの施政方針の中で、重点施策という形でいろいろ述べられております。その内容につきましても、人権問題、それから子育て支援、いろいろな学校の耐震等も、それからいろいろ私は今度本会議の中で詳しく討論をしていきたい。賛成でございます。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 平成20年度飯塚市一般会計予算」は、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。本特別委員会は夜遅くまで3日間審議させていただきまして、お陰さまで予定通りに審査を終了することができました。これもひとえに委員また執行部の皆様のおかげと感謝する次第でございます。委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたします。

(拍 手)

これをもちまして平成20年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

(閉 会) 22 : 12